

DA
325
1986
Ⓜ

寄	贈
	昭和
山 中 弘 氏	年
	月
	日

No.

イギリス・メソディズム研究 (I)

— その組織的展開 —

一七三九年—一八五二年—

山中 弘

LFE C152

2011-10-08

目次

序論

1

第一章 社会・宗教的背景

47

第一節 産業革命とメソヂイスム

47

第二節 既存の宗教組織

87

(1) イギリス国教会

87

(2) 非国教徒

109

第二章	メソダイズムの成立と展開	123
第一節	前段階期	125
第二節	形成期	155
第三節	過渡期	205
第四節	自立期	260
第三章	ウエスレいの思想と権威	313
第一節	ウエスレいの神学思想	313
第二節	体験と権威	369
第三節	ウエスレいとカリスマ	402

第四章 ウ エ ス レ 1 死後の時代と混乱

456

第一節 権威継承とめぐる対立

466

(1) ヌ ソ テ イ ズ ム の 権威構造

468

(2) 統治問題

483

(3) 聖餐式問題

501

第二節 和解の計画

515

(1) 和解の計画の内容と意義

515

(2) キラムの批判と理念

531

第三節 フオムム

548

体制の確立

548

(1) リーズ年会の諸決定

550

(2) 九七年体制の特質

559

第五章 組織的發展と変化

577

(1) 説教者層の変化

578

(2) 負の変化の諸相

589

第六章 バンディング体制の形成と確立

616

第一節 形成期

623

第二節 抗争の前提

642

(1) 日曜学校

643

(2) 巡回区分割

第三節 リー・ス・オルカン事件

656 649

第四節 ウォリン事件

678

(1) ウォリン事件の意義と経過

678

(2) 反対派の論点と組織構想

687

(3) 年会の論駁とカリスマの

制度化

717

第五節 バンディング体制の確立

732

第七章 フライ・シーツ事件

744

第一節 四九年の年会

765

第二節 抗争の拡大

第三節 抗争の論点と意義

(一) □ フライ・シート □ に関し

(二) 追放の正当性に関し

結論

参考文献表

846

836

794

776

775

775

序論

(1)

人類の宗教史にとつて近代化の諸潮流は、
 極めて重大な意味をもつている。それは、宗
 教史にとつて大きな転換点を形成してゐると
 いえる。なせなら、近代と総称される変動の
 総体は、それを受容するにせよ拒否するにせ
 よ、世界の各地で独自に展開してきた宗教的
 伝統と文化を否応なしにその渦の中に取り込
 んでゆく強大な普遍的諸力だからである。

き	神	彼	な	の	を		在	類	エ
な	秘	の	も	主	引	近	状	型	リ
い	性	自	の	体	き	代	況	を	了
	を	由	を	と	受	の	を	ヨ	一
彼	失	と	拒	動	け	非	宗	一	デ
は	う	獲	否	因	た	宗	教	口	は
最	ま	得	す	と	。	の	と	ッ	、
後	で	す	る	く	す	関	の	パ	近
の	は	る	。	て	な	わ	関	近	代
神	彼	障	：	の	わ	ち	り	代	か
を	自	害	：	み	彼	は	て	の	生
殺	身	あ	：	見	は	新	次	中	み
し	に	る	：	る	自	し	の	に	た
て	な	。	も	、	己	い	よ	見	し
し	る	彼	の	そ	を	生	う	出	に
ま	二	は	は	し	た	存	に	し	新
う	と	は	、	て	た	の	述	、	し
ま	か	完	彼	超	だ	状	べ	そ	い
で	か	全	が	越	歴	況	る	の	人
は	で	に	バ	的	史			存	間

実
際
に
自
由
は
あ
り
え
な
い
。 (1)
 エ
リ
ア
ー
デ
の
こ
の
言
葉
に
象
徴
さ
れ
る
宗
教
と
 人
間
に
対
す
る
近
代
的
諸
力
の
か
か
る
巨
大
な
イ
ン
 パ
ク
ト
の
諸
相
と
意
義
を
明
ら
か
に
す
る
こ
と
は
、
 人
類
の
諸
宗
教
と
そ
の
構
造
と
歴
史
に
お
い
て
理
解
 す
る
こ
と
に
努
め
る
宗
教
学
に
と
つ
て
極
め
て
重
大
 な
課
題
と
い
わ
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
。 し
か
し
、 人
 類
の
宗
教
史
の
う
ち
に
、 宗
教
は
様
々
な
形
態
を
と
 っ
て
現
わ
れ
て
お
り
、 そ
の
と
の
側
面
に
注
目
す
る
 か
に
よ
つ
て
、 先
の
問
題
を
明
ら
か
に
し
よ
う
と
す

る宗教学者に課される課題も方法も異なつてくる。ド・ワツハは宗教現象の理解に際して宗教体験を重視しつつ、その表現として宗教の三つの側面を指摘した。すなわち、(1) 理論的側面（信仰体系、教義等）、(2) 実践的側面（礼拝、儀礼等）、(3) 社会学的側面（宗教集団、宗教指導者等）である。(2) 彼に従つて宗教現象をこの三つの側面に分類するとすれば、本論で取り扱う主題は、ワツハの言う宗教の社会学的側面とリわけ宗教集団のレヴェルに

おいて、近代的諸カハ宗教集團の在り方や展
 開史に与へた影響の一端を明らかにするこ
 とにある。もちろん、この問題は、様々な文化
 宗教伝統によつて、全く異なつた様相を呈す
 る。キツカワの勞作^ロ東洋の宗教^ロハ明ら
 かにした仏教、ヒンズー教、イスラム教等の近
 代化に對する反応と、西欧世界のキリスト教
 の場合を同じレヴェルで扱ふことは明らか
 不可能に^レかうである⁽³⁾本論では、西欧のキ
 リスト教世界、特に近代イギリス社会に注目し

そこ誕生した一宗教集団を取りあけることに
なる。
さて、次に、上述の主題をより一層明らか
にするため、本論の問題意識を規定する方法
論に言及しつつ、まず、西欧社会における宗
教の在り方の変容について言及しなればな
らぬ。近代社会の宗教集団の特質は、西欧
の近代化過程での宗教の性格の変容の社会学
的表現に他ならぬ。既に先の問題
題設定に示唆されるように、本論の問題意識

と規定する視座は、宗教学の重要な下位部門
 を構成する宗教社会学的な方法である。と
 のも、宗教の社会学的存在形態の解明を基
 本的課題とする宗教社会学は、近代とい
 った社会・歴史の変動に伴う宗教の容
 題を考へる上で最も適切であるとい
 えるから、宗教社会学的視座から宗教
 をある。宗教社会学的視座からすれば、
 は人間が生み出す文化現象の一つであ
 り、それ故に宗教は一つの实体をも
 った永遠に在る不変なものではなく、
 社会変動の中でその在

り方を多様に変容させている。(4) 社会の変化に伴う宗教の変容と、いう問題は、従来より社会変動と宗教と、いうテーマの下に宗教社会学的領域の中で活発な議論を喚起している。ここに、近代社会の宗教集団の特質を明らかにするための前提として、社会変動と宗教の変容に関するP・バーガーの理論に依拠しつつ、伝統的社会との対比の中で、近代における宗教の性格の特質を簡単に言及してみたい。

彼の理論は、従来までの宗教社会学理論に

現象学的手法と結びつけることによつて、
 会における宗教の変容とともに、人間の意識
 にとつての宗教の変化をも同時に明らかに
 するといふ長所をもつていゝます。当面の
 議論の理解にとつて必要と思われ、範囲内に
 おいて、バカカの理論的立場を簡単に述べ
 おこう。彼によれば、人間は客観的でない、
 環境世界に住んでゐるわけではな、い。人間は、
 有意義な構造をもつた世界、すなわち意味を
 もつた世界に住んでゐる。しかし、この有意

味な世界を人間は単独で構成するわけではない。彼は、有意味な構造から客観的知識として制度化されたいる社会に参加する。よってこの世界を獲得する。換言すれば、人間は「社会化」することによって社会が提供する有意味の世界の中に住むことが出来る。バールガーは、この社会化による有意味世界への人間の住みこみを「主観的現実」(Subjective reality)と規定する。(5)つまり、人間の意識のパーソスペクティブから受けとられた現象

造 (plausibility structure) と呼ぶ。(6)

この「主観的現実」を支える基盤を「信憑構

礎づけられ維持されている。バカは、

える「特定の社会的基礎と社会的過程」に基

う。それは、常にその現実の「自明性」を支

としたものではなく、常に不安定であるとい

人間の受けとる「主観的現実」は決して確固

実の維持という問題を担す。彼によれば、

しかし、ここでバカは、この「主観的現

実を「主観的現実」と表現するわけがある。

こ こ か ら 、 い か ら に お け る 宗 教 と 信 憑	は 実 在 に 関 係 づ け る か ら あ る 。(7)	的 に 規 定 さ れ た 現 実 を 究 極 的 な 宇 宙 的 な 神 聖	か ぞ き る な せ な ら 、 宗 教 的 正 当 化 は 人 間	主 観 的 現 実 は 最 も 高 度 な 安 定 性 を も つ こ と	聖 なる コ ス モ ス の 下 に 編 成 さ れ る 時、	が 安 定 性 を 保 つ つ、 そ れ が 宗 教 的 世 界、	し う る の で あ る 。そ し て、 こ の 信 憑 構 造	と る 主 観 的 現 実 は 安 定 性 と 自 明 性 を 獲 得	信 憑 構 造 の 確 実 性 に 支 え ら れ る 人 間 の 受 け
---	---	--	--	---	---	--	--	--	---

心
 一
 か
 一
 は
 、
 こ
 の
 関
 係
 を
 次
 の
 よ
 う
 に
 述
 べ
 て
 い
 ます。

的
 現
 実
 と
 の
 安
 定
 性
 が
 保
 証
 さ
 れ
 る
 わ
 け
 で
 あ
 る
 。

与
 え
 る
 こ
 と
 が
 不
 確
 定
 な
 り、
 そ
 の
 こ
 の
 主
 観

て、
 宗
 教
 は
 人
 間
 に
 包
 括
 的
 の
 か
 つ
 一
 貫
 し
 た
 現
 実
 を

下
 と
 して
 信
 憑
 構
 造
 と
 一
 致
 し
 て
 い
 る
 状
 況
 に
 お
 い

明
 性
 を
 見
 出
 し
 て
 い
 る
 。
 宗
 教
 的
 パ
 ー
 ス
 ペ
 ク
 テ
 イ

中
 に、
 宗
 教
 的
 世
 界
 の
 人
 間
 の
 意
 識
 に
 と
 つ
 て
 の
 自

信
 憑
 構
 造
 と
 こ
 の
 解
 釈
 枠
 組
 の
 重
 な
 り
 あ
 り
 たい
 の

が
 与
 え
 る
 人
 間
 の
 現
 実
 解
 釈
 の
 枠
 組
 と
 し
 て
 捉
 え
 取
 ら
 れ
 ています。

構
 造
 と
 の
 関
 係
 が
 理
 解
 不
 確
 定
 な
 り、
 彼
 は
 宗
 教
 と
 社
 会

る。特定の宗教的世界は信憑構造が存続す
 る限りにおいてのみ意識に現実(トースト)と
 してあらわれる。信憑構造がしつかりして耐
 え得るものであれば、それに支えられ、い
 宗教的世界は意識の中にしつかりとしてい
 十分にリアルである。(8)
 ニウシバカの理論的立場から、伝統
 的社會との対比の中で近代社會における宗教
 の性格を考えてみよう。彼の視点に立つた
 は、宗教が社會の成員の誰にとつても何ら疑

マ	め	諸	包	の	て	の	教	理	い
ク	あ	経	括	意	い	成	の	念	え
口	げ	験	的	味	る	員	提	型	な
的	ら	は	な	統	場	の	供	的	い
レ	れ	宇	天	一	合	役	す	に	「
ヴ	て	宙	蓋	の	と	割	る	は	自
エ	い	全	」	た	い	や	聖	、	明
ル	た	体	」	め	え	地	なる	宗	性
で	。	に	」	の	る	位	コ	教	」
理		関	」	す	。	、	ス	と	と
念		連	」	べ	そ	人	モ	社	獲
型		づ	」	て	こ	間	ス	会	得
的		け	」	の	こ	関	に	が	し
に		ら	」	シ	の	係	従	重	て
捉		れ	」	ン	宗	等	っ	な	い
え		な	」	ボ	教	が	て	り	る
れ		か	」	ル	は	決	、	あ	社
ほ		ら	」	を	っ	定	宗	い	会
、		ま	」	覆	社	さ	宗	は	は
		と	」	う	会	れ		、	

こうした社会の例として一三世紀までの中世
 カトリック世界を考へることは、
 ちろん、それは、宗教と社会の在り方に
 関しては、
 てつとハハ指摘した、
 自然の宗教集団では、
 なく、社会から高度に自立性を獲得した、
 特殊の宗教集団である。しかし、中世カトリ
 ック世界は明らかに自然的宗教集団と性格を
 異にしつつ、それと類似した状況と形づく
 ていた。そこでは、存在の類比性とい
 うか
 たらず無生物から人間さうに天使に至るま
 まで

あらゆる被造物は神に至る固定的なヒエラル
 ヒーの中に位置づけられ、社会秩序から人間
 関係の在り方すべてにわたって、キリスト教
 的理念の下に包括的かつ一元的に統合され
 いた。ミクロ的に捉えれば、こうした社会の
 下に存在する村落共同体といえるが、それは
 何も一三世紀まで遡る必要はなく、例えは後
 述するようにな、一八世紀までのイギリス社会
 にも存在する。国教会の教区教会の座席の配
 置は、その社会の支配秩序に従って設計され

ており、その秩序は国教会の聖なるコラス
にあって神的な自明性と与えられていたの
である。以上のようである宗教と社会の密接な関係
は近代化を経験していった伝統的社会の特徴
といえる。こうした関係の存続は、当該社会
の信憑構造の安定性と閉鎖性に依存して
社会秩序が安定的な社会が閉鎖的であるため、
そこに住む人々の社会的経験は社会を覆う意
味秩序の中に一貫してまとめることが可能
であった。つまり宗教の与えるパースペク
ティブ

によつて、彼らの社会的経験は十分に有意
 味なものであつた。かかる社会において、そ
 こに住むことは、同じ宗教的コスモスに住む
 ことであつた。それ故、伝統的社會において
 宗教は公的かつ社会的性格を持ち、誰にとつ
 ても疑いえないといふ意味で客観的であつ
 たといえるのである。
 近代的諸力は、宗教と社會のかかる密接な
 關係を根本的に變更する。両者の關係は完全
 に分断される。經濟構造上の大規模な變動を

基底とする「産業化」とそれによる閉鎖的共
同体の解体及び人口の流動化と近代的諸力と
規定するならば、それらは宗教の公的自明性
を保証する信憑構造を動揺させる。当該共同
体の都市との経済的結び付きの緊密化は、共
同体には多様な価値観を浸透させ、従来の宗教
的コスモスの提供する「意味秩序」から独立
する人々を生み出す。宗教的コスモスの包括
性と一元性を支えていた信憑構造は不安定な
ものとなる。そのために「宗教による現実定

神の本質探求
 宇宙の始源・構造・運命
 フの主要な課題
 人間の存在の意義の探求
 ものと成る。(12)
 従来の伝統的宗教に見られた三
 のではなく、個人の実存や心理に語りかける
 変化する。(11)
 宗教はもはや宇宙や歴史を語るも
 なるものから、主観的で「選択」的な事柄へと
 く相違するものとなる。それは公的で客観的
 とともに、宗教は伝統的社会での性格と著し
 性を喪失してしまふのである。近代化の到来
 義が一貫した普遍的確証(10)を欠き、その確実

の研究^レ | のうち、^レ 近代世界の諸宗教^レ
 において最初の課題が強調されるとするキタ
 かわの指摘は、かかる傾向を裏付けると
 いえよう⁽¹³⁾ ばかりは、こうした状況と
 ように象徴的に表現してゐる。宗教は公共
 のものである限り実在性（^レ *reality*）を欠き、
 それが実在である限り公共性を欠いてゐる^レ
 R・ベラは、近代社会における宗教の在り
 方の理念的先取りと宗教改革のうちに見出し

初期近代宗教^レ と、新しい宗教類型と設

(14)

定してゐる。彼は、その特徴として現世と
 一つの世界の双方の階層構造が崩壊したと
 と述べ、¹⁵ 媒介された救済の体系の突破を
 指摘してゐる。つまり、神と人間の直接的な
 主観的な結びつきを、それ以前の宗教類型に
 存在しない特徴としてゐるわけである。ま
 た、井門富二夫もベラの立場を支持しつつ、
 近代における宗教の在り方を救済の有無が
 信仰をもつ個人の主観にまかされることな
 ったと述べてゐる。¹⁶ このように、近代化は

伝統的宗教の公的自明性を支える共同体的社会を解体させることによつて、宗教に個人的で主観的な性格を与えた。宗教的世界の自明性は宗教的制度によつてではなく、人々の内的「意識」の内にものみその確実性の根拠を獲得するにとつてある。丁・ルツ・クマンは、近代以降のこゝろに宗教の在り方を、宗教が人間の主観的意識の側へと見えない「宗教」と呼ぶたといいう意味から「見えな宗教」と呼んでゐる。(17)

以上、の点から、宗教の個人的で主

観的な在り方を、近代社会における宗教の性
 格の一つの大きな特質とみることは、
 不ある。また、近代化に伴う宗教の性格の
 変化は、その社会学的帰結としてそれを担う
 新しいタイプの宗教集団の成立を留意する。
 宗教集団の組織的個性は、
 尺・ロバートソン等が指摘
 するように、当該集団の存在する文化・社会
 状況に大きく規定されるからである。
 (18) 例えは、
 包括性と普遍性を集団原理とする、
 宗教集団

の類型論からするところ、
モ、その要求を支える現実的
基礎が存在しない場合、
集団としての性格を変化させ
ない。井門富二夫は、E・ト
レルケ、M・ウエーバー等に
よって古典的に定式化された
チャーチ・セフトといふ宗教集
団類型を近代社会以前の在り
方であるとして述べ、
近代的状況における新しいタイ
プの宗教集団として、
デノミニーションの成立を指
摘している。にもかかわらず、
近代社会への移行期に新

制	ら	成	徒	一	目	要	宗	と	し
は	れ	員	と	階	的	約	教	い	く
、	た	の	中	層	的	で	集	う	誕
「	集	信	心	別	集	き	団	名	生
信	団	仰	と	の	団	る	の	称	し
徒	」	意	し	準	。 (2)	。 (20)	性	を	た
の	。	識	た	拠	(1)	(1)	格	与	宗
信	(5)	の	組	集	と	成	的	え	教
仰	(4)	上	織	団	と	員	特	て	集
と	と	に	運	と	の	の	質	い	団
世	の	あ	営	な	関	関	は	る	に
話	関	る	。	る	連	心	、	。 (19)	対
す	連	、	(4)	傾	で	に	以	彼	し
る	で	下	「	向	、	基	下	の	て
ビ	、	か	宗	を	当	づ	の	言	「
ユ	そ	ら	教	も	該	く	セ	う	組
ロ	の	作	的	つ	集	自	つ	こ	織
ク	管	り	権	。	団	発	の	う	宗
ラ	理	あ	威	(3)	は	的	点	し	教
シ	体	か	か	信	同	、	に	た	」

自 然 的 に 宗 教 集 団 に 参 加 し て 中 小 企 業 に 参 入 する。

信 仰 が 個 人 的 で 選 択 的 で あ る が 故 に 人 々 は

方 の 組 織 的 表 現 で あ る こ と は 明 ら か で あ る う。

か 先 に 指 摘 し た 近 代 社 会 に お け る 宗 教 の 在 り

井 門 の 指 摘 し た 以 上 の よ う な 諸 特 徴 が 筆 者

と っ て 人 口 の 流 動 化 し て 社 会 的 条 件 と す る。

の 成 立 は 既 存 の 宗 教 地 盤 上 地 縁 社 会 の 崩 壊

了 ら に 組 織 宗 教 の 特 質 と の 関 連 性 (17)

(6) 成 員 全 員 の 伝 道 活 動 に よ っ て 維 持 さ れ る。

1 で あ っ て も は や ヒ エ ラ ル ヒ ー で は 行 い

仰意識に基礎づけられるとともに、信徒中
 され、宗教的權威が成員個々の主観的
 による宗教的權威の独占といふ觀念は相対視
 主観的に受けとめられるが故に、聖職者だけ
 不可了なものとする。さらに救済が直接的、
 こに人々を結集するため、積極的な伝道に
 また逆に宗教集団の側にとつて、これは、そ
 特定の宗教の受容は自発的となるのである。
 ではない、彼にとつてだけ自明であるが故に、
 つまり宗教的世界は、誰にとつても自明な

心の組織運営に亘り、ゆくゆくである。以上述べたきたことを要約すれば次のようになる。

(1) 近代化によつて、従来の伝統的宗教の在り方を支える信憑構造が動搖、解体した。

(2) これによつて、宗教の在り方は個人的な

主観的な性格を強く持つことになった。

(3) かかる宗教の性格の変容は、その担い手

としてデノミネーションないし組織宗教と

いう新しい宗教集団の誕生を用意した。

(2)

何なる特質と問題性を与えられたか、にあるとい
 てどのように関連し、その展開の方向性に如
 宗教性が組織の形成と発展のフロッセスにおい
 る。つまり、筆者の問題意識は、この近代的
 を持つものではないかを明らかにすることにあ
 のとの関わりにおいて、如何なる特質と問題
 る先に指摘した近代的宗教性とも呼ぶべきも
 の歴史的發展から、その成立の基盤となつてい
 代社会の移行期に誕生するとされる組織宗教
 さて、筆者の本論における主要な関心は、近

える。この問題を考えるにあたって、このころは近代的宗教性を、既に組織宗教の特質として指摘した宗教的権威における主観主義的権威意識に主に限定してみたい。この主観主義的権威意識は、一般にトレルテ、ウエーバーによる古典的な宗教集団類型論の文脈において客観主義的立場と対比の上で理解されていく。前者は宗教的権威を宗教的制度ではなく人間の主観的な意識と態度のなかに求める。つまり宗教的救済の制度的独占を否定し、そ

教的權威を人間の主観の内にはなく客観的
 う。(21) これに対して、客観主義的立場と
 在り方は、主観主義的立場の理念型といえ
 語りかけるという彼らの本来の宗教的実践の
 うれたと信じた人が、会衆に対して自発的に
 か指摘して、いようには、聖霊から靈感を与え
 てクエーカー派をあげられる。W・S・I・K
 いえる。こうした態度の最も典型的な例とし
 うの心的態度の上に基礎づけられるというものと
 れを個人の「自覚的回心」とそれに基づく彼

その制度にあるとすると、人間に對して外在的に存在する制度が救済を客觀的に保持し、これを離れて人間の救済は存在しない。この立場をウエーバーは「恩寵アংশエタルトトレルケは「奇跡的力の客觀的組織」⁽²³⁾と特徴づけ、⁽²²⁾ているが、いづれもその代表的例としてカトリック教会を考へてゐる。この二つの立場を、必ずしも救済の有無に關わらせることなく、より一般的に組織の權威構造の相違と考へるならば、前者は宗教的權威と人格の不

主観主義的權威意識は近代的情况において最
 派等と長い伝統をもつてゐる。しかレ、この
 頭のフロテスタントの諸セクトやクエーカー
 ツク内の異端派、修道会運動、そして近世初
 くはドナテイスト論争から始まつて、カトリ
 突然現われてきたわけではな。いは、古
 はキリスト教内において決して近代になつた
 れよう。もちろん、この主観主義的權威意識
 者の分離と説くキルへの原理とも特徴づけら
 可欠な関係と考へるセクト的原理、後者は兩

も自由に表現される機会をもつ。なせなら、
こうした状況では、特定の宗教的理念の一元
的支配は社会構造上の条件から不可能となつ
ており、こうした立場の自己主張は社会的制
裁と与えられない。つまり、それらは当該社
会における支配的価値体系の内部へと無理に
位置づけられる。それによつて弾圧され消
滅することはないのがある。しかかも既に述
べたように、近代社会において宗教の在り方は
主観的性格を強く持つており、それ故、それ

以前の社会に比して宗教的領域における先の
 意識の発生を極めて容易に可る。従って、こ
 こでは主観主義的権威意識を近代の宗教性の
 一つの特徴とし、
 一方に、
 以上のように、
 限定は、
 同時に本論で取り扱
 う組織宗教の組織的展開過程に對する分析の
 視点の問題と結びつく。すなわち、筆者は、
 本論においてその過程と当該集団の宗教的権
 威、特に集団創設者の担う宗教的権威との関
 わりを中心として考察を加えることにする。

せむら、彼らの権威と中核とした組織形成と
 展開の過程に看取される諸問題の内には、こ
 ここの集団の組織的軌跡と主観主義的立場と
 の関係が最も集中的に表現されて、いと考
 られるからである。そもそ、組織宗教の成
 立は、それが誕生しうる社会的背景を前提に
 し、それから、創設者の内面に生じた自己の神
 的使命の主観的自覚を起点として、この
 意識を基底とした既存の宗教的権威と伝統か
 らの解放或いは突破が、かかる宗教集団の形

成の決定的契機を構成する。比喩的に述べれば、彼らの意識の中に、近代的状态における宗教の性格の変容は格好の表現の場を見出すこととが、できるのである。ウエーバが主観的カリスマの保持を制度的、或いは伝統的な權威の対極に位置づけ、組織宗教の創設者は主観主義的な權威意識の最大の担い手といえるのである。しかしながら、彼らの権威を中核とする集団の形成と展開は、組織の統合の達成にとつて原理的に大きな緊張を含む

むものといえる。なせなら、彼らによる絶対
的支配権の行使は、集団成立の地盤である主
観主義的立場と鋭く拮抗するからである。そ
れは、宗教的カリスマによる新しい神聖秩
序の確立と帰結するだけでなく、集団の成員
の意識の内にあらゆる組織的権威の否定、或
いは上からの絶対的権威を拒否した靈的平等
主義をもたらす。つまり、この立場は、あら
ゆる外在的権威の絶対性を拒否するといふ意
味で、組織秩序の完全な否定という了十一キ

して形づくられる組織秩序の性格を軸にして組
 め、ある。このように、彼の権威とそれに
 組織的統合は、本来不安定な要因を孕むわけ
 威であるというパラドックスによつて、その
 が一面において、メソバにとつて外在的権
 義的権威の最大の担い手である創設者の権威
 便と相反するベクトルに他ならない。主観主
 は、明らかに創設者の担う絶対的支配権の行
 に留めるといふ態度を含まないのであり、こ
 れは、或いはそれを便宜的に機能的なもの
 らず、

織宗教の展開を考える視点は、既に示唆されてい
るような、主観主義的権威意識がその展開過程
にもたらす特質と問題性を最も明瞭に理解する
ことかできないものといえるのであ
る。しかし、もちろん筆者は、ここを先の視
点から組織宗教一般の展開に関する理論的枠組
を提出しようというのではない。むしろ、こ
こでは、その一般的枠組の構築において、特
定の「組織宗教」の具体的な歴史過程に焦点
を当て、その過程に見られる具体的な諸問題

を先の視点から明らかにしようといふ意図を
 もっている。組織宗教がすぐれて近代的宗教
 性を表示する現象であるならば、特定の組織
 宗教の展開に示される諸問題は、当該集団の
 歴史的文化的制約性を前提にしつつも、組織
 宗教一般の展開に認められる普遍的な構造を
 含むものといえる。組織宗教の展開過程に看
 取される諸特質の個別性と一般性は、こうし
 た事例研究の蓄積の上に明らかにすると考え
 られるのである。

さて、筆者は、先の問題を考へる事例として、一八世紀中葉から一九世紀前半に到るイギリス・メソヂイヅムの歴史的軌跡を取りあげてみたい。メソヂイヅム(Methodism)は一七三九年、イギリス国教会牧師ジョン・ウエスレー(John Wesley)によつて結成された宗教集団である。それは国教会内部の信仰復興運動として出発するが、彼の新しい伝道方式の積極的活用によつて多くの信者を獲得し、短期間の内に急速な成長を遂げる。そして、

彼の死後、国教会から分離して、国教会と従

来の非国教徒の中間に位置する第三の宗教集

団として自立するのてある。

この時期のイギリス・メソヂイズムの歴史

過程をここに示す、既に述べた問題を考ふる事例

として取りあげた理由は、以下の諸点にある。

(1) メソヂイズムは、伝統的社会から近代的

社会への移行期に誕生した宗教集団である。

当時のイギリス社会は産業革命の進行の渦

中にあり、その影響によつて、伝統的宗教

の基盤である共同体的秩序は徐々に動揺し
 始めていた。人口の流動化は教区外に多数
 の人々を流入させ、伝統的宗教の影響力を
 著しく低下させた。こうした状況は、宗教
 の主観主義的在り方を社会的に準備するも
 のであり、それに即応したかたろでメソヂ
 ィズムは急速に発展するのである。この意
 味で、メソヂヂイズムは、次に述べる諸点を
 含めて、組織宗教と規定しようのである。(24)

(2) ウエスレリは信者たちを組織運営の地域

的責任者に登用するとともに、彼らとメソ
 ディストたちの活動の世話をする擬似聖職
 者に任命し、それと自分を頂点とする新し
 い宗教的ヒエラルヒーへとまとめあげた。
 この役職秩序はウエスレリの權威を前提と
 し、それから、彼ら自身の主観的な召命意識
 に支えられていた。それは、近代的状況に
 おいて優位となる主観主義的な權威意識の
 組織化の上に成り立っていったといえるの
 である。

(3) ウエスレートの説くキリスト教は、神の恵
 みの万人への遍在を前提にして救済に到る
 人間の側のイニシアティブを積極的に肯定
 した。しかも、彼は救済の確証を個々の人
 神との和解体験の内にあることを強調した。
 そこでは人間にとつての宗教的世界の实在
 性 (Reality) が、体験というすぐれた主観
 的で人間の側の意識へと引きつけられてい
 る。井門富二天の言葉を借りるならば、ウ
 エスレートの思想構造において「神中心主義

から人間中心主義II体験中心主義への移行

を見ることかできないのである。

(4) ヌソディズムは、ウエスレIの絶対的な

カリスマ的リीडァーシップに全面的に依存

しつつ成長する。広い地域にわたって存在

する地域的組織は、彼の権威によつて一つ

に統合され、彼の監督と指示に従つて活動

を行なつていた。会内役職者も、彼の権威

に絶対的服従を要求され、不服従は組織か

らの追放を意味したのである。

(5) この時期の組織的動向は、宗教的権威の問題をめぐる組織的緊張と混乱に満ちてい
る。すなわち、ウエスレィ生存在中における
国教会の宗教的権威と秩序からの逸脱、或
いは彼の死後の会内役職者の権威をめぐる
組織的混乱と分裂等と、その展開の軌跡は
宗教的権威を中心とする緊張と混乱によ
って特徴づけられるのである。
以上の諸点から明らかたように、メソヂ
スムの組織的性情とこの時期の歴史的過程は、

創設者の権威と、それに基づき組織秩序から
 組織宗教の展開を分析するといいう本論の視点
 にとつて、極めて格好な歴史的素材を提供す
 るものといえるのである。
 従来の研究動向は、こうした視点からメソ
 ティズムを十分に取り扱ってはいない。
 イズムをめぐる研究は、ウエズレの神学と
 伝記を中心にして歴大な量にのぼるが、本論
 では問題とするウエズレの独自の宗教的権威
 を本格的に取り扱った研究は、ほとんど存在

しない。もちろん、彼に関する伝記や研究は、ウエズレーが組織内において絶対的権威を行使したことを指摘している。しかし、それらは、いふかれも彼のトリトリ的保守主義の帰結として位置づけられ、彼固有の権威の問題として理解されていらない。(21) 但し、一九七九年に出版されたR・L・ムアの日記ジョン・ウエズレーと権威^四は、ウエズレーの権威を心理学的視点、特にE・エリクソンの理論から分析しており、ウエズレーの研究の新しい領域を開

接
 的
 に
 対
 象
 と
 し
 た
 も
 の
 で
 は
 不
 い
 。
 そ
 れ
 は
 、
 ウ

 筆
 者
 が
 本
 論
 で
 論
 ず
 る
 彼
 自
 身
 の
 宗
 教
 的
 権
 威
 と
 直

 レ
 ー
 の
 心
 理
 に
 内
 面
 化
 さ
 れ
 た
 両
 親
 の
 そ
 れ
 で
 あ
 り

 題
 を
 考
 え
 て
 い
 る
 た
 め
 、
 こ
 こ
 で
 の
 権
 威
 は
 ウ
 エ
 ス

 し
 か
 し
 、
 ム
 ア
 は
 エ
 リ
 ク
 ソ
 ン
 の
 理
 論
 か
 ら
 権
 威
 問

 折
 れ
 ↓
 一
 挫
 折
 か
 ら
 高
 揚
 一
 と
 特
 徴
 づ
 け
 て
 い
 る
 。
 (27)

く
 も
 の
 と
 い
 え
 る
 。
 彼
 は
 、
 そ
 こ
 で
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 の

ア
 イ
 テ
 ン
 テ
 イ
 テ
 イ
 の
 探
 求
 と
 両
 親
 の
 権
 威
 に
 対
 す

る
 彼
 の
 葛
 藤
 を
 中
 心
 と
 し
 て
 、
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 の
 心
 理

過
 程
 を
 描
 く
 。
 そ
 し
 て
 そ
 の
 過
 程
 を
 一
 大
 望
 か
 ら
 挫

エスレートのアイデンティティの確立に関する
エリクソンの心理学の適応に終始しており、
その意味では筆者の問題意識にとりて不十分
なものといえるのである。
こうした研究の特徴は、ウエズリーが新し
い宗教の創唱者ではなく、あくまでもキリス
ト教内の改革者であつたといふ事實に当然に
も関わつてゐる。しかし、宗教的カリスマを
新しい宗教の創唱者にだけ限定する必要はな
い。ワツハは、宗教的経験に根ざす交わり

相違に求めてい(29)つま(28)り、宗教伝統の内か
 區別を両者の担うカリスマの特質と在り方の
 (former)の二類型を設定してい(28)るが、その
 とし(28)て、
 教祖 (founder)と改革者
 彼は、宗教集団の指導者の宗教的權威の類型
 存在り方から宗教的權威の諸類型を構想した。
 に求め(28)てい(28)る(28)そ(28)して(28)そ(28)の(28)カ(28)リ(28)ス(28)マ(28)の(28)様(28)々
 う問(28)い(28)を(28)提(28)出(28)し(28)、(28)そ(28)れ(28)を(28)宗(28)教(28)的(28)カ(28)リ(28)ス(28)マ(28)の(28)内
 適切(28)な(28)形(28)式(28)に(28)よ(28)っ(28)て(28)組(28)織(28)さ(28)れ(28)う(28)る(28)の(28)カ(28)レ(28)と(28)い(28)ふ
 か(28)存(28)在(28)可(28)す(28)る(28)な(28)ら(28)ば(28)、(28)そ(28)れ(28)は(28)如(28)何(28)な(28)る(28)自(28)然(28)か(28)つ

らそれを改革するかたは、
 導者は、
 して彼独自の宗教的権威の担い手なのである。
 それに即した宗教的権威の担い手なのである。
 それ故、宗教学的立場からするならば、
 又レ自身自身の権威の問題と考察の対象とする
 ことは決して不自然なものとはいえないので
 ある。
 また、この時期の組織の形成と展開を中心
 に取り扱った研究も必ずしも多くない。

は近年のF・S・ベーカーのもの、この時代の
 残したJ・S・サイモンの古典的研究、或い
 当時の組織の形成を中心として多くの業績を
 て極めて不十分なものと評している。しか
 った、彼の時代の研究上の麗大な蓄積に比し
 とって混乱の時代であったという理由も手伝
 における組織動向の研究は、メソデイズに
 傾向をもっている。そのため特に彼の死後
 心にして副次的に組織の問題を論じるとい
 う傾向をもっている。そのため特に彼の死後
 らはほとんどウエスリーの行動の軌跡を中

組織動向を知る上で不可欠な歴史的資料を提
供してくれるものの、それらはメソダイズム
の組織と特定の個性をもつ一宗教集団として
理解するといふ意図を欠いてゐる。そのため
こうした研究から得られるのは、人類の宗教史に
おいて多様な形態をとつて現われまくる様々
な宗教集団の中で、メソダイズムが宗教集団
として如何なる組織的個性と意義をもつもの
であるかは十分に説明されない。この点がある
ところから、メソダイズム研究の文脈を離れ

的
性
格
と
、
ワ
ッ
ハ
の
集
団
類
型
の
一
つ
で
あ
る
の
に
、
 団
に
留
ま
っ
て
い
た
初
期
の
メ
ソ
デ
ィ
ズ
ム
の
組
織
 生
存
中
に
お
い
て
形
式
的
に
は
国
教
会
内
の
宗
教
集
 に
言
及
し
て
い
る
。例
え
ば
ヒ
ル
は
、ウ
ィ
ス
レ
ー
 団
類
型
論
の
文
脈
の
中
で
そ
の
組
織
的
性
格
の
特
質
 イ
ル
ソ
ン
、D
・
マ
ー
ケ
ン
、M
・
ヒ
ル
等
が
、教
 つ
か
見
受
け
ら
れ
る
。ト
レ
ル
ケ
と
始
め
、B
・
ウ
 ソ
デ
ィ
ズ
ム
の
組
織
的
性
格
に
関
す
る
議
論
が
、
 考
が
存
在
す
る
。こ
の
分
野
に
お
い
て
、確
か
に
メ
 れ
る
可
ら
ば
、社
会
学
的
な
宗
教
集
団
論
か
ら
の
論

ecclesia in ecclesia" から特徴づけてい
 さらにはマールテンは、従来の類型論にお
 いて、セクトの派生型ないし発展型と捉えら
 れる傾向にあり、たデノミネーションとい
 う概念が干渉し、セクトの類型と並ぶ
 独立した類型である主張し、その具
 体的な例としてメソデイズを取りあげ
 ている。(31) 彼らのこのようにした
 議論から明らかになるように、そのこ
 の関心は、つばらのこの集団の類型上
 の性格づけに集中してあり、その類
 型の特性との関わりにおいて

ヂロリケとその問題意識と視点において相当
 この時期のメソダイズムに對する本論での了
 以上述べたきたに、従来の研究動向は、
 関心を示して、い、い、の、である。(32)
 その過程に看取される組織上の諸問題に何ら
 も、それを単純な類型間の移行として捉え、
 の組織的展開を歴史的に分析して、いる場合で
 ジ・H・ケエンバレンの様に、メソダイズム
 という問題意識に欠けて、いる。また、例えは、
 メソダイズムの組織的展開の動向を分析する

の懸隔を感じさせる。しかし、
 視点からするならば、メソ
 田としての個性はもとより、
 統一的に理解されてこなか
 織的緊張と混乱、分裂と特定
 もつものとして捉えることが
 すすむわら、メソダイズムを
 威の下に成立・展開した組
 下は、その展開のプロセス
 教的権威をめぐる組織的緊張
 は、組織宗教の

宗教性の基盤となつて、いる主観主義的権威意識とウエスリーの独自の権威意識の複合によつて必然的に引き起され、たものとみることゝかゝる。彼の死を、はさんで対立の担い手を異にするもの、の、基本的には同一の構造をとつて現われる。ウエスリーは自らの独自の権威意識に基づいて伝道活動を開始し、多くの信者を獲得する。彼は自らの教説によつて人々の意識の内にもたらされた主観主義的立場を彼の権威の下に組織化し、それらと新らしい

ヒエラルヒーへとまとめあげる。かかるヒエラルヒーの結成は、国教会の既存の宗教的權威との対立を生み出す。聖職者の持つ制度的資格にだけ宗教的權威の行使を制限する国教会の客観主義的立場は、メソヂイストの役職者たちの懐く主観主義的なそれと鋭く拮抗したからである。ウエスレリ生存中のメソヂイズムの組織的展開の最大の特徴である国教会からの分離問題は、ウエスレリと人々によつて各々担われた主観主義的立場と、国教会の

客観主義的立場との葛藤と理解されるのであ

る。

ウエスレリの死後、彼のカリスマ的権威に

支えられ、た役職秩序と集権的組織形態は、

それを維持するために彼の権威の制度化を最

大の組織的課題とする。特に彼の生存中にお

いて、ウエスレリの絶対的支配の實質的代行

者であつた役職者層は、その支配権を正当化

するたために、自らの役職に彼の権威を制度的

に転化する必要請される。かかる権威の

客観化は、主観主義的立場の組織的表現であ
 る。セクテリヤ組織原理との間に鋭い緊張を
 たらし、多くの分裂が生ずることになる。こ
 れで、つまり、彼の死後の対立・葛藤は、組
 織形態をめぐり、彼の権威のキルへ化に対す
 るセクテリヤ原理の対立とみなしうるのでは
 ないか。以上のように、この時期のメソヂイ
 ズムの組織的展開の軌跡は、ウエスレーの権
 威の定立と維持に對する主観主義的立場（或
 いはセクテリヤ原理）の絶えざる異議申し
 立てとみられる。

と
か
で
き
る
の
で
あ
る
。

本論は、上述の視点からメソデイズムの成

立（一七三九年）から組織の大分裂の直接的

契機となつた。曰フライ・シイツ事件（一七

四七年）に到る歴史過程を分析し、あわせて

それを先の問題意識との関わりを檢討するこ

とを課題としていゝる。以上のような視点から

以下、一章から三章まではウエズレィ時代の

四章から七章までがウエズレィ以後の時代を

取り扱う。前者は、ウエズレィによる新レ

宗教的權威の定立過程と、後者は彼の權威の
制度化の過程とその主題とする。第一章では
産業革命の社会的インパクトと既存の社会・
宗教構造の変容との関わりの中で検討すると
ともに、そのインパクトと背景にして成立・
発展したメソディズムの諸特質をあらわじめ
概観し、そこに看取されるメソディズムの組
織宗教的性格を明らかにする。第二章、三章
は、ウエズレーによる独自の宗教的權威の定
立過程を考察するが、特に第二章では、メソ

に与えられた影響を、国教会の分離動向との関わり
 想の特質と、それらからインバート組織の性格
 を一面において規定するウエスレリの神学思
 藤を指摘する。第三章では、まぶかかろ過程
 主観主義的立場と客観主義的立場の複合的葛
 ロノロジカルに跡づけなから、そこに見られる
 の自立化と捉える。そして、かかる過程をク
 ヒエラルヒーの形成とそれに伴う国教会から
 別し、それをウエスレリを頂点とする宗教的
 デイズムの組織的展開過程を四つの段階に区

りにおいて明らかにする。ととも、彼の思想の内部に含まれてゐる主観主義的立場の存在もあわせて指摘される。次にウエスレールの権威のもつ意味を主観主義的立場との関係から捉え、それが組織統合に果たした役割を理解する。そして本章の最後では、彼の権威の性格を主にウエスレールのカリスマ論の視点から考察する。第四章は、ウエスレール死後の新しい体制の成立過程と、その体制が孕む矛盾を彼の権威の継承をめぐる問題として理解する。

る。そこで、説教者による上からの支配体
 制の成立とそれを正当化する権威の不在が指
 摘される。第五章では、新しい体制の成立か
 ら一八二〇年前後までの発展と変化を歴史的
 に跡づけることを通して、ウエスリーの権威
 の制度化の一応の確立をみた所謂バンティン
 グ体制の形成と背後から規定する組織内外に
 わたる様々な要因の存在を探る。そして、そ
 こから彼の体制成立の内的・外的必然性が明
 らかにされる。第六章において、バンティン

ング体制の形成と確立を二つの抗争事件（リ
ーズ・オルガン事件、ウオリン事件）との関
わりの中で考察し、その体制と抗争事件の双
方がもつ意味を明らかにする。ここでは、組
織の支配秩序の確立にとつて決定的な意味を
もつ一八三五年の規則の成立までを主に諸規
則をめぐる解釈問題を主題として論述を進め
る。第七章では、組織的緊張のピークを示す
ロフライ・シートン事件と呼ばれる抗争の内
実を歴史的に跡づけつつ、そこでの争点と意

義を検討する。最後に、上述の展開過程を整理し、ついでに見られる諸問題を明らかにする。そして、メソディズムの組織的展開と、この事例のもつ意味と筆者の問題意識との関係から検討し、若干の結論と展望を引き出すこととなる。

さて、最後に、我が国の研究動向について簡単に述べ、おこしく、ウエスレームの神学はもとより彼の伝記的研究についてはいち九三年代から既に存在しており、その代表的研究者

として野呂芳男の仕事があげられる。しかし、
 それ以外の分野に関してほぼとんど研究がな
 されていない。思想史の領域での岸田紀矢
 崎正徳、社会経済史における鈴木良隆の研究
 をわすれかにはあげるのに留まる。さらにはメ
 ソテイズムの組織に関しては、公刊されてい
 るものも、矢崎のものも存在して、いろいろに
 詳しい。しかし彼の研究は、ウエスレー以後の
 時代の組織的展開について、全面的に第二
 次資料の紹介に留まらず、
 全体にわが国

の著書集、日記、書簡集、説教集とあげること
 エスレール時代の基礎資料について、彼は自身
 れる資料について、簡単に言及しておこう。
 なるお、この問題に関連して、本論で使わざ
 かける研究上の問題を意識して、このことである。
 の組織的展開を主に歴史的に跡づけたのは、
 と、いえるのである。本論が一九世紀前半まで
 に関する研究は、ほとんど全く未開拓の分野
 学研究に偏っており、特に組織の形成と展開
 におけるメソディズム研究はウエスリーの神

とが、できるといふ。これらは、彼に關する研究の蓄積を反映して、いずれも資料批判のゆきとどいた信頼性の高いものであり、特に著作集を除いた三つの文献について、その二とがいえる。またわが国において、野呂芳男、山口徳夫等によつて著作集の神學上の論文一部及び説教集と日誌について、ほぼ全文訳出されてゐる。――但し、後の二つの邦訳について、は残念なから編集者の註が省略なしいし、大幅に削除されており、資料として、は極めて不完全なものとなつた。

つている。本論においてもうエスレイトに

いてはこれらの資料に主に依拠していろいろが、

彼の時代の組織動向と知る上で不可欠な日議

事録ロ（Minutes）もかなり活用する。日議事

録ロは一七四四年以降開催された組織運営上

の会合での討議と決定事項を各年ごとにまと

めて出版したものである。一七六五年から公

的に発表され始める。しかし、ウエズレには

これとは別に一七四四年からの議事録をガイ

ジエラスト版として一七五三（五六）年、六三

年、七〇年、七二年、八〇年、八九年と六回
に分けて出版する。(これらは、通常の「議
事録」に比してサイズが大きな紙に印刷され
たため、「大議事録」と一般に呼ばれる)。
ウエスリーの著作集はこの「大議事録」の最
終版を収録しており、当時のメソヂイズムの
組織の輪郭についてはこの点に知るにと
かできない。しかし、組織の形成のプロセスに
関してはこの最終版だけでは全く不十分な
のである。従って筆者は、このことはわが国に
お

いて全く未紹介の年次別の議事録^四を使用し、この時期の組織形成の歴史的跡づけを行なうつもりである。ウエス^一死後の時代について、は、組織的混乱と分裂が主な課題となつたため、資料的には先の「議事録^四」に記載されてゐる組織の諸規則を中心として、その主要な事件に際して発表された著作、パンフレット等を使用する。これらの資料も、いふれも全く未紹介のものではない。この意味において本研究は、わが国におけるこの時期の研究

に
資
す
る
も
の
が
あ
る
と
考
え
る
の
で
あ
る
。

[註]

(一) Mireva Eliade, The Sacred and

the Profane The Nature of Religi-

on, transl. by W. R. Trask (New

York, 1959), p. 203. 風間敏夫訳

日聖と俗 (法政大学出版局、一九

六九年) 一九三一—一九四頁。

(二) Toachim Wach, Sociology of Rel-

igion, 11th imp. (Chicago & London-

n, 1967), p. 19.

(3) Joseph M. Kitagawa, Religions of the East (Philadelphia, n. d.)

(4) 井門富二夫 神殺の時代 (日本經濟新聞社、一九七四年) 三六頁

(5) Peter L. Berger and Thomas Luckman, The Social Construction of

Reality A Treatise in the Sociol-

ogy of Knowledge (Hidldesex, 1966)

rep. (1976), pp. 149-150. (11)

Constitution & 略可。山口節郎記

日 日常世界の構成 (新曜社、一九

七七年) 二四七-二四八頁。

(6) Ibid., pp. 174. 邦記二六〇頁。

(7) Peter Berger, The Social Real-

ty of Religion (Middlesex, 1963),

p. 44. (以下 reality & 略可)。

園田稔記 日 聖なる天蓋 (新曜社、

一九七九年) 五三頁。

(8) Ibid., p. 153. 邦記二二九頁。

(9) Wach, op. cit., pp. 54-57.

(10) Peter Berger, Brigitte Berger
and Hansfried Kellner, The Homeless
Mind (Middletown, 1973), p. 76.

高山知子、馬場伸也、馬場恭子 記 曰
故郷喪失者 15 頁 (新曜社、一九七
七年) 九〇頁。

(11) Ibid.

(12) Berger, Reality, p. 155. 邦 訳

二三二頁。

(13) Joseph M. Kitagawa, "Primitive

Classical, and Modern Religions

A Perspective on Understanding

the History of Religions", in J.

M. Kitagawa ed., The History of

Religions Essays on the Problem

of Understanding (Chicago & London

N, 1967), p. 58. 堀一郎監訳 現

代の宗教学 (東京大学出版会、一

九七〇年) 六三頁。

(14) Berger, Reality, p. 138. 邦記
二〇頁。

(15) Robert N. Bellah, Beyond Belief

Essays on Religion in a Post-Tran-

sitional World (New York, 1976),

p. 36. 河合秀和記 社会変革と宗

教倫理 四 (未来社、一九七三年)

七一頁。

(16) 井門、前掲書、一二二頁。

(17) Thomas Luckman, The Invisible

Religion The Problem of Religion
in a Modern Society (New York,

1970). 赤池寛昭、ヤン・スインゲ

ドー 訳 日 見 え な い 宗 教 四 (ヨ ル ダ ン

社、一九七六年)。

(18) Roland Robertson, The Sociolog-

ical Interpretation of Religion

(Oxford, 1972), pp. 120-128. 田

丸徳善監 訳 日 宗 教 の 社 会 学 四 (川 島

書店、一九八三年)、一〇八一

五頁。

(19)

井門富二天 日世俗社会の宗教 (

日本基督教団出版局、一九七二年)

五七―六三頁。(以下、日世俗

略す)。

(20)

同前書、三〇―三四、三三四、四

〇六一―四三七頁。

(21)

Werner Stark, The Sociology of

Religion A Study of Christianism

(London, 1969), Vol. 4. p. 168.

(22) Max Weber, Wirtschaft und Gesell-

schaft 5te Aufl. (Tübingen,

1980), S. 692.

(23) Ernst Troeltsch, The Social

Teaching of the Christian Church

es (Chicago & London, Vol.

1, p. 338.

(24) 井門富二天は、既に日一八世紀に

おける福音主義教団の展開 | 教団

近代化の様相と、いう大部の論文 (

未発表) においてメソディズムを
組織宗教と規定している。本論も
この立場を受けつぐものである。
お、先の論文の要旨の一部について
は、井門の『世俗化』に紹介されてい
る。(五七一六三、四一三一四二二
頁)。

(25) 井門、同前書、六一頁。

(26) *Malwyn Edwards, After Wesley,*

(London, 1948), pp. 13-36.

(27) Robert Moore, John Wesley and Authority, A Psychological Perspective (Montana, 1979).

(28) Mack, op. cit., p. 333.

(29) Ibid., pp. 337-346.

(30) Michael Hill, A Sociology of

Religion (London, 1973), pp. 76-77

(31) David Martin, "The Denominationalism," British Journal of Socio-

logy, Vol. 7 (March, 1962), p. 1-14.



(2) John H. Chamberlayne "From Sect
to Church in British Methodism"
British Journal of Sociology No.
15 (June, 1964).

第一章

社会・宗教的背景

第一節

産業革命とメソディズム

メソディズムの成立と展開は、一八世紀当

時のイギリスの社会・宗教的背景を抜きにし

て語ることはできない。とりわけ、産業革命

と総称される経済的変動を起点とする大規模

な社会変動は、イギリス社会を初めて組織宗

教的宗教集団が展開しうる多元的・流動的な

近代的社会へと移行させる。もちろんW・H

スワトスガ指摘するように、既にピエリタ

ン革命から王制復古を経て名誉革命体制の成
立に到る過程において、宗教的領域における
多元化は、イギリス社会の中で徐々^にに地歩を
固めつつあった。⁽¹⁾特に一六八九年の寛容令の
発布は、非国教徒に対する法的迫害を著しく
緩和させ、国教会と異なつた宗教の存在を公
的に認知した。しかしながら、国教会の組織
は依然として強固に伝統的な村落共同体と結
びつており、それ故、そこに住む大多数の
人々にとつて国教会の宗教的世界の自明性は

揺ぎのないものであった。
 産業革命は、こうして既存の社会・意味秩
 序を根本的に変容させる。経済的変動は伝統
 的な村落共同体の解体をもたらすとともに、
 都市化は国教会の教区組織を有名無実なもの
 とした。それは国教会の宗教的世界の自明性
 を支える信憑構造を完全に動揺させることに
 よって、新しい宗教集団の成立しうる社会・
 宗教的状况を用意した。そして、まさにかか
 る状況に相即するかたちで、メソダイズムは、

その組織形成を行なうことになったのである。
本節の目的は、産業革命の社会的インパクト
を既存の社会・宗教構造の変容との関わりの中
で検討するとともに、そのインパクトを背
景にして成立・発展したメソディズムの特質
を理解し、そこに看取される組織宗教的性格
を明らかにすることにある。

(i)

メソディスト運動の成立と発展の時期は、
産業革命の開始とその前進の時期にほぼ一致

年、五月一日付の口誌の申で自らの伝道
 に対する観察が散見される。例えは、一七七六
 中には当時の社会に起こりつあつた変化に
 会の直接的な目撃者であり、彼の口誌の
 事実、ウエスレは産業革命期のイギリス社
 古奥的な産業革命の時期区分に重なつてくる
 年一八三〇年というA・トインビー以来の
 結成とすれば、その運動の発展は、一七六〇
 一七三九年のウエスレによる独自の組織の
 してゐる。すなわちメソヂイズムの成立を、

の 旅 で 観 察 し た 成 果 を 次 の よ う に ま と め て い
る。

「 私 は 、 バ ア ー フ シ ャ ー 、 オ ッ ク ス フ ォ ー

ド シ ア ー 、 グ ロ ス タ ー シ ャ ー 、 ウ ー ス タ ー シ

ャ ー 、 ウ オ ー リ ッ ア シ ャ ー 、 ス タ ッ フ ォ ー ド

シ ャ ー 、 4 エ シ ャ ー 、 ラ ン カ シ ャ ー 、 ヨ ー ク

シ ャ ー 、 ウ エ ス ト モ ア ラ ン ド 、 カ ン バ ー ラ ン

ド を 旅 行 し な が ら 、 1 人 々 の 増 減 、 2 商

業 の 盛 衰 、 の 二 つ の 問 題 に つ い て 忠 実 に 研 究

し た 。 後 者 に つ い て い え ば 、 そ れ は こ こ 二 年

の影響を明らかにするた
 めに、まず一九世紀
 に決定的な刻印を与え
 た、このころには産業
 革命諸条件を用意する
 とともに、この運動の
 性格をソデイズムの成
 立と展開に不可欠な
 社会的ウエスシカが
 観察された。かかる
 社会的変化は、ける
 子供達の群た。⁽³⁾
 その一つの証拠は、至
 るところまで我々か
 見受各村落でも……急
 激な増加をきたして
 いる。ついでいえば
 各都市と大きな所と
 比べ、前者に比べて
 驚くほど盛んにな
 った。

前半までのメソディズムの数量上の成長、地
 域的分布、社会階層の特性について概観して
 みることにする。
 初めに、メンバーの数量上の変化から、こ
 の運動の発展の速度を考えよう。一七六
 六年から年会議事録に記載されるようになった
 統計によると、同年、一八、五四七人であ
 ったメンバーは、ウエスシの死んだ年であ
 る一七九一年には、その二倍以上の五六、六
 〇五人を数えるにいたる。さらに、それは、

迎える。(4) 一九世紀の最初の四半世紀はメソデ
 成長を遂げ、三〇年代にその成長のピークを
 ドはやや鈍ったものの、やはり二倍弱の
 には三六四、六四一人となり、成長のスピード
 メンバに増加させる。さらに一八三六年
 七人となり、わが二〇数年間に三倍以上の
 戦争をはさんだ一八一六年には一八九七
 める。すなわち、一七九一年から十ポロン
 四半世紀において、より一層成長の速度を早
 産業革命が本格化し始める一九世紀の最初の

イズム内部から後述する多くの分派活動が現
 われたことには示されるところであり、この運動にと
 って必ずしも順調な時期ではなかつた。しか
 し、若干の例外を除けば、それは年ごとにも
 ンバを増やし、ある計算によれば一五才以
 上の成人人口に對するソテイストの占める
 割合は、一七六七年の約〇・五%から一八〇
 一年に一・六%、二一年に二・九%、三六年
 四%、五六年には四・四%にも達した。(5)さ
 らに非会員をソテイストの礼拝に出席する人

ウオイルを筆頭に、サマセットシャーリーン
 も強力であった地域は、ヨルフシヤリーとコン
 の州別の数値から判断すると、この運動が最
 んの通史の中で報告されていゝる当時の礼拝所
 マイルズが一八三一年に出版したメソヂイズ
 土にわたって一様であつたわけではなゝい。W
 しかし、こゝうした成長は、イングリンド全
 りいたともいわれたといゝる。(6)
 とともに〇〇万人に及ぶ人々がその影響を受け
 之を計算にいれれば、一八五〇年には少なく

カンシヤ・ランカシヤ・ガイビシヤ、
ノツテインガムシヤ「等といつた北部はいし
北ミッドランド、或いは西ミッドランドの諸
州にほぼ集中してゐる。(7) また、各年会の議事
録に毎年報告されてゐる会 (Society) ごと
の人数から、こうした傾向を一層詳しく窺
うことが出来る。例えば、一七九一年の年会
で報告されてゐる千人以上も越えるメンバ
ーを擁立する会は、ロンドンの二、九五〇人を

筆頭
に、
以下、
マンチ
エス
ター
・
リー
ズ
・
レ

ドの農業地域は、メソデイズム
 の勢力かのほと
 フォードシヤ、サリ、サヤツク
 ス、ハン
 フォードシヤといった南部ないし
 南部ミッドラン
 の諸州なふある。
 は、ほぼ北部、北西部、北・西
 ミッドラン
 してきた新興の産業都市ふあり、
 その所在地
 の都市の多くは、産業革命の中
 で著しく成長
 フリストルなといいた都市ふある。
 (8) これら
 ッドル、ス、シエファイ
 ルド、バ、ミン
 ン、カ、ム

んど、及んでいない州といえる。M・エドワ
 ーズによれば、一七九一年には、ハンブシャー
 全体とサリリー・サセックスの大部分の一つの
 巡回区を形成した。ただけであつた。オックス
 フォードシャー・グロスターシャー・ウース
 ターシャー・ケントの四州の全メソティスト
 数は、二〇〇〇人を越えなかつたといふ。(9)
 このようにメソティズムの分布状況は、ヨ
 ークシャー・ランカシャーを中心とする北部
 ないし北西部、北、西ミッドランドさらにはコ

の非国教徒の職業構造図から判断すれば、商
 に基づいて作成した一八〇〇年と三七
 年との間に非教区登録簿の数值
 が倍増したことが非教区登録簿の数值
 が増加したことを示している。この
 増加は、そのまゝ、
 的農業地域は弱いといふ傾向を示
 している。これは、新興の鉱工業都
 市地域で強く、伝統
 的農業地域は弱いといふ傾向を示
 している。これは、新興の鉱工業都
 市地域で強く、伝統
 的農業地域は弱いといふ傾向を示
 している。これは、新興の鉱工業都
 市地域で強く、伝統
 的農業地域は弱いといふ傾向を示
 している。これは、新興の鉱工業都
 市地域で強く、伝統
 的農業地域は弱いといふ傾向を示
 している。これは、新興の鉱工業都
 市地域で強く、伝統

人、製造業者、小売店主、農民、職人、労働者、坑夫、漁民、水夫を含むその他の職業と
いう七つの大雑把な職種分類のうち、メソデー
イストたちの職種の六二・七%が職人であり、
その次に高い割合を占める労働者一九・五%
坑夫へ七・六%と比較できない程度の比率を
示している。また、同じギルバートが先の数
値に基づいて作成した、イングリランド全体の
就業別分布と非国教徒のそれとの比較図によ
れば、職人のイングリランド全体に占め

する比率が二三、五%であるのに対して、非国
 教徒のそれは五九・四%と全体の半数以上を
 占め、以下、その他の職種と、いう分類を除け
 ば、労働者の一七%に対して一〇・八%、坑
 夫の二・五%に対して六・六%と続き、先に
 紹介した職種と重なって、いる。もちろん、ギ
 ルバート自身が言うように、残念ながら、彼
 の因表の職人という分類は、社会的地位の高
 い独立した熟練職人から、それよりステイ
 タスや低い織工などを含む極めず大雑把なも

のてある。しかし、全体のたまかな傾向を判
断する上では十分に有益であり、メソデーズ
ムを受容した社会層が職人層を中心として、
労働者へ非熟練的職業の産業労働者や農業労
働者を含む一坑夫などの層に集中していった
こととがわかる。また、特に高い比率を占める
職人層のなかにも、ギルバートによれば、大
工、洋服屋、製革工、石工などの社会的地位
の高い独立した熟練職人よりも、その下位に
属する織工や紡績工、さらに編物師や釘製造

トによれば、三二名のXンバ1のうら、ニ三
 レイにあつた三つの中、クラスのXンバ1のリス
 午ヤ1午が紹介して、いるリズ近郊のビング
 事して、いる者であること、を記して、いる。(2) また、
 ムのXソテイスト会の大部分が靴下製造に従
 月一八日付の、日誌の中、ノツテインが
 る。例えは、ウエスレ1は、一七七七年の六
 誌、
 四、
 や、
 レ、
 午ヤ1午の研究から、も裏付けられ
 ギルバ1トの見解は、ウエスレ1自身の、日
 工などの職人層が大部分を占めていた、という。

名が職人であり、そのうち約半数が織工と紡績工なのである。もちろん、メーンの職種はその地域の産業構造によつて変化がみられ
 るが、彼らの社会階層上の位置に決定的な変
 動はない。一八〇〇年代までの織工の賃金か
 ら判断すれば、週に約一五シリングから二〇
 シリング前後を受けとつていた彼らは、週に
 二〇シリング以上の賃金を得ていたロンドン
 の熟練工より下位に、週に一〇シリング前後
 ないしそれ以下の賃金を得ていた農業労働者

や工場労働者の上位に位置し
 ていたといえる。
 以上のように極めて概括的に
 いえば、一九世紀の初期ま
 でにメソディズムを受容した
 人は、商業や製造業さらに専
 門職に携わる裕福な人々の
 下位、各種の非熟練的職種に
 就く人々の上位に位置して
 おり、全体として彼らは
 下層中産階級に属していたと
 考えられる。¹⁵⁾ 同
 一階層に
 して、この社会階層の均等性
 は、同一階層に
 よる準拠集団と、いう組織宗
 教の特質とは、
 リと示すものといえる。¹⁶⁾

さる、メソディズムの急速な拡大及び特定
地域と階層への集中は、既存の宗教組織とあ
る国教会の機能不全とその組織と影響力か伝
統的に弱い地域に対応してゐる。この事實は、
ひとます、メソディズムの急速な成長の秘密
の一つが国教会の構造的、組織的欠陥とそこ
から生じたまつた機能不全の内に存在してゐた
ことを示してゐる。しかし、国教会のかかる
欠陥の顕在化と機能不全は、明らかに産業革

命かもたらした大規模な社会変動の影響と密
 接に関連してゐる。もちろん、産業革命の社
 会変動が一挙に国教会の先の状態をつくりだ
 したわけではない。むしろ、そのインパクト
 は、国教会が産業革命以前から抱えていた構
 造的、制度的な特性とその欠陥として、顕在
 化させたところにあるといえる。
 本来、イギリス国教会は、イングランドの
 南部、南ミッドランド、東部地域にその基盤

をもっていった。例えは、それは一八一一年の

イングランドにおける教区数と教区の規模か
 ら窺うに、とかなり異なる。面積数ではほぼ等しい
 南ミッドランドとヨークシャーを比較した場合
 合、前者の教区数は一、三七九、後者のそれ
 は六三〇であり、教区の平均的規模は二、五
 ハ〇エーカーに対し、六、一九〇エーカーで
 ある。また、南東部（ミッドルセックス、サ
 リー、サセックス、ケント）とその面積の約
 半分である北西部（チェシャー、ランカシャー
 一）と比較した場合、南東部の教区数は一、

小 さ け れ ば 、 当 然 に も 国 教 会 の 牧 師 の 教 区 民
 広 い こ と が わ か る 。 教 区 数 が 多 く そ の 規 模 が
 地 域 は 、 教 区 数 は 少 なく 各 教 区 の 平 均 面 積 も
 も 比 較 的 小 さ い 。 こ れ に 対 し て 、 北 部 西 部
 部 東 部 に お い て は 教 区 数 は 多 く 、 そ の 規 模
 数 字 か ら 明 ら か な よ う に 、 イ ン グ ラ ン ド の 南
 一 一 、 八 六 〇 一 カ 一 正 の 正 あり 〇 〇 〇 〇 〇
 一 、 九 八 〇 一 カ 一 に 対 し て 、 後 者 の そ れ は
 お か に 一 五 六 七 あり 平均 教 区 規 模 は 、 前 者 の
 〇 四 八 七 あり の に 対 し て 、 北 西 部 の そ れ は わ

に訂正する掌握力は高くはなり、その影響力も大
きくなる。二とは十分に予想され、その反対の
場合は、国教会の勢力は低下する。国教会の
ニウシに勢力基盤のかたよりは一八五一年
のH・マンの宗教調査からも窺える。彼が調
査した一八五一年の国教会の礼拝出席率をも
とにしたW・ピツカリンクの図表によると、
〇しー一の低い数値を示している地域は、
北西地域とヨークシャーのウエストライデン
がふあり、反対に二四と三五%といつた比較

的高い数値を示している地域は、東部から南

ミッドランドさらに南西部にかけてある。

ここに先にあげた教区数と教区規模の偏

りとほぼ一致した結果を得ることかきるわ

けである。(8)

国教会の勢力基盤が南部、南ミッド

東部地域にあったことは、その勢力が土地を

媒介として地主層の影響力に依存していたこ

とを示している。なぜなら、こうした地域で

は、先に指摘したように教区規模は比較的、小

すく、そのために教区民は教会や牧師館の周辺
に居住し、その地域を支配する地主のもとに
農地を媒介として経済的にも政治的にも従属
した地位を占める場合が多いからである。ゆ
こでは地主と牧師を頂点とする社会秩序は明
確で安定しており、彼らと住民とは支配（保
護）―服従（尊敬）―関係において結びついて
いた。ところが、北部、北西部、西ミッドラ
ンド、コンウオールといった地域は、これと
は対照的に教区規模が大きいために、必然的

2 は、孤立、分散した集落形態をとって、小自
 り、加之て土地の生産性が低いため、牧師の
 経済的基盤を有する聖職禄の額は低く、単一の
 聖職禄を牧師が生計をたてるにはむすかし
 かった。そのため、後述するようには、彼らは
 経済的理由から複数回の聖職禄を保有するとい
 う兼職を有しない、その必然的結果として教
 区に牧師が存在してはいないという状況が、おこ
 ったのである。さらに、この地域におい

作農か点在してあり、彼らは必しも農業だけに依存せず、牧畜や副業としてこの家内工業によつて生計を立てており、また石炭をはじめとす天然資源の採掘によつて生活を営む人々も多く存在している。とりわけ、一六世紀以降、農村内に徐々に浸透してきた家内工業は、土地を介して村落共同体内に支配を貫徹していった地主層の影響力から独立する傾向を潜在的にもつている人々を生まれるとともに、農業以外の各種の産業がヨロシヤ、

威の自明性を支える信憑構造は、本来的に脆
 かつた。つまり、そこには国教会の宗教的権
 会牧師の権威は相対的に低くならざるをえな
 携によつて、その影響力を行使して、国教
 較的独立する傾向をもつており、地主との連
 として支配をおこなう地主層の勢力圏から比
 にも、経済的にも、農業的な生産形態を基底
 従つて、これらの地域は、地理的（空間的）
 いった地域において次第に盛んになつてゆく。
 北ミッドランド、北西部、西ミッドランドと

弱であつたといへるわけである。

国教会の二の組織的、構造的な特性は、産

業革命のインパクトによつて、明確な欠陥と

して顕在化する。まず、この時期と他の時期

から区別する特徴の一つである急速な人口の

増加は、国教会の先の特性が欠陥へと転ずる

一つの重要な要素である。一七〇〇年、イン

クランド及びウエールズの推定人口は約五八

〇万、一七九〇年に約八二〇万であつたもの

が、最初の国勢調査がおこなわれ、一八〇一

南
 ミ
 ツ
 ド
 ラ
 ン
 ド
 の
 ハ
 ン
 テ
 イ
 ン
 ド
 ン
 シ
 ヤ
 ー
 の
 人

 地
 域
 の
 著
 し
 い
 人
 口
 増
 加
 が
 そ
 れ
 で
 あ
 る
 。
 例
 え
 は、

 人
 口
 の
 停
 滞
 と
 北
 部
 、
 北
 西
 部
 、
 西
 ミ
 ツ
 ド
 ラ
 ン
 ド

 じ
 る
 。
 南
 部
 、
 東
 部
 、
 南
 ミ
 ツ
 ド
 ラ
 ン
 ド
 の
 諸
 州
 の

 急
 速
 な
 増
 加
 と
 と
 も
 に、
 人
 口
 の
 重
 心
 に
 変
 化
 が
 生

 は
 五
 〇
 %
 以
 上
 の
 増
 加
 を
 み
 た
 の
 で
 あ
 る
 。
 四
 人
 口
 の

 後
 半
 に
 四
 〇
 %
 、
 一
 九
 世
 紀
 の
 最
 初
 の
 三
 〇
 年
 間
 に

 万
 に
 達
 す
 る
 。
 こ
 の
 よ
 う
 に
 人
 口
 は、
 一
 八
 世
 紀
 の

 〇
 万
 と
 な
 り、
 さ
 ら
 に
 四
 一
 年
 に
 は
 約
 一
 、
 六
 〇
 〇

 年
 に
 は
 約
 九
 〇
 〇
 万、
 一
 八
 三
 一
 年
 に
 約
 一
 、
 四
 〇

動は、言うまでもなく、伝統的に国教会の組
 口の増加率は、一八〇一年から三一年にかけ
 ら四一%であったが、北西部のランカシャー
 には九八%に達したといえる。また冶金鉱工業地
 域ではあるバリーミンガムに近接した西ミツ
 ドラントのウオリーリツクシヤリーヤスタツ
 ードシヤリーでは、一七〇〇年に二二四、〇〇
 〇人であったものか、一八〇一年には四四七、
 〇〇〇人となり約二倍の増加となったとい
 南、東部から北、西部への人口の重心の移

織が弱体である地域への人々の流入を意味す
 る。つまり、本来、教区の規模が大きく、教
 区牧師の監督が十分にゆきとどかない地域に
 人口が集中し始めたのである。さらに、こ
 うした地域への人口の流入によつて、従来
 の教区組織の外側に存在していた土地にも多
 くの人が居住するようになった。教区外の土
 地の人々の流入の背景に、産業革命以前か
 ら進んできた農業上の改革が存在した。

そのため従来、森や沼地やヒースの荒野であ

った土地こそ、既に人口密度が比較的高い伝
 統的な農業地域とは違つて、増加する人口の
 格好の流入地域となつたのである。このよう
 に、産業革命期の人口の急激な増加は、教区
 組織の弱い地域や教区外の地域に人々の急速
 な流入をひきおこすことによつて教区が存在
 を無意味なものとし、国教会の組織の不適応
 と機能障害を招くこととなつたのである。例
 えば、その典型的な例は、人口に對する宗教
 施設の極端な不足である。一八二四年、人口

一八七、〇〇〇人のマニチエスターに封して、

国教会の宗教施設の收容人数は二二、四六〇

人、人口一〇万を数えるバミントンカムでは一

六、〇〇〇人を收容するにすべからざらうとい

う。(22)

人口の増加以上に産業革命が国教会に与え

た決定的な打撃は、土地を媒介とする農業的

な支配関係と堀り崩す商、工業的な利害関係

の拡大である。すなわち、産業革命は農村内

の家内工業を活発にし、農民に与え副業か

ら専業にさせることによつて彼らと土地から
 引き離すとともに、地主と牧師を頂点とする
 農村共同体の規範から彼らと商、工業的有利
 害関係の中にまきこむことになつた。かかる
 過程は、とりわけ、先に指摘した教区外の地
 域や従来から小規模な家内工業の盛んな地域
 において着実に進化した。例えは、教区外地
 域での家内工業的な小規模な半工業の浸透
 の例として、西ミッドランドのウースターシ
 ャーのライ・ウエイストをあげることかぶき

各種の織物や金属の加工、さらさら製陶業などは、
 部、北西部、北、西ミッドランド地域では、
 シヤール、スタツフォードシヤールといつた北
 エストライディング、ランカシヤール、ダリビ
 人であつたといふ。また、ヨークシヤールのウ
 トンにおいては、住民の多くは小売店主と職
 工北ミッドランドのレスターシャーのウオール
 であつた。また教区境界の孤立した集落であ
 り、石炭の仕事に雇用されたりする小屋住み農民
 である。

か農村内の産業として活発となり、村落内に
 小規模な工場なども建設され、多くの産業
 村への誕生した。ウエスリーの故郷である北
 ミッドランド地域のエッポワースの村にも、
 紡績と織物の工場が四つ設立されたことを日
 誌口々に記してあり、また、スワッフオード
 シヤールのバラスラム周辺の変化に関しても次
 のように書いてある。
 「バラスラムに引返した。約二十年間に、
 この地方の全容は実に一変してしまつた。陶

器製造が盛んになつて、人々が各地から続々

と流れこんでいるので、荒地も文字通り次地

と化し、家々も、村々も、町々も、すべてが

膨張して、いるのだ。⁽⁴⁾

こうした、産業村では、従来の地主の権

力と權威の束縛から解放され、周辺の都市に

経済的にも文化的にも依存するようになる。

一八〇七年に、国教会のある牧師は、ミッド

ランドにおける織物や編物の家内工業の拡大

によつて、牧師の影響力を支えていた地主層

への教区民の経済的依存の喪失と少し離れた
 所にいる親方商人への彼らの新しい依存関係
 の成立に不平の声をあげている。彼の不平は
 閉鎖的な村落共同体の一元的世界の動揺と都
 市化の影響と端的に示している。こうして、
 一九世紀の四半世紀頃までの産業革命の進展
 は、国教会の組織の弱体化地域へと多くの人
 々を流入させると共に、国教会の宗教支配の
 鍵であった地主層の影響力から、直接的或い
 は潜在的に自立した人々を不断に生みだして

中く。国教会の自明性を支えるかかると信憑構
 造の動揺は、地域共同体の意味秩序を一元的
 に支配して来た国教会に決定的打撃を与えら
 ることとなるのである。

(Ⅲ)

産業革命は、組織宗教の成立を社会的に条
 件づける。既存の宗教地盤は地縁社会の崩壊

と人口の流動化をイギリス社会の中に
 たらした。それは、伝統的教会組織の外側

に多くの人々を置くことによつて、新しい型

の宗教組織の発展の社会的条件を用意したの
である。『聴きたいと思いうすべまの人に救済
の福音を伝えることとして掲げるウエスレ
イの
メソディズムは、かかる社会状況に相応しい
組織形態を積極的に採用することによつて多
くの人々を動員することになった。その代
表的な例として、巡回制 (Itinerant System)
をあげることかできない。この制度は、従来の
牧師に相当する説教者 (Preacher) と呼ばれ
る役職者が特定の地域に定住することなく、

定期的に移動しつつ、その地域の布教とメン
 バーの世話を行なうというものである。これ
 は、まず、彼らの担当する地域を定期的に変
 更させることによつて、個々の説教者の能力
 を最大限に引き出し、それを十分に活用する
 ことを狙つたものといえる。ウエスレィは、
 ある書簡で、この点について次のように述べ
 ている。我々は、長期にわたる不断の経験
 から、教師の頻繁な交替が最良であることに
 気づきました。ある教師はある才能を、別の

看は別の才能を備えています。私は、いまだ
 に、会衆全体に対して、恩寵の業を開始し、
 継統し、それを成就するために必要な才能を
 すべて備えている人を知りません。⁽²⁶⁾しかも
 ウエスレ¹はこの形態によつて、各地域の布
 教の進展状況に応じて、当該地域に相応しい有
 能な説教者を投入する戦略を立てることにか
 ぎ²た。彼は、他の地域に比べて神の業が盛ん
 な地域が何処なのかを注意深く観察すべきで
 はないかとの問いに肯定的に「その場合、収

彼	か	熱	説	え	地	は	回	送	獲
は	最	心	く	る	域	、	制	る	の
、	も	な	努	、	に	布	を	べ	た
、	豊	聴	力	ウ	自	教	広	き	め
、	富	衆	を	エ	由	主	義	ふ	に
、	な	か	す	ス	に	体	に	あ	、
、	場	最	べ	レ	移	か	信	る	、
、	所	も	き	、	動	最	者	。〇	、
、	、	多	場	は	す	も	の	、	、
、	を	く	所	、	る	伝	布	〇	、
、	あ	存	と	説	ニ	道	教	と	、
、	げ	在	し	教	と	の	活	述	、
、	て	す	マ	者	か	成	動	べ	、
、	い	る	、	に	、	果	の	て	、
、	る	所	、	、	最	の	形	い	、
、	。〇	、	、	も	も	期	態	る	、
、	さ	、	、	の	福	待	と	。〇	、
、	ら	、	、	静	音	、	考	ま	、
、	に	、	、	か	を	、	え	た	、
、	、	、	、	、	い	、	れ	、	、
、	、	獲	、	、	い	、	巡	、	、
、	、	、	、	、	い	、	、	、	、

も、別の場所に行くこと、一層良きことか、
 する^レこととを条件として、伝道地域の新たな
 開拓を積極的に勧め、いるのである。⁽²⁸⁾
 巡回制という組織、活動形態と不可分な関
 係にあるのが、ウエズリーによる組織運営へ
 の信徒の採用である。これは文字通り、牧師
 の資格をもたない人々に説教を初めとして様
 々な牧会上の仕事と分担することである。こ
 れによつて、地域の組織は一般信徒を主体と
 して運営されることとなる。しかも、それは

教
 し
 た
 の
 ぶ
 ち
 あり
 ます。
 (29)

る
 ま
 ぶ
 道
 ぶ
 出
 会
 っ
 た
 す
 べ
 ま
 の
 人
 に
 お
 か
 っ
 て
 説

て、
 彼
 ら
 は
 集
 会
 や
 商
 用
 の
 途
 上
 ぶ、
 一
 日
 が
 暮
 れ

る
 の
 ぶ
 ち
 あり
 ます。
 そ
 の
 能
 力
 と
 自
 発
 性
 の
 容
 認
 に
 よ
 っ

と
 巧
 み
 に
 組
 織
 化
 す
 る
 こ
 と
 と
 可
 能
 に
 し
 た
 と
 い
 え

彼
 ら
 の
 自
 発
 性
 と
 能
 力
 と
 組
 織
 運
 営
 と
 布
 教
 活
 動
 へ

ぶ
 ち
 あり
 ます。
 つ
 ま
 り、
 一
 般
 信
 徒
 の
 積
 極
 的
 採
 用
 は、

域
 の
 布
 教
 活
 動
 の
 リ
 ー
 ダ
 ー
 シ
 ッ
 プ
 と
 する
 こ
 と
 が

彼
 ら
 に
 能
 力
 と
 情
 熱
 が
 あ
 り
 ます
 え
 ば、
 当
 該
 地

回
 心
 者
 を
 可
 べ
 る
 布
 教
 主
 体
 と
 する
 こ
 と
 に
 よ
 っ
 て

人口の流動化と人々の宗教的欲求に対応した組織形態と布教方式は、国教会の組織が脆弱なヨロシヤイ（特にウエスト・ライディング）、コンウオール、北西部、北、西ミッドランド地域の都市や「産業村」に住む人々をメソディズムの中に確実に吸収し、ゆく。各地域での回心者の増加によって、その地域に会（Society）と呼ばれる宗教的共同体がふぎあがる。熱心なメンバーの提供した民家の一部が集会場となり、それを基礎にして礼

拝所が建設される。各地域に礼拝所を中心と
 した宗教的な共同体が徐々に形成され、そ
 が布教の拠点となる。かかる共同体は、信
 徒の中核とする連帯感と親密な人間関係の故に、
 農村の伝統的な共同体から離脱しつつあつた
 人々にとつて、それにな代わる一つの新しい世
 界としこの意味をもつた。つまり、丁・才・べ
 ル・ケ・グ・イ・ツ・クが指摘するようにな、
 共同体の社交性を放棄するこゝろに気が進ま
 ない人々に対して、
 ン・メ・ソ・デ・イ・ズ・ム・は・コ・新・し・い、

人 工 的 な 英 同 体 を 提 供 し た 。 メ ン バ ー は 、
 そ こ で 彼 ら を 相 互 に 隔 離 す る 外 的 世 界 と ち が
 っ て た か い に 親 密 に 結 合 し え た の で あ る 。 (30) E
 P . ト ム ソ ン は 、 こ の 宗 教 的 英 同 体 の も つ 意
 味 を 次 の よ う に 述 べ て い る 。 っ 実 際 、 こ の 時
 期 、 多 く の 人 々 は 、 教 会 員 で あ る こ と を 示 す
 メ ソ デ イ ス ト の “ ケ ケ ッ ト ” を 呪 物 の よ う に
 重 要 な も の と し て な が め て い た 。 と い う の も
 町 か ら 町 へ と 流 れ て い く 移 動 労 働 者 に と っ て
 そ れ は 新 し い 共 同 体 へ の 入 場 券 で あ り え た か

重視や万人の救済とその此岸的達成を説くウ
 ならぬ。後に詳述するやうに、宗教体験の
 その教義に含まれる大衆性を指摘しなければ
 のメソディズムの成長を支える要因として、
 団体といたった組織形態とともに、産業革命期
 巡回制、一般信徒の積極的登用、宗教的共
 同のである。(2)
 知つてゐる共同体仲間からの追放を意味し
 は、彼らが産業化といふ荒野をたつた一つ
 らである。(1) 　　そして、彼らのそこからの追放

イスレールのキリスト教は、伝統的な意味秩序の解体に晒されて、いる人々にとって新しい意味秩序と与えるものではない。救済目標の提示とそれに到る極めて具体的なプロセスの設定は、彼らの生活を意味づける新しい目標の獲得を意味した。特に、救済の確証を体験の内にも求めるウイスレールの宗教は、彼らにとつて極めて受け入れやすかった。ハモンド夫妻が指摘しているように、例えば、炭坑の中での死の危険に直面しながら働く人々にとつて、

人間の想像力と体験に訴える宗教こそ説得力
 をもつていた。より一般的に言うならば、伝
 統的宗教の自明性が失われていく状況におい
 て、神の恵みの直接的体験こそ、宗教的意味
 秩序が最もリアルなものとして受けとられる
 様式といえるからである。
 さらに、魔女、悪魔、霊といったアルカイ
 ックな宗教表象の存在と信仰治療への肯定的
 態度に示されるメソディズムの宗教性は、正
 統的なキリスト教の圏外にいた人々の持つ民

間信仰的な大衆的宗教性と親和性を帯びてい
た。しかも、この大衆的な宗教性の圏内に生
きていた一般の人々をウエスレリの宗教の伝
達の担い手にすることによって、かかる親和
性は一層強くなった。つまり、J・ルイルが
言うように、メソヂイズムは伝統的な民間信
仰を正統なキリスト教に置きかえたのふはな
く、それらを単純なキリスト教的用語へと翻
訳するこゝとで、民間信仰の中での生きてもい
た人々に強くアピールしえたわけである。④
また、

初期のメソヂイストの説教者やその分派であ
 るバイブル・クリスチャンによる信仰治
 療も、説教者の宗教的權威を強めるのにと
 た^{。65}。医療機関が未成熟な社会において、病氣
 は人々の日常生活の中で極めて重大な問題で
 あり、祈りによる病氣からの回復は、説教者
 の伝える宗教の正しさと彼らの信仰の強さを
 証明する最もわかりやすい手段だからである。
 この意味において、ウエスレリの宗教の大衆
 に対するアピールの強さの秘密の一つは、
 H

ラツクが指摘してゐるように、ウエスリー自身か、かなりの程度の、大衆と同様な超自然的世界の住人であつたからであり、その説教者たちも、呪術的な世界^ルの残存物から彼らの力を引き出したらしいことにあつたといえるのである。³⁶⁾

以上述べてきたように、産業革命のインパクトは伝統的な村落共同体の経済的基盤の解体と新しい地域への人口の大量の流入を通じて、国教会の宗教的世界の自明性を支える信

産業革命の子といえよう。しかし、産業
 が指摘したように、それは「産業革命の教会
 い。まさに、エドワード・ウエアマウス
 パクトの内には存在するといつても過言ではな
 速な成長の社会学的秘密は、産業革命のイン
 組織内に吸収し急速に成長を遂げた。その急
 的な組織形態と教義によつて、多くの人々を
 た。メソヂイズムは、かかる社会状況に適合
 集団の成立を可能とする社会的条件を用意し
 憑構造を動揺させ、それに代わる新しい宗教

化と都市化と、いう近代的状況をもちたらしめた産業革命のインパクトの内に成長したメソディズムは、既に明らかなるように、かかる状況においては成立しうる組織宗教としての相貌をば、つきりと備えてゐる。組織宗教成立の社会的要件である「既存の宗教地盤」「地縁社会の崩壊」と「人口流動化」はもとより、社会階層の均質性、一般信徒の積極的役割、成員全員への布教による教会維持といつた組織宗教の理念的的特徴をメソディズムの中に容易に看取

しうるのてある。その意味から、井門富二夫
が先驅的に指摘したように、メソティズムを
組織宗教的宗教集団とみなしうるのである。

[註]

(一) W. H. Swatos, In to Denominational

ism: The Anglican Metamorphosis

s (Connecticut, 1979), pp. 47-55.

(2) Cf. Arnold Toynbee, Lectures

on the Industrial Revolution of

the Eighteenth Century in England

(London, 1884)

産業革命の名称及び時期について

諸説がある。ここに二つは、アシュトン

る	ぶ	中	用	は	、	は	命	、	の
の	い	に	い	、	、	、	口	こ	次
は	ま	し	う	、	、	い	と	の	の
術	さ	っ	れ	、	、	く	呼	よ	う
学	ら	か	て	、	、	う	ば	う	な
的	代	り	来	、	、	て	れ	な	言
と	わ	と	た	、	、	も	る	一	葉
い	り	根	し	、	、	議	べ	連	に
う	の	を	、	、	、	論	き	の	従
も	言	お	ま	、	、	で	か	変	い
の	葉	ろ	た	、	、	き	否	化	た
ぶ	を	し	日	、	、	る	か	が	い
あ	提	て	常	、	、	て	に	口	い
う	出	い	会	、	、	あ	つ	産	。
う	す	る	話	、	、	う	い	業	
ら		の	の	、	、	。	て	革	

T. S. Ashton, The Industrial Revolution (Oxford University Press, 1948), p. 2.

(m) The Journal of the Rev. John Wesley, ed. by N. Curmeck (London, 1909), Vol. 6, p. 104. (見 4 Journal 2 留 本)。

(4) Minutes of the Methodist Conference, From the First Held in

London by the Late Rev. John Wes-

ley, A. M. in the year 1744 (London, 1833-1852), Vol. 1. 1~11. (以下 Minutes と略す)。但し、筆者は、一七七〇一七八〇七年までについては一八一二年版のものを使用する。これに関しては、前者と区別する意味で (Minutes) と略す。

(5) Alan D. Gilbert, Religion and Society in Industrial England:

Chapel and Social Change, 1740-

1914 (London, 1976), p. 32.

(9) Robert F. Wearmouth, Methodism and the Working-Class Movement of England (London, 1937, rep. 1972), p. 16.

(7) William Myles, A Chronological

History of the People called Methodists, of the Connection of the

Late Rev. John Wesley, from their

Rise, in the year 1729, to their

Last Conference in 1812 (London, 1813), pp. 427-445.

(8) Minutes, Vol. 1, pp. 241-242

(9) Maldwyn Edwards, After Wesley: A Study of the Social and Political Influence of Methodism in the Middle Period (1791-1849)

(London, 1935), p. 143.

(10) この分布は、むしろ一八世紀

と一九世紀前半では変化がみられる。

一九世紀初頭に成立する新しいメソ
 ディズム諸派（特にパリミティブ
 ヌソディストバイブルアリステ
 ヌ）は、伝統的にメソディズムが
 弱体化地域での勢力を獲得する。

Robert Currie, "A micro-theory
 of Methodist growth", in Proceed-
 ings of the Wesleyan Historical
 Society, Vol. 36 (1967).

(11) Gilbert, op. cit., pp. 62-63,

p. 67.

(12) Journal, Vol. 6, p. 156.

(13) Leslie F. Church, More About

the Early Methodist People (London, 1949), pp. 2-3.

(14) G. D. H. Cole and Raymond Postga

te, The Common People 1746-1946

(London, 1938, rev. 1976), pp.

140-143, pp. 203-209.

と
5
3
人
・
賃
金
や
生
活
費
の
額
は
、
ト

・S・アシュトンが指摘しているよ

うに、イングランドの各地域で全く

異なっており、しかも、それは半織

工の盛衰のようには、時代によって著

しく変動している。T. S. Ashton, "T

he Standard of Life of the Worker

rs in England" in Arthur J. Taylor

or ed., The Standard of Living

in Britain in the Industrial Rev

olution (London, 1975, rep. 1980)

p. 49.

(15)

但しウオオオオオは、組織中央で活
 動する説教者層と、各地域で指導的
 役割をはたした地域的役職者層との
 間に階層的な相違があつたことを指
 摘してゐる。彼によれば、前者は下
 層中産階級（「非熟練工と中産階級
 の間」）からほぼ均等に構成されて
 いるのに対して、後者は、それより
 広い多様な階層からなつてゐるとい
 う。

う。特に、地域的な形成にあ

った地元の有識者のイニテ

ィアティブか大まかとした指摘は、ウエ

スレ。晩年の管財人との抗争を考

え、興味深い。W. J. Warner, The

Wesleyan Movement in the Industrial

Revolution (New York, 1930,

rep. 1967), pp. 248-267.

(16) Currie, op. cit., pp. 67-68.

(17) Gilbert, op. cit., p. 100.

(8) W. S. F. Pickering, "The 1851

religious census—a useless exper-

iment?" British Journal of Socio-

logy, 18 (1967), p. 399.

(6) Gilbert, op. cit., p. 99.

(2) Chris Cook and John Stevenson,

British Historical Facts 1760-

1830 (London, 1980), p. 181. 小

松 茅 喬 曰 英 国 産 業 革 命 史 曰 (一 條 書

店 一 九 六 八 年) 三 三 頁 。

(21) 同上書，四三四五頁

(22) Wearmouth, op. cit., p. 13.

(23) Gilbert, op. cit., p. 107.

(24) Journal, Vol. 6, pp. 309-310.

(25) Gilbert, op. cit., p. 109.

(26) The Letters of the Rev. John Wesley, A. M., ed. by John Telford

rd (London, 1931), Vol. 1, p. 195.

(XY Letters 略)

(27) Minutes, Vol. 1, p. 10.

(8) Ibid.

(5) H. B. Kendall, The Origin and

History of the Primitive Methodist
Church (London, n. d.) Vol. 1,
p. 166.

(3) James Obelkevich, Religion and
Rural Society South Lindsey 1825
-1875 (Oxford, 1976), p. 217.

(15) E. P. Thompson, The Making of
the English Working Class (Middle

sex, 1963, rep. 1978), p. 379.

(22) Ibid., p. 364.

(33) J. L. Hammond and Barbara Hammond, The Town Labourer (London and New York, 1917, new ed., 1978), p. 187-190.

(44) John Rule, "Methodism, Popular Beliefs and Village Culture in Cornwall, 1800-50" in Robert D.

Storch ed., Popular Culture and

Custom in Nineteenth-Century Eng-
land (London & Canberra), p. 63.

(5) F. W. Bourne, The Bible Christ-
ians: Their Origin and History

(1815-1900). (Bible Christian Book
Room, 1905), p. 127.

(36) Henry D. Rack, "Doctors, demon-
ds and early Methodist healing"
in W. J. Sheils ed., The Church
and Healing (Oxford, 1982), p. 157-

152.

(57) Edwards, Op. cit., p. 85. Wear

mouth, Op. cit., p. 16.

第二節 既存の宗教組織

メソディズムか、一八世紀後半のイギリス
 社会において急速に成長した一つの秘密は
 前節を明らかにしたように、産業革命が当時
 の社会に与えたインパクトの内に存在する。
 しかし産業革命は、いうまでもなく必然的に
 メソディズムという宗教集団を生み出したわ
 けではない、その成立と発展の社会的条件を
 提供したにすぎない。その成立の原因は、直
 接的には一八世紀当時のイギリスの歴史的状

況に求められる。メソディズム誕生以前から存在する宗教組織や集団の特質と動向か、既に若干述べたように産業革命のインパクトを背景としながら、その成長の最も直接的な要因となるのである。従って本節の目的は、当時の宗教状況を形づくったいた国教会と非国教徒集団双方の特質と動向を歴史的に概観することによってメソディズム成立の宗教的背景を明らかにすることにある。

(1)

イギリス国教会

一八世紀当時のイギリス国教会を考ふる場
 合、国王、議会の世俗的利害が宗教的領域に
 貫徹され、絶えず教会が国家の意志に従属す
 るというエラヌテイアニズム的形態と、それ
 に規定されつつも具体的な個々の教区の中不
 様な任務と機能を果たしてゆく地域的・共同
 体レヴェルでの国教会の諸相とは、一応分析
 的に區別する必要がある。といふのも、従来
 のメソデイズムの研究は、どちらかと言えは、
 主に国教会の前者の側面に焦点を当てて当時

の国教会の停滞ぶりを指摘するにとまり、
地域的レヴェルでの国教会の性格や活動をほ
とんど無視したり、現代の宗教的組織の性格
から、こうした性格や活動を否定的に裁断す
る傾向がみられるからである。そのため、あ
たかも国教会の墮落からメソヂイムか成長
しえたにかのよな印象を与えかねないからで
ある。当時の国教会の機能不全は、前節で述
べたように、あくまでも、国教会の基盤であ
った農業土地を媒介とした地主層と村落民

為
 であ
 った
 こと
 に示
 され
 るよ
 うに
 成立
 当初
 頭
 徹尾
 政治
 的、
 経済
 的利
 害に
 基
 づく
 国家
 の行
 国
 教会
 を成
 立さ
 せた
 イ
 ゴリ
 スの
 宗教
 改革
 が徹
 か
 う考
 え
 てみ
 よう
 。国
 教会
 のか
 かる
 性格
 は、
 ま
 ず、
 国
 教会
 のエ
 ラ
 ス
 テ
 イ
 ア
 ニ
 ズ
 ム
 的
 性
 格
 (i)
 し
 ては
 全
 く考
 え
 ら
 れ
 ない
 の
 で
 ある
 。
 成
 長
 も、
 か
 かる
 社会
 的、
 構造
 的
 条件
 を
 ぬ
 き
 に
 或
 い
 は
 解体
 し
 た
 結果
 で
 あり、
 メ
 ソ
 テ
 イ
 ズ
 ム
 の
 同
 体
 が、
 産
 業
 革命
 のイ
 ン
 パ
 ク
 ト
 に
 よ
 っ
 て
 衰
 質

から国教会の内部に胚胎されていった。(1)とりわけそれは、自立した教会行政の有無を左右する聖職者会議の状況に端的に反映されていく。主教を中心とする上位聖職者によって構成されていく上院と教区牧師の代表によって構成された下院の二院から成り立っていった聖職者会議は、ヘンリー八世の宗教改革の過程で早くも、国王の許可なしに新しい教会法を作る権限を失う。さらに、チャールズ二世治下の1664年、この会議は、牧師が議会で

の選挙権を与えらるることとを条件として、
 の教会課税権を放棄する。(2) もろろんそれは完
 全に機能を停止したわけではな^い。W・ハッ
 トンによれば、スチュア^{ート}朝において、聖
 職者会議はかた^り自由にその力を行使し、王
 の権限に従属し^つつも、立法権は温存したま
 まであ^ったとい^う。(3) しか^し、ウイリアム・メ
 アリの共同統治期からアン女王の治下に^かけ
 て、その自立性と下院の権限の強化をめぐ^らつ
 て、上院と下院が激しく対立し^つつ続^ける。そ^し

1717年以降 B. ホーブリイ (Benjamin
 Hooill) の著書に關する論争を契機に無
 期延期となり、それから一世紀以上開催され
 ることがなかつた。(4) こうして、国教会の教会
 行政の最高決定機関である聖職者会議は、一
 八世紀初頭に完全にその機能を停止したので
 ある。
 聖職者会議の状況とともに、国教会の工う
 ステイツニズムの性格は、主教の存在の政治
 的意味のうち、に現われる。宗教的制度が政治

的機構に從屬、結合して、
 あつて、國教會の上位に
 高位聖職者たちの選擧が政治的利害から判断
 されたことは容易に理解できない。例へば、
 一リ一が全面的に権力を保持して、いた時期に
 おいて、二名の大主教とほとんとすべの主
 教ハトリ一にあり、ホイツが政權下におい
 てもそれは同様であつた。(5) 主教の任命に際し
 て政治的判斷が優先された大きな理由は、多
 く論者が指摘して、いるように、彼らの果た

可政治的機能の重大さのためである。(6) すなわ
 ち彼らは上院に出席する権利をもつており、
 そのため上院の二六名の主教は投票に際して
 決定的な政治的意味をもつことになる。A.
 アイムストロングによれば、一七一年にお
 いて上院は二一三名より構成されてきたが、
 その数は一七八〇年になつてもわすかか二二回
 名までにししか増えなかつた。ところがその間
 議会の出席者は重要な票決においてすら一二
 〇より四五名を超えなかつたため、ここに主

も、高位聖職者ヒエラルキ一の政治化を招い
 主教の存在の政治的比重の増加は、当然に
 ことかゝるべきものである。(7)
 案から、彼らの存在の政治的重要性を窺う
 キヤスル公爵に送らなければならぬこと
 の欠席理由を、カンタベリ大主教がニユ
 の同調者の裁判に際して欠席した数名の主教
 る。一七四六年におけるジエイムズ派の反乱
 る場合には政府を敗北から救い出したのであ
 教たちの投票は重要な政治的意味をもち、あ

た。とりわけホイッグ政権は、自己の党派利
害に有益に働く聖職者の昇進を約束した。彼
ら聖職者にとつて、四、〇〇ポンド以上の
収入のある主要な主教区への任命は極めて魁
かに富むものであり、昇進と引き替えにホイ
ッグ政権の議会工作に手を貸すといふ政治的
取り引きが常態化する事になった。(8) 主教職
の政治化が、必然的にその宗教的機能の制約
を伴う。彼らは、議会が開催される一月か
ら五月まで、主教区を離れマロンドンに滞在

するにとを余儀なくされ、主教区への彼らの
 宗教的職務は残りの半年にも満たない期間で
 なされなければならなかった。特に、政府に
 重用された主教は、ほとんど担当の主教区で
 の任務を遂行できないう事態に陥る。R
 A・ソロウエーがいうように、彼らは、自ら
 の主教区において、按手礼や堅信礼を施すた
 めに定期的に渡り歩く来訪者とみなされてい
 たら、例えは、ボイツグ政権のイラスティニ
 ーム政策の擁護者であり、聖職者会議の無期

延期のきつかりとなつたホドレイは、バン
からの主教を次の二年間務めたにもかかわら
ず、実質的には全く兩主教区に足を踏み入れ
たことかたはたのびある。(10)
しかし、主教職を始めとする国教会の聖職
の政治化へ(世俗化)と根本的に規定したも
のは、聖職者の経済的基盤である聖職禄の任
命権である。と、いうのも、牧師館の価値十教
会領の地代十大小の十分の一税から成つた
いる聖職禄の任命権は、必ずしも国王や高位

聖職者が掌握していたわけではなく、その羊
 数以上を聖職と全く無縁な地主層が保持して
 いたからである。(1)例えは、一六〇三年には九
 二八回の聖職禄のうち、四〇〇回が俗人の
 手に渡っており、時代をかなり下った一八〇
 一年には、一、二、一〇〇の聖職禄の総数のう
 ち、二五〇が主教と代表とする高位聖職者
 に、一、一〇〇が国王に、二、〇〇〇がオツ
 クスフオード、ケンブリッジの両カレッジに、
 として残り六、五〇〇が地主層に属して、い

に。(12) ころに状況において、当然にも、聖職者の任命に際して構造的に世俗的な利害が介在することになり、聖職は宗教的価値からではなく経済的価値から理解されることになり、この間に、多くの論者が当時の国教会の停滞ぶり指摘する際に必ず取りあげられる聖職者の売買とそれに伴う兼職 (Plurality) の問題がおこってくる。アレガイニよれば、聖職禄売買のために新聞広告が出され、それに聖職禄の現在の価値と所有者の年齢が記さ

場
 合
 に
 は
 代
 理
 人
 も
 存
 在
 せ
 ず
 、
 牧
 師
 が
 全
 く
 不
 在
 だ
 り
 し
 か
 も
 、
 当
 該
 教
 区
 の
 聖
 職
 禄
 が
 低
 額
 で
 あ
 る
 べ
 き
 と
 い
 わ
 れ
 、
 当
 時
 の
 職
 人
 の
 支
 給
 額
 は
 年
 額
 三
 〇
 〇
 〇
 ポ
 ン
 ド
 で
 あ
 る
 。
 彼
 ら
 の
 給
 与
 は
 年
 額
 三
 〇
 〇
 〇
 ポ
 ン
 ド
 で
 あ
 る
 。
 低
 額
 で
 雇
 わ
 れ
 た
 副
 牧
 師
 に
 任
 せ
 る
 こ
 と
 に
 な
 る
 。
 さ
 ら
 に
 複
 数
 の
 聖
 職
 禄
 の
 所
 有
 は
 、
 そ
 の
 職
 務
 を
 極
 度
 まで
 所
 有
 す
 る
 と
 い
 う
 事
 態
 も
 現
 わ
 れ
 た
 の
 で
 あ
 る
 。
 職
 を
 帰
 結
 す
 る
 こ
 と
 に
 な
 り
 、
 一
 人
 で
 八
 つ
 の
 聖
 職
 禄
 を
 得
 る
 こと
 が
 あり
 ます
 。
 (13) 聖職禄の売買は当然にも兼

正教区が多く出現した。一八世紀当時、全体の羊数以上の教区が牧師不在のそれであり、一八〇七年には、一、一、一六四の教区中、わずか四、四一、二の教区に牧師が居住して、いたにすぎないのである。(14)

教会の国家への従属は、逆に、国家権力による国教会への全面的支援を意味する。物理的サンクションを伴う法律による国教会の教理の強制がそれである。クラレンドン法典と叫ばれる国教会の反対者に対する一連の立法

的措置は、一六八九年の寛容令以降、アン
 王の治世下の反動期を除いて徐々
 に緩和され、
 王の傾向にあり、
 依然として非国教
 徒に国教会の三九ヶ条の信仰箇条の署名の強
 制と公的役職からの彼らの排除を規定して
 いた。そのため、一八世紀において
 ても完全な宗
 教的自由を認められ
 ておらず、この法的枠組
 の中で宗教活動は著しく制約
 されたものと
 考えられた。すなわち国家的な利害と秩序の維持
 において国教会と国家は完全に一体であり、

「教会は公的権力によつて保護され、一方、政府の仕事は教会の道徳的教説によつて補われ、そので、ある」というウオールトン⁽¹⁵⁾の国教会の理解は、一八世紀のハノーヴァー朝の国教会の状況を正確に反映して、いるといえるので、ある。まさには、国教会は、国家の利害に従属することによつて、その社会的秩序を支える聖なるコスモスを提供しており、そのために、イギリス社会は非国教徒集団を、かかえ、みなが、らも、依然として、国教会を頂点とす

る一元的な意味秩序の優位な社会であつたと

みはしうるものである。

(ii)

了次に、こゝまゝ述べた当時の国教

会の全体的状況を踏まえ、その地域的レヴ

ェルでの実情をみても、一八世紀のデ

ボンシヤ一の国教会の状況を詳細に調べたA

・ウオインの研究でも、その世紀の後半から

次の世紀の前半までのオックスフォードシヤ

1の国教会を調べたD・マツラツキの

研究でも、さらに、ほぼ同時代に、
 クの一教区の牧師を務めた。ウツドフオ
 ドの日記にも、先に述べた兼職、
 牧師不在教
 区の問題が言及されて、いる。⁽⁴⁶⁾ウツド
 フオド、
 は、四つの教区を担当する牧師と出
 会った。こ
 とを記述しており、ウオインもマツ
 クラツキ
 とも、それぞれテリウオオンとオツ
 クスフオ
 ド兩州における多数の兼職者と牧師
 不在教区
 の存在を明らかにしている。しかし
 兩者とも
 これら兼職者の収入が一部の特例を
 除いて全

職 禄が牧師とその家族を養うのに不十分である。
聖 職 禄 であつたことに述べている。(97) 一の聖
ク ス フ オ イ ド の 全 教 区 の う ち 四 五 % が 低 額 の
つ 存 在 し て お り、⁽⁹⁸⁾ マ ツ ク ラ ツ イ も、オ ツ
ポ ン ド 以 下 一 五、⁽⁹⁹⁾ 三、⁽⁹⁹⁾ 五、⁽⁹⁹⁾ 九
ン ド 以 下 三、⁽⁹⁹⁾ 五、⁽⁹⁹⁾ 九
デ、⁽⁹⁹⁾ 一、⁽⁹⁹⁾ 五、⁽⁹⁹⁾ 九
を 示 し て い る。例 えば、ウ、オ、⁽⁹⁹⁾ 一、⁽⁹⁹⁾ 五、⁽⁹⁹⁾ 九
一 つ の 聖 職 禄 が 全 体 と し て 低 額 であつたこと
を 示 し て い る。例 えば、ウ、オ、⁽⁹⁹⁾ 一、⁽⁹⁹⁾ 五、⁽⁹⁹⁾ 九
一 つ の 聖 職 禄 が 全 体 と し て 低 額 であつたこと
を 示 し て い る。例 えば、ウ、オ、⁽⁹⁹⁾ 一、⁽⁹⁹⁾ 五、⁽⁹⁹⁾ 九
一 つ の 聖 職 禄 が 全 体 と し て 低 額 であつたこと
を 示 し て い る。例 えば、ウ、オ、⁽⁹⁹⁾ 一、⁽⁹⁹⁾ 五、⁽⁹⁹⁾ 九

ったことは、兼職の一つの大きな原因が生活
 を営むための財政的な理由に基づくものであ
 ったことを意味する。つまり、兼職は、少な
 くともこの地域において、上位聖職者の如
 く聖職禄をいくつも持つことによる、巨額な
 富を獲得することよりも、現実の生活上の理
 由から行なわれることとかが多かった。た
 らぬ、あ
 したし、当時、一万のイギリスの教区のうち、
 羊数以上の五、〇八二教区が八〇ポンド以
 下あり、四〇ポンド以下が三、〇四三、二〇

ポ
 ン
 ド
 以
 下
 が
 一
 、
 二
 一
 六
 、
 一
 〇
 ポ
 ン
 ド
 以
 下
 が
 四
 七
 一
 と
 い
 う
 数
 字
 を
 考
 え
 あ
 わ
 せ
 る
 可
 う
 ば
 、
 こ
 う
 し
 た
 状
 況
 は
 他
 の
 諸
 州
 の
 状
 況
 に
 も
 あ
 る
 程
 度
 妥
 当
 す
 る
 よ
 う
 に
 思
 え
 る。⁽²⁰⁾ 牧
 師
 不
 在
 教
 区
 に
 つ
 い
 て
 も
 、
 ウ
 オ
 ー
 ン
 、
 マ
 ツ
 ク
 ラ
 ツ
 千
 イ
 の
 両
 者
 は
 、
 か
 ね
 り
 詳
 細
 な
 デ
 ー
 タ
 を
 提
 供
 し
 て
 く
 れ
 て
 い
 る。
 そ
 れ
 に
 よ
 る
 と
 、
 時
 代
 を
 経
 る
 に
 徐
 々
 に
 改
 善
 さ
 れ
 て
 く
 る
 も
 の
 の
 、
 牧
 師
 不
 在
 教
 区
 の
 数
 は
 全
 体
 (一
 全
 教
 区
 或
 は
 全
 シ
 ン
 パ
 ル
 数
)
 の
 う
 ち
 約
 五
 〇
 %
 強
 を
 占
 め
 て
 お
 り
 、
 そ
 の
 数
 の
 可
 成
 り
 多
 か
 っ
 た

こととを物語って、いる。しかし、彼らの報告に
 よると、これらの不在教区はすべてその教区
 に住んで、いる雇われた副牧師ないし近隣の教
 区の牧師によって、牧会活動が行なわれてお
 り、
 少なくともこの二州にだけ限られてい
 えば、
 完全に教会活動を停止してしまっ
 た教区は全く
 ない。またよい程度存在して、いた
 った。二
 とか
 かる。このように、一八世紀の国教会の停
 滞
 状況の典型的例とされる兼職と牧師不在教
 区
 は、その背後に地域的格差や聖職
 禄の
 不平等

在分配等といつた国教会の構造自体と密接に
 関わる複雑な問題をかかえており、それらと
 当時の国教会牧師の怠惰と墮落にだけ帰すこ
 とは明らかかに誤まりといわなければならぬ
 であらう。

次に、国教会の当時の活動状況の内実を示
 す礼拝と聖餐式の状況をみてもよい。ウオ
 ンによれば、デーヴオンでは一七四四年以降
 聖日或いは平日の礼拝式は減少する傾向にあ
 り、一七九九年には、すべてが教区でそれら

は行なわれなくなつてしまつたといふ。(22) オツ
 クスフォードシャーでも同様の報告がなされ
 ており、(23) またウツドフォードの日記から考え
 ても、クリスマスや聖金曜日などの聖日を除
 いて、全体としてこうした状況にあつたよう
 に思われる。(24) 礼拝式は通常各日曜日一回な
 いらし二回行なわれたいが、地域や季節によ
 つて変化があり、マックスウエイは、夏に
 は二週間に一回、冬には月に一回だけ礼拝式
 が行なわれたいとした地域を報告してゐる。(25) また、

兼職によつて、この頻度はさらに低くなつた

と考へられる。例へば、ウツドフオードは、

彼の病氣のため、に雇つた副牧師が、礼拝式の

日に他の三つの教会のかけもちによつて彼の

教会での礼拝式を行なはなかつたこととを記し

ており、(26)先に述べた四つの教区の兼職者の場

合は、二週間に一度の割合で礼拝式を行なつ

ていることとを報告して、いる。(27)さらに別の箇所

では、礼拝式を無断で欠席した副牧師に對し

て不快な感情を吐露して、いる。(28)従つて、兼職

(11 牧師不在教区) は、当該牧師に代わる代
 理人がいたとしても、明らかに實際の国教会
 の活動の支障となる場合が多かつたといえよ
 う。
 聖餐式については、ポユリタン革命の影
 響もあつたかなり低い数字が報告されてい
 る。
 一七四四年のデレグオンでは年に四、五回が
 三四三箇所と最も多く、一七七八年のオツク
 スフォードにおいて、詳細が分かる一五六
 の教区数のうち、一二六教区が三、四回の聖

最も出席率の低い地域では、二〇〇家族中三
 地域的にも差がある。例えは、デヴィグオンの
 ことである。その数は正確に把握できず、
 餐式に、教区民がどの位参加したのかという
 次に問題となるのは、こうした礼拝式や聖
 傾向を示すものと言える。
 執行していったことから考えても、ほぼ全体の
 年、一七九五年にそれだけ三回づつ聖餐式を
 オークのウッドフォードか、例えは一七八五
 餐式が行なわれ、^{3の}この数字は、
 一七

の名、四三家族中三、四名といふ数字が報告
 され、二に對して、出席率の高い地
 域では、六〇家族中八〇名、一〇家族中一
 二〇名であつたと、いう⁽¹¹⁾し、これにせ
 よ、それ程高い数字ではないことは確かであ
 る。ウツドフォードの教区では、とうそ、うか
 一七八五年のイースターの出席者が三〇人前
 後、⁽¹²⁾九四年から二六名、⁽¹³⁾九六年から二五、二六
 名⁽¹⁴⁾といつた数字が日記に記されてお
 り、せい
 せい三六〇名前後の村の人口の約一〇%位が

日
 非
 の
 ぶ
 、
 私
 を
 訪
 ね
 て
 教
 区
 の
 非
 常
 に
 多
 く
 の
 人

 よ
 う
 に
 書
 い
 て
 い
 る
 。
 今
 日
 は
 聖
 ト
 マ
 ス
 の
 祭

 に
 教
 会
 を
 訪
 れ
 て
 い
 る
 。
 ウ
 ッ
 ド
 フ
 オ
 ー
 ド
 は
 次
 の

 貧
 し
 い
 人
 々
 が
 牧
 師
 が
 与
 え
 る
 慈
 善
 金
 を
 受
 け
 取
 り

 レ
 ン
 タ
 イ
 ン
 や
 聖
 ト
 マ
 ス
 の
 祭
 日
 に
 は
 、
 多
 く
 の

 会
 の
 礼
 拜
 の
 出
 席
 率
 の
 低
 さ
 と
 は
 対
 照
 的
 に
 、
 ウ
 ッ
 ド
 フ
 オ
 ー
 ド
 の
 出
 席
 率
 の
 高
 さ
 と
 は
 対
 照
 的
 に
 異
 なる

 て
 う
 れ
 し
 い
 的
 と
 語
 っ
 て
 い
 る
 。
)
 と
 こ
 ろ
 が
 、
 教

 参
 加
 者
 を
 二
 人
 づ
 か
 り
 も
 多
 く
 の
 聖
 餐
 拜
 受
 者
 と
 な
 り

 (
 因
 み
 に
 、
 ウ
 ッ
 ド
 フ
 オ
 ー
 ド
 は
 、
 二
 五
 名
 前
 後
 の

 国
 教
 会
 の
 礼
 拜
 の
 参
 加
 者
 で
 あ
 り
 且
 こ
 と
 が
 わ
 か
 る
 。

々がやっつて来た。私は彼らの各々に六ペン
 ずつ与えた。(96) A・スミスの計算によれば、ウ
 ッドフォードの教区におけるウァレンタイ
 の祭日に教会に来る人々の平均は五六名であ
 り、聖トーマスの祭日の場合も平均五三名と
 されてゐる。(97)
 このように、教会の礼拝出席者数よりもは
 るかに多い人々が慈善金めあつて教会にや
 づ来ており、多くの教区民にとつて教会がど
 のよう好むものと映つてゐたのか、この事実か

う窺うニとが、不きる。又三又か指摘して、いる
 ように、彼らにとつて、キリスト教徒の務め
 を果たすよりも、彼らか伝統的にもつて、いる
 権利を行使すること（め）の方に重要な意味がある
 り、教会は、地主、牧師と頂点とする家文長
 的なる共同体の伝統の執行機関として、彼らの目
 に映つて、いたと考えられる。このことは、当
 時の教会の建物自体が、その教区（め）の社会階層を
 正確に反映して、いたことか、も理解できない。
 オベルケグイツケが指摘するよう、に、教会の

座席計画は当該地域の社会的ヒエラルキーを
 正確に反映しており、この計画からその地域
 の社会的地図^レを再構成することが可能^な
 のである。^{op}少オーソンが紹介してある一七七三
 年のある教会の見取り図は、教会内の座席と
 その位置から村人の社会階層によつては、手り
 と區別されていたことを示している。地主は、
 牧師の説教壇の近くの会衆全体が見渡せる位
 置に座と占めており、貧民たちの座席はこれ
 に対して説教台から最も遠い北側と西側の端

に男女別に作られてい^る。こゝに教会とい^う
 聖なる空間の中にそのまま社会秩序がも^ろこ
 まれ、聖なるコズモスの中に村落内の社会秩
 序が映しだされる状況を見ることか^らきる。
 教会は宗教的施設であるより、ま^ずその地
 域の共同体の秩序の象徴であり、地主の教区
 民に対する保護と彼らの地主への尊敬とい^う
 伝統的な秩序の中で、牧師はこの両者を媒介
 する役割を果たす。聖トマス^の祭日に教区
 の多数の貧民たちが教会にや^つて来る背景に

は、村落内での教会に牧師のかかる役割の伝統的認識が存在する。ウツドオード牧師が天然痘にかかった貧民の様子を見に彼らの家と訪問し、彼らに金銭と与えるのも、彼が国教会の牧師として、当該共同体の伝統的な父長的秩序を維持する役割を担っていったからに他ならない。(41) それは、彼の宗教的情熱に必須しも基づくものではなく、むしろ国教会の牧師が伝統的に行なってきた役割を踏襲したものでいえる。この意味において、先述した

教会、牧師の役割は、本質的にその背後にある当該共同体の規範と秩序の体系に全面的に依存しており、その役割が有効に働くために、其共同体の既存の規範と秩序の安定が不可欠なのである。国教会が、先に指摘したように、その日常の宗教的営為の中に必ずしも多数の教臣民をまぎ込みに成功してはいないにもかかわらず、それが共同体全般の秩序と利害の調整役として教臣全体にその影響力を行使しえたのも、国教会が地主と頂点とする

共同体の家文長的な規範と秩序の安定性を基
 盤として、いるためと考えられるのである。従
 って、ウッドフォードの「研究によつて明ら
 かにされたデュークソン、オックスフォードに
 おける国教会の影響力の強さの秘密は、こ
 した地域の共同体の規範と秩序の安定性の中
 にこそ求められなければならぬ。換言すれ
 ば、国教会が村落共同体の社会秩序を正当化
 したと同様に、その社会秩序の安定性こそが、

と	は	層	大	的	わ	同	産	的	そ
政	土	大	々	な	ら	体	業	基	の
治	地	き	せ	十	、	の	革	盤	ま
的	を	く	る	分	農	規	命	を	ま
に	も	し	こ	の	業	範	の	あ	国
も	つ	、	と	一	技	と	進	っ	教
経	牧	さ	に	税	術	鉄	展	た	会
済	師	ら	よ	の	の	序	は	と	の
的	を	に	っ	対	急	を	、	い	宗
に	裕	エ	て	象	速	み	徐	え	教
も	福	ニ	、	と	な	び	々	る	的
、	に	ク	教	行	進	や	に	の	確
地	す	ロ	区	る	歩	か	ニ	不	威
主	る	口	民	農	は	し	う	あ	の
的	こ	シ	の	産	、	始	し	る	目
地	と	ヤ	税	物	牧	め	。し	。し	明
位	で	の	負	の	師	る	か	し	性
へ	、	の	担	荷	に	。す	し	か	の
と	彼	進	を	と	伝	す	し	し	現
上	ら	展	一	松	統	な	、	、	実

昇マセテ。一九世紀の最初の四半世紀におい
マ、牧師が治安判事職に占める比率が、南ミ
ッドランドや東部の地域で約五〇%弱にも及
ム。トといふ事實は、彼らの村落内での地位の
変化を端的に示しているといえよう。(42) しか
共同体内の経済的・政治的変動は、当然にも
国教会の權威を支える当該地域の旧來の規範
と秩序の解体を意味している。信憑構造の解
体によつて国教会の權威の自明性は崩れ、国
教会牧師と教区民の伝統的な関係は決定的な

変質を被ることになる。今や、教区民にとつ
 て、牧師はエンジニアフロージャによつて再編さ
 れつつあるに新しい秩序の執行者であり、苛
 酷な税金を取り立てる裕福な地主として映る
 ようになる。彼らは村落内の利害の調整役と
 いう伝統的な役割を喪失し、結局、富める
 者の正義⁽⁴³⁾のために働く者として、貧しい教
 区民の憎悪の対象となつてゐる。そして、
 東部ヤミツドランド地域の農村地帯における
 こうした反聖職者感情の昂揚は、国教会の勢

カ
國
へ
の
メ
ソ
デ
イ
ズ
ム
を
中
心
と
す
る
非
国
教
徒
の
侵
入
を
許
す
こ
と
に
も
つ
な
か
つ
て
中
く
の
よ
あ
る
。

(へス) 非国教徒

一八世紀のイギリス国教会は、国民の大部分をその傘下におさめる国民的教会であった。

しかし、その外側には、国教会の信条と組織

形態に同意しない少数の人々が存在した。

レスビイテリアン、コングレゲイションナリス

トヘインデペンデント、バプテスト、クエ

ーカー、ユダヤ教徒、カトリック教徒がこう

した人々である。なかでも、フレズビイテリ

アン、コングレゲイション、バプテストとい

「ピューリタン直系の三つの教派とカトリックは、前世紀の王制復古期のイギリス社会において、『審査律』、『都市自治体令』、『非国教徒集会令』、『五マイル令』といった様々な迫害立法によって、政治的、宗教的諸権利を剝奪されながらも、少数の政治的有力者を擁した政治的に影響力をもつ少数派を形成していった。こうした教派は、王制復古後の政治的ヘゲモニー争いに敗れた政治的エリートの特格好の避難場となるとともに、復古政

権に對する「政治的、宗教的、
 代替物レ(44)とし
 ての意味を持つていた。その
 ため、彼らの存
 在自体が国家の政策に對する
 反抗を象徴的に
 表現するとともに、支配階級
 内部を政治的に
 垂直に分断する役割を彼ら
 のイデオロギイは担
 っていたのである。
 ところが、名誉革命の成立は、
 彼らの存在
 の意味を徐々に変化させるこ
 とになる。「寛
 容令レ、さらに後の「免責法
 小に代表される
 政府の寛容政策は、キリスト教
 内のカトリック

ク、ユニテリアンを除く非国教徒に對して、
従来の迫害立法の規定を緩和することによつ
て、彼らの体制外宗教としての立場を認知す
る。これは、国家の教會の枠組を前提にして
非国教徒の信条と活動を公的に認め、それによつ
て彼らのもつ反体制的エネルギーをなすし
崩的に体制内に吸収することとを狙つたもの
と見ることかできない。つまり、それは非国教
徒の教理の基本的立場と彼らの活動の自由を
容認することとを代償として、彼らに体制的枠

組を認めさせ、その反国教会的信条が政治的
 下力に転化することを防ぐことを目的として
 いたと考へることかできないのである。また、
 この寛容政策はイギリス社会の多文化を促進
 した。これによつて国教会の宗教的世界の絶
 対性は形式の上でも大幅に後退し、複数の意
 味秩序の存在が公的に容認されたからである。
 スワトスとは、ここに多元主義的社会の確立を
 指摘してゐる。しかし、既にみたように、こ
 の当時、国教会を支える共同体の秩序は、安

定してあり、しかも、後に述べるように、非
国教徒の勢力はごく少数であった。従って、
寛容体制はあくまでも多元主義的社会を準備
したのであり、その本格的展開は、産業革命
による共同体の解体とメソリズムの急速な
成長の中にみらるべきであろう。
いおれにせよ、寛容令の発布は、非国教徒
の活況を招いた。数百の礼拝堂が建設され、
新しい会衆が組織される。また、その発布後
直ちに、コングレゲーションとプレスビーテ

の停止は非国教徒内部の結東を不要なものに
 の宗教的情熱を奪うこととなる。宗教的迫害
 策の定着は、次第に少数派として、非国教徒
 五分の一にも及んだ⁽⁴⁶⁾。しかし、寛容政
 策が存在し、そのメンバー数はデングオン
 五七の都市や村にも七六のミレーングハウ
 の年間には非国教徒が最も繁栄した時期であ
 り、デングオンシヤでは、寛容令以後の三
 助けあうことか確認される⁽⁴⁵⁾。ウオンによ
 りアンの協力関係が成立し、両教派は相互に

し、彼らのエネルギーを拡散させる。もはや彼らは社会的に全く無資格者ではなかつた。彼らは、一時的に国教会の儀礼に妥すかり再び彼らの教派に戻るといふ手段を活用する。こゝと政治的地位を獲得でき、彼らのエネルギーを宗教的活動に全面的に投入する必要はない。かゝたからである。しかも、社会的抑圧の緩和は、彼らの宗教的エネルギーが、一か際限のない神学的論争の中で費やされるという状況をともたうす。彼らは時代思潮としての理神論的傾向

向の下に、S. Clarke (Samuel Clarke)

等の主張をめぐる国教会内の三位一体論争の

影響を受けつつ、キリストの神性に関して激

しい論争を展開する。すなわち、エクセター

のJ. ヒアス (James Pierce) によるキリ

ストの神性を否定する見解をめぐる論争に端

を發して、非国教徒のすべて、の牧師が三位一

体の立場を公的に確認すべきだとする人々とは

これに反対する人々が真向から対立する。こ

うした論争は一七一九年にその頂点をむかえ

る。同年、この対立を解決するため、
スビーテリアン、バプテリスト、
シヨナリスト三派による会合がもたれるが、
論争は平行線とたどり、結局、教義に
三派の統一の見解の表明は断念され、
如何なる立場に立つかは彼らを選
に委ねることか決定される。⁽⁴⁷⁾ 各
内実について、すべて各地域に分散
衆の判断に依存することになつたの
か、かかる神学論争の中で、とり
わけ一八世紀初

福音宣教の可能性を全く否定する立場へと過
 ずムヤ極端な選民主義的傾向へと転落したり、
 か、彼らの思想は、かえってアニキミアニ
 たらは、カルヴァイニズムの立場を堅持し
 たりヨナリスト、パテイキユライバテリス
 を有名無実なものとした。⁽⁸⁸⁾ 一方、コングレ
 と組織形態において異なるようになった彼ら
 グレゲイリシヨナリストへと分解し、他の教派
 レスビイテリアンにはユニテリアンといし
 頭に非国教徒全体の三分の二を占めたり

激化してゆく。こうして、彼らの際限のない神学論争と知的な成熟は、彼らを知的な自己満足の世界へと閉じこめ、非国教徒と大衆から引き離したのである。トムソンはかかる状況と次のように述べている。「淡白さへの嗜好、熱狂主義への不信といったユニテリアンの合理的キリスト教は、ロンドンや大都市の商人や店主の一部には支持された。しかし都市や村の貧民が支持するたけには、あまりにそれは冷たく遠く慇懃で、そして裕福な者の快

い価値観と結びつきすぎている、またその
 言葉と響きが障壁となつたのである
(49)
 非国教徒の信奉する教理の自由主義化、或
 いは硬直化は、当然にも彼らの組織の絶えざ
 る分裂を招いた。本来、彼らの組織原理は、
 カトリックの教権的制度和否定して、信者
 一人一人が神の前に平等に集まり自発的に会
 衆を形成するものといえる。牧師の地位も決
 して特別なものではない、全会衆によつて雇
 われた宗教的世話役以上の者ではないから
 である。

そのために、こうした集団において、会衆内の有力者が集団の動向に決定的な影響力をもたらす牧師を解任したり、逆に、それに反対するものか、その決定を不満として追放された牧師とともに新しい会衆を組織するといふ事態が生じていた。彼らの組織のもつ民主的原理は、組織にアナーキーな要素を常に孕むことになり、絶えざる論争と分裂、そしてより閉鎖的で排他的な小集団の形成を招くことにたつたのである。さらに、国教会やカトリック

該集團の動向に重要な役割を果たすことには、
 要な経費を負担するにとり、結果的に当
 熱心ではない裕福なゲルマンが教会運営に必
 彼らの組織内部において、宗教的にはそれ程
 牧師を雇うのも苦しかった。従って、
 小店主といたった下層中産階級より成る集團は
 織は、財政的にも規模が小さく、特に農夫や
 の宗教的信条によつて成立する非国教徒の組
 組織に組み込まれる形態と異なり、信徒相互
 の組織がもつて、出生とともに自動的に宗教

った。とりわけ、寛容令によつて法律的に礼拝所が管財人に所属することになつて、その集団の実力者から選ばれた管財人は、実質的にその集団の支配者となつた。つまり、E・アレグイが鋭く指摘したように、非国教徒たちの宗教的民主主義は、しばしば金権政治（Plutocracy）へと転落したのである。

以上のようにならば、名誉革命体制の確立と宗教状況の安定化は、反体制運動の象徴として、非国教徒の社会的意味を低下させることにもなる。

その寛容政策の定着化は彼らの宗教的エネルギーを著しく弱め、おびた^ただしい論争と分裂の中で、一八世紀中葉までに非国教徒は確実に衰退していった。テ^レィ^グァ^ンシヤ^ーにおいては、一七一五年に一、一〇七存在した非国教徒の会衆は、一七七二年には三派合計で七〇二へと減少する。⁵⁾全体として、一七〇〇年に人口の約五%に相当する三〇万人前後を数えた彼らは、四の年後にわずか五万人のメ^ンバ^ーに^なり、擁するにすぎず、^たに^二と^が報^告され^て

いるのである。そして、非国教徒の増加した
停滞状況は、産業革命のインパクトやメソ
イズムの成長に刺激され、フレステイリ
アンを除くコングレゲーション、ナリス
トとバプ
テストが再び急速に成長し始める所謂
「
」
年代センターズの誕生といわれる一七七
の年頃まで続くのである。

[註]

(一) John R. H. Moorman, A History of the Church in England (London, 1953, rev. 1980), p. 169.

(二) Anthony Armstrong, The Church of England, the Methodists and Society 1700-1850 (New Jersey, 1973), p. 13.

(三) William Holden Hutton, The English Church: From the Accession

of Charles I. to the Death of

Anne (1625-1714) (New York, 1903),

pp. 266-280.

(7) John H. Overton and Frederic

Relton, The English Church: From

the Accession of George I. to

the End of the Eighteenth Century

(1714-1800) (New York, 1906),

pp. 11-19.

(8) Elie Halévy, England in 1815

(London, 1913, 2nd ed. 1924),

p. 393.

(6) Norman Sykes, Church and State in England in the 18th Century

(Connecticut, 1962), pp. 41-91.

(7) Armstrong, op. cit., p. 9-10.

(8) 特にサイケスによれば、主教区の

収入の格差が、より収入の良い主教

区への昇進と動機づけ、ホイッブ政

権は、この昇進と武器に主教区に

对于政治的工作进行了。 Sykes

op. cit., pp. 61-63.

(6) R. A. Soloway, Prelate and Peo-

ple Ecclesiastical Social Thought
in England 1783-1852 (London &

Toronto, 1969), p. 3.

(10) Moorman, op. cit., p. 278.

(11) Armstrong, op. cit., p. 11.

(12) Cook and Stevenson, op. cit.,

p. 166.

(13) Hailey, op. cit., p. 394.

(14) Moorman, op. cit., p. 286.

(15) Ursula Henriques, Religious

Tolerance in England 1787-1833

(London, 1961), p. 72.

(16) Arthur Warne, Church and Socie-

ty in Eighteenth-Century Devon

(Newton Abbot, 1969). Diana McCl-

atchey, Oxford Clergy 1777-1869.

A Study of the Established Church

and of the role of its clergy
in local society (Oxford, 1960).

The Reverend James Woodford, The
Diary of a Country Parson, 5 Vols
ed. by John Berstford (Oxford,
1924, rep. 1981).

(17) Ibid., Vol. 3, pp. 217-218.

(18) Warnne, op. cit., p. 41.

(19) McClatchey, op. cit., p. 13.

(20) Warnne, op. cit., p. 40-41.

(21) Ibid., p. 42. McClatchey, op.

cit., p. 31.

(22) Warnne, op. cit., p. 44.

(23) McClatchey, op. cit., p. 84.

(24) Obelton and Relton, op. cit.,

pp. 292-293.

(25) Ibid., p. 81.

(26) Woodford, Vol. 4, p. 285.

(27) Ibid., Vol. 3, p. 217-218.

(28) Ibid., Vol. 5, p. 127

(29) Warner, op. cit., p. 45.

(30) McClatchey, op. cit., p. 86.

(31) Warner, op. cit., p. 45-46.

(32) Woodford, Vol. 2, p. 240.

(33) Ibid., Vol. 4, p. 104.

(34) Ibid., Vol. 4, p. 268.

(35) Ibid.

(36) Ibid., Vol. 2, p. 222.

(37) A. W. Smith, "Popular Religion,

Past and Present, No. 40 (1968),

P. 182.

(38) Ibid.

(39) Obelkevich, op. cit., p. 109.

(40) Warne, op. cit., p. 56, 60-61.

(41) Woodford, Vol. 2, p. 181.

(42) Eric J. Evans, "Some reasons for
the Growth of English Rural Anti-

- Clericalism," Past and Present,
No. 66 (1975), p. 104.

(43) Ibid., p. 102.

(44) Gilbert, op. cit., p. 15.

(45) Gerald R. Cragg, The Church &

the Age of Reason 1648-1789 (Midd-

lesex, 1960, rep. 1979), p. 60.

(46) Warné, op. cit., p. 94.

(47) Cragg, op. cit., p. 137.

(48) Gilbert, op. cit., p. 34-35.

(49) Thompson, op. cit., p. 29.

(50) Halévy, op. cit., p. 407-409.

(51) Warné, op. cit., p. 98.

第二章 ヌソテイズムの成立と展開

筆者は、前章において、ヌソテイズムの成

立を背後から条件づける当時の社会、宗教的

状況を明らかにしてきました。本章では、これを

踏まえ、ヌソテイズムの誕生からウエスレイ

の死去に到るまでの歴史過程をクロノロジカ

ルに記述することにしたい。この際、ここぞ

は、かかる過程をウエスレイを預点とする新

しいヒエラルヒーの形成とこれに伴う国教会

からの自立化とレス捉え、そのプロセスにお

ける主観主義的立場と客観主義的立場の葛藤
の諸局面を明らかにする。この過程における
両者の葛藤は、以下のかたちをとり進
た。と考えられる。すなわち、新レ
エラレヒの形成は、国教会の制度的権威
客観主義的立場に対するウエスレ
主義的突破を起点として、彼のこの
主観主義的立場は、組織の形成と
客観主義的体系的（宗教的ヒエラ
形成への方向を取り、このため、国教会の宗

ス
 レ
 1
 時
 代
 の
 メ
 ソ
 デ
 イ
 ズ
 ム
 の
 組
 織
 的
 定
 立
 と
 展

 の
 ぞ
 あ
 る
 。
 本
 章
 は
 、
 こ
 う
 レ
 た
 視
 点
 か
 ら
 、
 ウ
 エ

 国
 教
 会
 か
 ら
 の
 自
 立
 化
 が
 招
 来
 さ
 れ
 る
 こ
 と
 と
 な
 る

 教
 的
 ヒ
 エ
 ラ
 ル
 ヒ
 は
 確
 実
 に
 制
 度
 化
 の
 道
 を
 歩
 み、

 義
 的
 立
 場
 の
 か
 か
 る
 複
 合
 的
 葛
 藤
 の
 中
 で
 新
 し
 い
 宗

 権
 威
 定
 立
 を
 軸
 と
 す
 る
 主
 観
 主
 義
 的
 立
 場
 と
 客
 観
 主

 除
 を
 含
 む
 も
 の
 ぞ
 あ
 っ
 た
 。
 ウ
 エ
 ス
 レ
 1
 の
 独
 自
 な

 き
 た
 新
 た
 な
 主
 観
 主
 義
 的
 立
 場
 と
 の
 対
 立
 と
 そ
 の
 排

 こ
 の
 客
 観
 主
 義
 化
 は
 、
 同
 時
 に
 組
 織
 内
 部
 に
 生
 じ
 る

 教
 的
 権
 威
 と
 の
 鋭
 い
 緊
 張
 を
 惹
 起
 す
 る
 。
 し
 か
 も、

開を考察する。なお、ここでは、国教会からの組織的自立化という立場から、この過程を以下の四つの段階に區別することにした。

(1) 前段階期（一七〇三年～）、
 八年～）、
 (2) 形成期（三

(3) 過渡期（五一年～）、
 六三年～九一年）。

(4) 自立期

第一節

前段階期

(一七〇三年)

(1)

ジョン・ウエスレーは、一七〇三年、国教

会牧師サミエル・ウエスレーとスザンナの第

一八番目の子供として、リンカンシャイの工

ツプロワースで生まれた。両親は共に非国教徒

の子として非国教徒の伝統の中で教育された

が、サミエルはニ一才、スザンナは一四才に

して非国教徒の信仰を放棄して、国教会内の

保守派である高教会主義 (high church) 的

立場を信奉した。
彼の誕生から、組織的に見るとメソディズム
の実質的な前段階を画すと考えられるオックス
スフォード・メソディストの成立（一七二九年）
までこのウエズリーの幼年期・青年期にお
いて、特に重要であると考えられる事柄は次
の三点である。第一は、六才の時の牧師館の
火災の折、奇跡的にそこから救出されたとい
う事件である。(1) 建物を完全に焼き払ったこの
火災の最中、家族の者たちは避難したにもか

が神から特別な召命を受けた人間であるとの
 は、多くの論者が指摘するよう、彼に自ら
 レーの心理に与えた特別の意味である。それ
 この事件がもつ意義は、奇跡的救出がウエ
 任人によつて奇跡的に救出されたのである。
 し、しかし、ウエスレーは、この猛火の中を
 ルは、ひがまず、いそぎで子供達の魂を神の
 く、もはや救出は不可能に近かつた。サミ
 中に一人とり残され、しまつた。火勢は激し
 かわらず、ウエスレーだけが燃えさかる家の

な	年	ろ	の	い	以	た	の	六	意
つ	の	う	中	う	来	と	経	才	識
る	彼	。し	に	母	自	は	験	の	を
い	の	か	植	親	分	考	に	時	与
つ	意	し	え	ス	の	え	よ	ど	え
た	識	、	付	ザ	息	難	つ	あ	た
こ	の	い	け	ン	子	い	マ	つ	。
と	中	ず	ら	ナ	を	。	直	た	も
は	ど	れ	れ	の	特	む	ち	こ	ち
間	特	に	マ	教	別	し	に	と	ろ
違	別	せ	い	育	に	ろ	彼	を	ん
い	な	よ	つ	を	注	、	が	考	、
な	意	、	た	経	意	そ	か	え	こ
い	味	こ	と	由	し	れ	か	あ	の
。	を	の	み	し	マ	は	か	わ	意
こ	も	体	る	マ	養	、	る	せ	識
の	つ	験	バ	育	育	こ	意	れ	は
こ	よ	が	き	し	レ	の	識	ば	火
と	う	後	で	た	た	救	を	、	災
は	に		あ	と	と	出	も	こ	が

彼がその墓碑銘に自らを「炎の中から取り出

された燃えさし」(The Little Brand Pluck-

ed from the burning)」と記すよう命じ

ていることから也十分に窺うことだが、できる。(2)

いわば火災からの奇跡的救出という事実は、

後の彼の活動を内的に支える極めたる格好な心

理的拠点となりえたといえるのである。

第二番目は、ウエスレリの少年時代におき

た牧師館での幽霊騒動である。『オールド・

ジエフアリー」(Old Jeffery)とウエスレ

一家の人々に名前を与えられた霊が一七一六年、彼の一二才の時に牧師館に現われるようになる。奇妙なノックの音、うめき声はその年の一二月から始まるようになり、家族や使用人もこうした音を聞く。(3) また、V・H・グリーンは、ウエスリーの妹の証言としてみ、彼女の座つていたベッドが空中に浮いたという話を紹介している。(4) ウエスは、牧師館でのこの不思議な出来事を、寄宿生活をしてきたため直接には経験してこない。しかし、一七二

〇年に帰宅した際、彼はその原因を徹底的に
 調べ、後年その顛末について、私の父親の
 家における騒動に聞かせる一考察(一七八四
 年)といふ論文まで発表するのである。
 言うまでもなく、この事件の真
 偽は問題とならない。むしろ、問題はこの
 出来事が思春期のウエスレーに与えた影響で
 ある。グリーンソンは、この事件がウエスレーに
 同様は出来事に対する異常な関心を懐かせる
 とともに、不可視な世界への存在に対する

だ	く	否	も	た	彼	り	ど	駭	確
と	い	定	、	こ	の	ー	推	動	信
も	る	す	そ	の	の	ン	測	の	を
主	。	る	の	種	日	の	の	彼	深
張	そ	風	中	の	誌	こ	域	に	め
し	れ	潮	で	物	に	の	を	対	さ
ま	は	に	、	語	は	意	づ	す	せ
い	、	対	後	が	、	見	る	る	た
る	キ	し	述	相	彼	に	も	影	こ
。	リ	ま	す	当	が	同	の	響	と
し	ス	は	る	数	イ	意	ど	と	を
か	ト	き	よ	記	キ	し	ほ	い	指
も	教	り	う	さ	リ	た	な	う	摘
、	を	と	に	れ	ス	い	い	問	し
晩	否	批	、	ま	各	。	が	題	く
年	定	判	靈	お	地	と	、	は	い
に	あ	を	や	り	で	い	筆	、	る
先	る	述	魔	、	聞	う	者	ほ	。 (5)
に	こ	べ	女	し	い	の	も	と	こ
あ	と		を	か		も	グ	ん	の

げに考察を著わすといふ事實は、少年
 の頃の牧師館の出来事か、いかによりに彼の心の中
 に深く焼きついたりいたかをはつきりと物語る
 ものとはいえよう。その意味から、この幽霊騒
 動が理性では必ずしも理解できないう不可視
 な世界への興味とその存在への確信のある
 種の原体験を形成したと考えられるのである。

第三点目は、二二才の時の執事 (deacon)
 への聖職接手がある。これを境にレマウエス
 への生活態度は大きく変化する。グリーン

る	変	た	に	徐	し	与	ろ	つ	は
。(7)	化	と	し	々	た	え	ん	の	、
彼	を	み	る	に	と	、	、	境	、
に	自	る	は	生	い	そ	こ	界	彼
よ	ら	る	は	じ	う	れ	の	標	の
る	の	べ	き	る	意	に	出	識	按
と	日	き	ど	り	味	よ	来	が	手
、	誌	あ	と	と	で	、	事	あ	が
家	、	る	彼	彼	は	、	が	る	そ
庭	の	う	の	内	な	、	彼	と	の
ご	中	。ウ	生	面	い	、	に	と	精
の	で	エ	活	的	。	、	何	指	神
教	明	ス	態	な	、	生	ら	摘	的
育	ら	レ	度	変	、	活	か	し	発
、	か	、	の	化	、	態	の	、	展
ま	に	は	中	が	、	度	強	、	に
た	し	、	に	、	、	が	い	影	と
チ	、	そ	現	按	、	突	る	響	、
ヤ	、	の	わ	手	、	然	(6)	を	、
、	い		れ	を	、	変	も	、	、
い				境	、	化	ち	、	、

ター・ハウズ校、オックスフォード大学での
 学校生活の中で、自分には神のあらゆる律法を
 外面的 (outward) に遵守することを学び、
 またそれに努めてきたという。聖書の講読、
 朝夕の祈り、教会への出席を人並以上に心が
 けられた。しかし、当時の彼は、
 内的服従 (inward obedience) 或いは「
 聖潔」(holiness) に
 ついて全く無知であつた。
 ニニオの時、ウエズレーはトマス・ケ
 ンの
 キリストにならぬ
 に出会い、

真の宗教が心の中にあること。神の律法が単に外面的行為だけでなく、内面的な思想にも及んでいゝことを理解する。そして、同時に一人の宗教的友人との出会いも、彼の宗教的思索を深めることにはなる。こゝに於て、彼は自ら生活態度を一変させる。彼は次のように述べている。

「私は、自分の会話の全形式を変え、熱意をもつて新しい生活を始めた。……毎週聖餐を受け、言葉と行為にわたるすべからざる罪を警

戒
 した。内的
 的聖潔に
 むけ、努
 力し、そ
 のため
 に祈り始
 めたので
 ある⁽⁸⁾
 内的聖潔
 を求める
 彼のこう
 し、た生
 活は、ジ
 エレミヤ
 ・テイラー
 ・ヤウイ
 ・リアム
 ・ロウ等の
 読書を通
 じ、さら
 に深まっ
 てゆく。二
 二才を
 境にし、ウ
 エスレは、
 自らの全
 生活を一
 方法的に律
 し、ながら、
 神のあらゆる
 律法を
 外的にも内的
 にも厳格に
 守ることを
 通じ、
 神からの救
 済を心から
 切望するよ
 うになる⁽⁹⁾
 彼のかかる
 希求と言動
 が後述する
 才

ツ
ク
ス
フ
オ
ー
ド
・
メ
ソ
デ
ィ
ス
ト
た
ち
の
活
動
へ
と
結
び
つ
く
こ
と
に
な
る
の
で
あ
る
。
以
上
、
三
点
に
わ
た
つ
る
、
本
論
に
と
つ
る
重
要
な
点
が
あ
る
と
思
わ
れ
る
ウ
エ
ス
レ
ー
の
青
年
期
ま
で
の
出
来
事
や
生
活
態
度
に
つ
い
て
述
べ
ら
れ
た
が
、
今
一
つ
、
彼
が
兩
親
や
オ
ツ
ク
ス
フ
オ
ー
ド
大
学
で
の
生
活
の
中
で
高
教
会
主
義
を
受
け
継
い
だ
と
い
う
こ
と
も
注
意
す
る
必
要
が
あ
ら
う
。
高
教
会
主
義
と
は
一
般
に
使
徒
継
承
権
を
信
じ
、
そ
れ
が
主
教
を
通
じ
て
国
教
会
の
宗
教
的
ヒ
エ
ラ
ル
ヒ
ー
に
体
現
さ
れ
る

いるとすゝる国教会内のカトリック派とも呼ぶべき立場であるが、ウエスレーはこの高教会主義を両親と当時の高教会主義派の拠点であつたオックスフォード大学での生活の中で自らの血肉とする。そのため、彼は晩年に到るまで、国教会とその聖職ヒエラルヒーに深い愛着を示すことになるのである。

(2)

さ、一七二九年といふ年号は、ウエスレーが自らメソヂイヅムの歴史にフイルス述べる

時、必ず、この運動の第一歩を記した年とし
 る書き留められ、メソヂイズムの起源
 を考へる上では記念すべき年といえる。レ
 し、彼の意識を別とすれば、オツクスフ
 ド、のウエスレ兄弟を中心とする活動は、
 時間的にも性格的にも、後年のこの運動の本
 格的展開の時期と必ずしも連続し、おらず、
 それゆえに九年をメソヂイズムの出発の年と
 することには困難である。と考へられる。但し、
 通常、オツクスフオイド・メソヂイズト
 と

格的展開にとつて如何なる意味と役割をもつ
 あわせながら、この時期が後のこの運動の本
 オックスフォードでの彼の活動に主に焦点を
 と考へることだが、[。]従つて、[。]ここには、
 年の彼の驚異的な活動を準備するものがある
 彼の内面的な宗教意識の成長にとつても、後
 跡は、単に彼の実践、行動の上ばかりでなく、
 そして帰英に到るこの時期のウエスレーの軌
 目的としたジヨージア植民地行きとその挫折
 呼ばれる活動から、インディアンへの伝道を

書いたかを明らかにしたい。
ウエスレいは、マソデイストと呼ばれた
人々の小史と、という小論の中で、オックス
フォードの小さな宗教サークル、ホリイ・
クラブの発端とその活動を次のように記し
ている。
「私がオックスフォードに住むようになった
書いた。一九一一年一月、私の弟、私、そし
てもう二人の若い紳士は、一週間に三日な
し。四日間とも、すすことしに、した。

(10)

週に一回彼らを慰問すること
 話すことに非常に満足を感じたので、我々は
 することを希望した。そして、そこで彼らと
 を読んだ。翌年の夏、監獄の囚人たちを訪問
 を読み、別の晩にはギリシアヤテンの古典
 7日曜日の晩、我々は何らかの神学的書物

一七三二年四月、ホーリー・クラブの成長
 に大きな役割をはたすことにならるJ・クレイ

トン (John Clayton) が加入する。(11) 彼の忠告

自己否定の行動を欠かさず、機会あるごとに	様に、一切の罪と戦い、律法的と思われる	スレ、の活動は、ニニオ以降の彼の生活と同	う。(13) このように、ホーリイ・クラブのウエ	義者 (Sacramentarians) と呼ばれたとい	一層強調され、そのため彼らは時々「聖餐主	教生活の中で聖餐にあずかることの重要性が	さらに、クレイトンの指導の下に、彼らの宗	曜日、に初代教会の断食を守ることを始めた。(12)	に従って、ウエスレイにちは「毎水曜日と金
----------------------	---------------------	----------------------	--------------------------	------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------------	----------------------

いえる。
 ソデイズムの性格に連続的に結びつくものと
 ストの活動は、次の二点において、後年のメ
 以上のようなオックスフォード・ソデイ
 スト^レと呼ばれるようになつたのである。⁽¹⁴⁾
 という禁欲的生活態度のため、^レメソデイ
^レ方法的に律し、それをすべて神に捧げら
 のであつた。⁽¹⁵⁾ それマウエスレー等は、生活
 行ない、善行の機会を見逃さない^レ(14)とい
 公私にわたつてすべての恩恵の手段を細心に

第一に、この時期の活動は、その目的の一
 つとして国教会の復興を考えているとい
 う点で、その後メソヂイイズムと国教会
 との関係を捉えるウエスレリの問題意識
 の原点となつて、いる。ホーリイ・クラ
 ブが、メンバ一人の救済への強い欲求
 ばかりでなく、その活動を通じて国教会
 の再興を意図したものであることは、ウ
 エスレリがある書簡で、オツクス
 フォード・メソヂイストの起源につ
 いて次のように語つて、いることと
 かができる。

今から三〇年前、私はウイリアム王の治
 世に書かれた「教匠民への田舎牧師の忠告」
 (The Country Parsons Advice to his par-
 isoners) という題名の本に出会った。こ
 で私はこう読んだ。「もし教会の
 良き人々が王国の敷所に集まると親密な協
 会を作り、互いに助けあつて良きキリスト者
 の作法に専念すれば、それこそ我々の傾きか
 けたキリスト教にその始源の生命と活力を取
 り戻し、悩み沈みゆく教会を支えるための最

に	の	う	つ	の	等		に	で	も
知	テ	と	る	活	で	こ	従	ニ	効
る	キ	し	こ	動	あ	の	つ	、	果
こ	ス	た	国	の	る	こ	た	三	的
と	ト	こ	教	目	こ	と	に	名	な
が	と	と	会	的	は	は	、	の	手
で	し	は	の	と	言	三		紳	段
き	て	、	宗	し	う	名		士	で
る	尊	田	教	て	ま	の		が	あ
の	重	舎	的	、	で	紳		そ	ろ
で	さ	牧	管	宗	も	士		の	う
あ	れ	師	為	教	な	レ		忠	凸
る	た	の	の	的	い	が		告	オ
。	こ	忠	再	協	が	ウ		を	ツ
(18)	と	告	活	会	、	エ		支	ク
ま	か	告	性	の	彼	ス		持	ス
た	ら	凸	化	結	ら	レ		レ	フ
、	も	が	を	成	が	一		、	オ
こ	十	彼	は	に	そ	兄		そ	一
れ	分	ら	か	よ	そ	弟		れ	ド
に			ろ						

宗 教 的 協 会 の 知 識 に 基 づ い て 書 か れ て い る と
 他 の 場 所 に お い て 形 成 さ れ て い た 国 教 会 内 の
 () 等 の 影 響 の 下 に ウ エ ス ト ミ ン ス タ ー や
 忠 告 曰 は 、 A ・ ホ ー ネ ッ ク (Anthony Horner
 エ ス レ ー が 引 用 し て い る 匿 名 の 田 舎 牧 師 の
 ら あ わ せ て 知 る こ と が ぞ き る 。 そ も そ も 、 ウ
 的 協 会 の 伝 統 の 内 部 に あ っ た こ と も 、 こ こ か
 時 す ぞ に 存 在 し て い た 国 教 会 内 部 の 他 の 宗 教
 の 活 動 が 決 し て 彼 ら 独 自 の 発 明 ぞ は な く 、 当
 関 連 し て 、 オ ッ ク ス フォ ー ド ・ メ ソ デ ィ ス ト

いわれらあり、その意味で、オックスフォード・メソヂイストの活動の背後には、従来からの宗教的協会の伝統が横たわっている。S. J. サイモンは、当時の宗教的協会の性格を次の二つに要約している。(1) 協会の唯一の意図は、精神と肉体に対する真の霊的聖潔の促進がある。そして明らかに、その聖潔の追求は、経験によつて効果的であることとが立証された方法を用いる用意のある実践的人間の知的情熱に指導されたい。(2) 宗教的協会の

協会自体の復興運動とも解せるのである。
 女王の治世から衰退し、既に既存の宗教的
 く、この意味において、彼らの実践は、ア
 宗教的協会の活動に重なりあうところが大き
 極的は慈善活動において、従来の国教会の
 ちの活動は、その聖潔の追求において、積
 ように、オックスフォードでのウエズレー⁽¹⁹⁾の
 に貧しい人々への愛につながられていた。この
 点をもつていたために、神の愛は人間への特
 主要な推進者たちは、聖潔の幅広い実践的観

の 実 踐 の 内 実 に 他 な ら な い か ら で あ る 。 逆 に	の ま ま 、 オ ツ ク ス フ オ ー ド で の ウ エ ス レ ー 等	想 起 す れ ば 容 易 に 理 解 で き る 。 そ の 規 定 は そ	と い う 三 つ の 支 柱 か ら 成 り 立 つ て い た こ と を	忌 避 、 慈 善 の 積 極 的 推 進 、 恩 恵 の 手 段 の 遵 守	こ の こ と は 、 後 年 の 組 織 規 則 が 、 一 切 の 悪 の	こ の 基 本 的 に ほ ぼ 同 一 で あ る と い う こ と で あ る 。	の 原 則 と な る 組 織 の 規 則 と 、 そ の 内 容 に お い	の 実 踐 が 、 後 年 の メ ソ デ ィ ズ ム の 宗 教 的 学 為	第 二 は 、 オ ツ ク ス フ オ ー ド ・ メ ソ デ ィ ス ト
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

言え、ば、オツクスフォードでの活動が、後年
 のメソヂイスト会の宗教的実践へと踏襲され、
 その原型を提出したといえるわけである。

以上の二点において、オツクスフォード・
 メソヂイストは、後年のメソヂイズムと連続

していしその性格を規定する要素をもつており、

さらにその活動全体が国教会内の伝統的な宗
 教的協会と極めて類似していたと考えられる
 のである。

しかし筆者は、かかるオツクスフォード・

メソディストの活動を、あくまでも、三八年以降のこの運動の出發の前段階として位置づけたい。つまり、そこには不連続な要素が存在すると考へるわけである。その不連続な要素とは、まず第一に、オックスフォード・メソディストには積極的は大衆伝道への意欲と手段が欠如して、いた、という点である。すなわち、それは、その宗教的実践の中に一般の庶民を積極的になき込んでおらず、あくまでも閉鎖的にな大学のエリートたちによる宗教実践の

の時期は、メンバの個人的な聖潔の追求とそ
 メソデイストには存在してはいない。
 また、とういフに、発想も、オツクス
 的に出ていフて福音を伝えるとい
 と、なり、彼ら自身は全く無縁な人々
 大学関係者とは全く無縁な人々が活
 イズムに見られるようには、国教会の
 部の人々を動員してはいないが、⁽²⁰⁾後
 は、グリオンが指摘するようには、大
 サークルに留まていて、もちろんその活

第一の理由が主に形態的なるものであるとす	組織宗教とは言えなわけである。	イストの段階では、メソデイズムは決して、	られるのである。	いう要素が全く欠如することになつたと考へ	る大衆のイニシアティブによる運動の推進と	三八年以降のメソデイズムの決定的特徴であ	の積極的伝道が主題とならず、結果として、	ていたため、その視野に入つてこない大衆へ	れに基づく慈善的行爲に活動の主力が置かれ
----------------------	-----------------	----------------------	----------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

こ
 で、
 少
 し、
 ウ
 エ
 ス
 レ
 の
 こ
 の
 期
 間
 の
 軌
 跡
 に
 的
 な
 変
 化
 に
 求
 め
 る
 こ
 と
 が
 で
 き
 る
 の
 で
 あ
 る
 。
 そ
 の
 後
 の
 回
 心
 体
 験
 に
 到
 る
 ウ
 エ
 ス
 レ
 の
 自
 身
 の
 内
 面
 折
 体
 験、
 そ
 し
 て
 有
 名
 な
 ア
 ル
 タ
 ー
 ス
 ゲ
 イ
 ト
 街
 で
 す
 ば
 わ
 ち
 ジ
 ョ
 ー
 ジ
 ア
 植
 民
 地
 行
 き
 と
 ぞ
 こ
 の
 挫
 の
 本
 格
 的
 な
 始
 動
 期
 の
 時
 間
 的
 経
 過
 を
 埋
 め
 る
 も
 の、
 ス
 フ
 オ
 ー
 ド
 ・
 メ
 ソ
 デ
 イ
 ス
 ト
 期
 か
 ら
 三
 八
 年
 以
 降
 続
 性
 と
 変
 化
 と
 い
 え
 る
 。
 つ
 ま
 り
 ぞ
 れ
 は
 、
 オ
 ッ
 ク
 で
 の
 不
 連
 続
 を
 基
 礎
 づ
 け
 る
 、
 い
 わ
 ば
 質
 的
 な
 不
 連
 る
 な
 ら
 ば、
 今
 一
 つ
 の
 理
 由
 は、
 先
 の
 形
 態
 的
 な
 面

フいて言及しなければならぬ。
 彼のジョージア行きは直接的なきかけは、
 オックスフォードのコレプ・クリステイ・
 カレツジのテューターであつた。J・バートン
 (John Burton) によつて、当時のジョージ
 ア植民地経営の中心者であるJ・E・オグレ
 ソープ (James E. Ogilthorpe) に紹介され、た
 りとあつた。オグレソープ等は、植民地内
 の秩序の確保にとつてウエスレいのような人
 物を必要としており、彼に植民地行きを熱心

ン
 バ
 ー
 の
 移
 動
 や
 父
 親
 の
 死
 な
 ど
 の
 彼
 を
 と
 り
 ま
 く
 ら
 れ
 る
 。
 例
 え
 ば
 、
 ホ
 ー
 リ
 イ
 ・
 ク
 ラ
 フ
 の
 主
 要
 メ
 指
 摘
 す
 る
 よ
 う
 に
 様
 々
 な
 原
 因
 が
 存
 在
 し
 た
 と
 考
 え
 立
 つ
 こ
 と
 を
 決
 心
 し
 た
 背
 後
 に
 は
 、
 多
 く
 の
 論
 者
 が
 と
 に
 固
 執
 し
 た
 彼
 が
 、
 ジ
 ョ
 ー
 ジ
 ア
 植
 民
 地
 へ
 と
 旅
 呑
 し
 ま
 ざ
 ゝ
 、
 オ
 ツ
 ク
 ス
 フ
 オ
 ー
 ド
 で
 生
 活
 す
 る
 こ
 ある
 エ
 ツ
 プ
 ワ
 ー
 ス
 ぞ
 の
 牧
 師
 職
 を
 継
 ぐ
 こ
 と
 を
 拒
 を
 受
 諾
 し
 た
 の
 で
 ある
 。⁽²¹⁾
 し
 か
 し
 、
 父
 親
 の
 希
 望
 で
 デ
 イ
 ア
 ン
 へ
 の
 伝
 道
 と
 い
 う
 理
 想
 を
 い
 た
 い
 て
 こ
 れ
 に
 励
 め
 、
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 も
 、
 汚
 れ
 を
 知
 ら
 ない
 イ
 ン

に	と	自	い	の	し	亡	ry	(環
際	は	己	う	ジ	か	き	Pen	Sa	境
し	ま	の	希	ョ	か	父	en	ra	の
て	ち	救	望	ー	し	親	da	h	変
、	が	済	^{L(22)}	ジ	、	へ	r	k	化
彼	い	へ	と	ア	い	の	ves	h	い
の	は	の	彼	行	ず	贖))	ま
問	い	強	自	き	れ	罪	と	M	た
題	い	烈	身	が	が	意	い	・	心
意	。	な	が	、	真	識	っ	ハ	理
識	少	関	自	、	の	な	た	ン	的
も	な	心	ら	、	動	ビ	女	ダ	に
方	く	に	述	私	機	が	性	イ	は
法	と	貫	べ	自	で	あ	と	ヴ	、
も	も	か	て	身	あ	げ	の	ス	S
、	、	れ	い	の	ら	ら	恋	、	・
野	そ	て	る	魂	れ	よ	愛	カ	カ
呂	の	い	よ	を	よ	う	問	ー	ム
芳	旅	た	う	救	、	、	題	(
男	立	た	に	う	彼	や	、	Ma	
	ち	こ	に	と				i	

彼の活動を彩るものは、ソフィア・ホフキ
 招いたのである。ほかでも、ジヨ
 実践への要求は、植民地の人々の反感を
 いう有様であつた。さらには、彼の厳格な宗教
 かせず、彼らとほとんど接触すらできな
 伝道は植民地当局の思惑も手伝わ
 あつた。彼の希望であつたイン
 ジヨ
 ジアでの彼の生活は惨憺たるもので
 の、その延長線上にあつたといえる。
 が指摘しているように、(23) オックス

(Sophia Hopkey) との恋愛事件であろう。
この事件の顛末については彼自身の日記誌
の中に詳し⁽²⁴⁾いがそれを簡単に要約すれば次
のようになる。ウエスレリの宗教的美意識と
人間的欲求が一八才の女性の心を翻弄する。
彼女はその苦しみのために他の男性と結婚す
るが、これに対してウエスレリは杓子定規に
彼女の宗教的怠慢をせめて、彼女に聖餐の停
止を命令する。そのため彼女の夫から、妻に
対する名誉毀損と聖餐停止の不当性の二点で

彼が告訴されるという事件がある。この事件
 のために、彼はいくたびも法廷に出頭せねば
 ならず、もはやジヨージアに滞在する必要な
 しと判断して、一七三七年一月二日、這這
 の体でそを去るのである。
 ジヨージアのこうした出来事は、ウエス
 レーの精神に決定的な打撃を与える。帰英直
 後の彼は、その心境を次のように述べている。
 「
 ジヨージアのインディアンたちは、キリス
 ト教を敬愛するために故国を去つてから約二年

キ	探	分	—	私	神	る	す	何	と
リ	し	の	自	が	へ	た	ら	を	四
ス	求	心	分	地	の	め	し	学	か
ト	め	は	は	の	回	に	な	ん	月
を	て	す	神	果	心	ア	か	だ	に
信	見	べ	の	て	を	メ	か	か	は
い	出	て	栄	に	し	リ	?	?	る
る	だ	腐	光	行	て	カ	な	は	。
信	し	れ	か	つ	い	へ	た	ん	し
仰	て	て	ら	て	な	出	事	と	か
に	、	忌	墮	学	か	掛	柄	そ	し
よ	口	し	落	ん	つ	け	あ	れ	、
る	自	い	し	だ	た	た	る	は	そ
義	分	…	た	事	の	私	。	、	の
、	の	…	も	は	で	が	他	私	間
す	義	キ	の	こ	あ	、	人	が	に
な	で	リ	だ	れ	る	こ	を	全	私
わ	は	ス	だ	で	。	れ	回	く	自
ち	な	ト	。	あ	…	ま	心	想	身
信	く、	を	自	る	…	で	さ	像	は

仰に基づく神からの義を受け、キリストの
 うちに自分を見出だす[□]という希望以外に何
 の希望をも持たないのだ^{。 (25)}
 ウェスレーのこうした絶望感と無力感の皆
 後に、ソフィアとの恋愛事件があつたことは
 十分に予想される。そもそも、先にも若干述
 べたように、ソフィアへの愛情とそれを自己
 の宗教生活のさまたげとして懸命に否定しよ
 うとする彼の内的な葛藤が、ソフィアとの関
 係の破たんとその後の告訴騒ぎへと導いたと

エ	れ	も	他	う	あ	き	は	己	考
ス	の	の	は	と	ら	ば	、	の	え
レ	意	で	は	し	中	か	、	意	ら
丨	志	あ	ら	た	る	か	、	志	れ
に	と	る	ぬ	彼	律	た	絶	の	、
と	行	こ	頼	は	法	た	え	敗	恐
、	為	と	む	、	の	^{L(26)} た	ず	北	ら
て	に	を	べ	ジ	遵	の	戦	を	く
、	救	悟	き	ヨ	守	で	、	痛	、
そ	済	る	こ	丨	に	あ	た	感	そ
の	の	。	の	ジ	よ	る	け	し	の
拠	拠	ニ	自	ア	、	自	れ	た	葛
点	点	ニ	己	の	て	己	ど	に	藤
の	を	才	自	出	救	の	も	ち	の
瓦	求	の	身	来	済	意	、	が	中
壊	め	時	が	事	を	志	勝	い	で
は	、	以	罪	に	達	を	、	な	、
自	き	来	に	よ	成	頼	こ	い	彼
己	た	、	み	、	し	み	と	い	は
の	ウ	己	ち	て	よ	に	が	。	自
			た	、			で	彼	

救罪意識からくる不断の平和といふ新福

ベエラー (Peter Bohmer) から罪の征服と

帰英後、ウエスレーは、モラウイア派の P.

追いこんだ」と考えられらるゝのぞある。(27)

を唯一の残された希望とする精神的状況へと

マズれに代わる「神の意志のイニシアティブ

身のイニシアティブへの不信と否定、それ

ジョージアの体験は、ウエスレーに「彼自

まさには、R・ムアが適切に指摘したように、

アイデンティティの危機に直接的に結びつく。

音 (New Gospel) を聞かされ、自分が信仰
 をもつていなかっただけに気がつく(28)彼は、
 エライの見解に對しては、らく抵抗を示すが、
 聖書と経験に照らし、それを吟味した結
 果、己が義に依存することを全面的否定
 と信仰のみによる救済を納得する。それ、
 五月二四日、気が進まずに、参加したアル
 ダースゲート街の会合で、ウエスレいは回心
 の体験をもつのである。彼は、日誌の中に
 それを次のように記している。

える 扱点を見ずる。筆者は、ここに、オツ
 ないかけていた自己のアイデンティティを支
 から信頼することを通じ、ウエスレーは失
 己が義を否定し、キリストの贖罪の血を心
 いう確証が与えられた^{L。(29)}
 罪と死との律法から私を救つてくださつたと
 この私の罪をキリストが取り去つてくださり、
 キリストのみを信頼したと感じた。そして、
 た。私は、救われるためにキリストを、ただ

惑の爲に、気分が重苦しかつた^{L(31)}。このとを書き、
 実際、ウエスレいは回心直後にも、
 こととは劇的な誇張に墮す可能性をもつて
 性を示しており、回心体験の瞬間を強調する
 なく、その生活態度や思想は回心前との連続
 て以前の彼と全く違つた人間になつたわけ
 は危険である⁽³⁰⁾。ウエスレいはこの体験によつ
 に、この回心体験をあまりにも重視するこ
 換をみる。もちろん、
 クスフォード・メソディスト期からの質的転

オ		善	規	ほ	ク	ヒ		想	と
い	こ	で	則	、	ス	レ	、	は	め
ド	の	は	を	オ	フ	ば	私	、	て
で	よ	か	す	ツ	オ	し	は	ま	お
の	う	か	べ	ク	い	ば	、	す	り
生	に	た	て	ス	ド	叫	わ	ま	、
活	、	る	取	フ	・	ぶ	が	す	さ
と	彼	う	り	オ	メ	私	以	そ	ら
の	の	か	戻	い	ソ	を	前	の	に
間	内	、	す	ド	デ	し	の	感	晩
に	面	と	こ	で	イ	て	幸	を	年
断	に	よ	と	の	ス	、	福	深	の
絶	お	く	が	私	ト	も	な	く	彼
は	い	看	、	の	た	う	る	さ	の
意	て	え	私	あ	ら	一	生	せ	次
識	オ	る	に	ら	し	度	活	る	の
さ	ツ	の	と	中	め	、	の	。	よ
れ	ク	で	、	る	よ	オ	復		う
る	ス	す	て	生	!	ツ	帰		は
お	フ	ル ^レ (32)	最	活	私		を		回

自	に	ア	再	な	復	機	保	復	ら
ら		た	確	い	す	に	を	帰	ず
の	回	と	認	。	る	晒	つ	が	、
イ	心	い	レ	先	重	さ	け	希	お
ニ	ほ	う	と	の	要	れ	た	求	し
シ	心	ウ	考	グ	な	え	う	さ	ろ
ア	理	エ	え	リ	足	い	え	れ	、
テ	的	ス	え	ー	場	た	で	え	幸
イ	な	レ	い	ン	を	彼	も	い	福
フ	救	ー	る	で	提	の		る	な
に	い	の	(33)	さ	供	ア	彼		日
固	を	深	自	え	し	イ	の	し	々
執	与	い	己	、	た	テ	回	か	レ
す	え	絶	が	そ	こ	ン	心	し	と
る	た	望	全	れ	と	テ	の	こ	し
こ	。	感	く	を	は	イ	体	う	そ
と	フ	と	罪	、	ま	テ	験	し	こ
で	ま	不	人	心	ち	イ	は	た	へ
罪	り	安	で	理	が	を		留	の
意	、	感	あ	的	い	回	危		

に、神のイニシアティブという言葉を、自己
 意識の中に定着し、たい考えられる。仮
 に、ではなく、現実との応答の中で、徐々
 に彼の
 るのである。しかし、かかる態度は、瞬間的
 手に入る出発点となつたとみることは、
 ら神のそれの積極的肯定という心理的転換を
 に、回心は、自己のイニシアティブの否定か
 から自由にならざる心理的回路を発見した。ま
 されを神に預けることを通じ、その罪意識
 識に悩んでいた彼は、回心によつて、自己の

と	人	に	不	れ	激	伝	度	れ	の
い	々	働	可	る	し	道	の	へ	能
う	を	い	思	。 彼	い	に	定	の	力
か	っ	た	議	は	悔	お	着	信	を
か	突	よ	さ	、	改	い	ほ	伏	は
る	然	う	を	そ	め	く	、	と	る
現	ら	に	体	こ	と	、	ブ	表	か
実	に	、	験	こ	回	彼	リ	現	に
と	打	確	あ	ご	心	の	ス	し	越
の	ち	か	る	、	の	眼	ト	直	え
応	の	に	。 神	神	状	前	ル	す	た
答	め	人	の	の	況	ご	や	な	神
の	あ	々	力	働	に	展	そ	ら	の
中	。 神	の	は	き	よ	開	の	ほ	カ
ご	の	心	彼	の	う	さ	他	、	へ
、	力	の	の	の	も	れ	の	そ	の
神	の	中	心	実	た	た	地	の	驚
の	の	に	の	在	ら	人	域	心	嘆
イ	体	働	中	と	ら	々	ご	的	と
ニ	験	き、			さ	の	の	能	そ

シアテイブへの絶対的信頼と
 いう心的態度が
 彼の意識の中に定着し、
 たゞと考えられる。
 そして、この相互作用の中
 で、ウエスレ
 ーは、
 自己の使命をかかる神の
 力と意志を伝える伝
 道家と規定する。このよ
 うに、ウエスレ
 ーは
 神のイニシアテイブを全
 面的に肯定する。この
 中で自己のそれを否定し、
 そして再度、神との
 関係の中で自己を位置づ
 けることを通じ、
 自己のイニシアテイブの再
 肯定を達成したと
 いえるのである。ここに、
 危機に瀕し、
 いた

彼のアイデンティティは、伝道家としての使
命の自覚によつて、再びその拠点を見出した
ことになり成功する。こうした意味におい
て、その出発点をなすウエズレの回心体験は、
ツクスフォード・メソデイストとそれ以降の
メソデイズムを区別する分岐点を形成し、お
り、後年のメソデイズムの展開は、まさしく
エズレの回心体験の社会的帰結ともみな
しうるのぞある。

[註]

(1) G. Elsie Harrison, Son to Susanna The Private Life of John Wesley (Edinburgh, 1944), pp. 9-12.

(2) Journal, Vol. 4, p. 90.

(3) Works, Vol. 13, pp. 501-507.

(4) Green, The Young Mr. John Wesley A Study of John Wesley and

Oxford (London, 1961), p. 56

(5) Ibid., p. 59.

(6) Ibid., p. 68.

(7) Journal, Vol. , pp. 465-467.

(8) Ibid., p. 466.

(9) Ibid., p. 467.

(10) The Works of the Rev. John Wes-

ley, A.M. (London, 1872), Vol. 8,

p. 303. (以下 Works と略す)。

(11) R . P . ハイゼンレ 1 タ 1 は 7

レ イ ト ン の 加 入 に よ っ て 、 X Y テイ

ズ ム の 中 に ウ エ ス レ 1 の 7" ル 1 7° と

ク
レ
イ
ト
ン
の
グ
ル
ー
プ
の
構
造
が
与
え
ら
れ
た
こ
と
を
指
摘
し
て
い
る。
Richard P.

Heitze n r e t e r , I n t r o d u c t i o n , i n

Dialy of an Oxford Methodist Ben-

famin Ingham , 1733-34 (Durham ,

1985) , p . 8

(12) Works , Vol . 8 , p . 304 .

(13) Green , o.p. cit . , p . 174 .

(14) Journal , Vol . 1 , p . 468 .

(15)

ハイゼンレクターは、オックス

フォード・メソヂイストの集会に見ら

れる次の二つの要素を指摘している。

(1) 有益な著作の読書・討論、(2) 祈り

から慈善活動に到る、聖なる生活

の増進に関する宗教的談話。ヘイト

Zenreter, op. cit., p. 16.

(16)

M. シュミットによれば、その名

称はピューリタン革命時代に既に存

在し、一般に「礼拝の言葉や実践的

生活に関する特に厳しいポイント
的なる考え方につけられたこと
指摘されている。Martin Schmidt, 5

John Wesley A Theological Biography

phy (London, 1962), p. 102.

(17) Letters, Vol. 4, p. 119.

(18) L. T yerman, The Life and Times

of the Rev. John Wesley, M. A.

Founder of the Methodists (Lon-

don, 1890), Vol. 1, p. 70

(19) John S. Simon, John Wesley and

Religious Societies (London, 1921),

pp. 15 - 20.

(20) Green, op. cit., p. 270.

(21) Schmidt, op. cit., pp. 140 - 147.

(22) Letters, Vol. 1, p. 188.

(23) 野呂芳男 ロウエスレ の生涯と神

学 ロ (日本基督教団出版局、一九七

五年) 一一二頁。

(24) Journal, Vol. 1, pp. 236 - 426.

(25) Ibid., p. 432.

(26) Ibid., p. 470.

(27) Moore, op. cit., p. 93.

(28) Journal, Vol. 1, p. 471.

(29) Ibid., p. 476.

(30) Green, op. cit., pp. 271-288.

(31) Journal, Vol. 1, p. 478.

(32) Letters, Vol. 6, p. 6.

(33) Green, op. cit., p. 288.

第二節

形成期

(一七三八年〜四九年)

この時期は、三八年、五月一日のフエタ

レイン会 (Fetter-Lane Society) の結成と

五月二十四日のウエスレの回心を起点とし、

メリテイズムが本格的に成立・成長し始める

段階があり、この時点からウエスレの頂点

とする新しい宗教的ヒエラルヒーの形成が閉

始される。この形成過程は、組織的に、次

の二つの過程の重なりあいによつて構成され

ている。第一は、モラヴィア派の集団とG・

ホイトフィールド (George Whitefield)
等によるリヴァリズムというニつの要素
を地盤にし、生まれてくる回心者の群れが、
ウエスレイを唯一の指導者とする独自の集団
へとまとめあげられる過程である。この過程
は、回心者の群れに対するウエスレイの初期
的になり、ダシツポの確立期といえる。第二
は、この過程とパラレルに進行しつつも、そ
れの前提をなす国教会の宗教的権威からの逸
脱化がある。これは、ウエスレイによる野

の中ぞ、メソディズムの組織的輪郭と新らしい
 のの回心を起点とするこの二つの過程の複合
 ダーシツプの問題が現われまくる。ウエスレ
 たられた。そこで信者の組織化の必要とリ
 組織形成の前提となる大量の信者の獲得をも
 絶対性を突破してゆく。野外説教の成功は、
 の主観的了解によつて国教会の制度的権威の
 み切らせらる。ウエスレは、神の絶対的意志
 の内に用意された心的態度が、その採用に踏
 説教によつて實質的に開始される。彼の回心

教	と		回			に	に	組	ヒ
義	の	モ	心	ウ		レ	フ	織	エ
面	闘	ラ	者	エ		た	い	形	ラ
の	争	ウ	の	ス		い	る	成	ル
対	の	イ	群	レ	(い	歴	の	ヒ
立	中	ア	れ	ー	エ	。	史	前	ー
を	で	派	の	に)		的	提	が
軸	確	ヒ	中	よ			に	を	形
に	立	ホ	に	る			概	形	づ
し	し	イ	混	リ			観	成	く
る	る	ツ	在	ー			し	す	ら
、	中	ト	し	ダ			、	る	れ
両	く	フ	る	ー			考	の	る
派	。	イ	い	シ			察	の	の
の	と	ー	た	ツ			を	ど	あ
影	れ	ル	ニ	ポ			加	程	る
響	は	ド	フ	の			え	の	。
カ	、	派	の	掌			る	そ	ま
の	主		流	握			ニ	ぞ	ず
	に		れ	は、			と	れ	、

祈りを主眼とした宗教的
 な小サークルといえ
 救済にむけられた宗教的
 な小サークルといえ
 に移動するところとなる
 の会の性格と活動は、
 新しい会を結成する(1)
 後にフェイタ・レイ
 ン
 ンドンのJ・ハットン
 (James Hutton) 宅
 一七三八年、五月一日、
 ウェスレーは、口
 することにした。い。
 モラヴィア派との決裂の
 歴史的経緯から概観
 うかたちをとつてあらわ
 れくる。初めに、
 浸透が彼のリーダー
 シップに對する挑戦とい

静	I	ヴ	始	つ	は	進	た	る	る
止	e	イ	め	あ	、	ん	(2)	よ	が
主	n	ア	る	っ	三	ぞ	結	う	、
義	r	派	こ	た	九	い	成	に	規
レ	Y	の	の	混	年	た	か	、	則
(3	宣	混	乱	六	た	ら	モ	の
S	o	教	乱	の	月	(3)	一	ラ	冒
T	t	師	は	予	以	し	年	ヴ	頭
I	h	P	、	兆	降	か	間	イ	に
n	e	・	一	と	、	レ	、	ア	ベ
e	r	H	〇	も	こ	ウ	こ	派	エ
s)	・	月	い	の	エ	の	の	ラ
)	の	モ	に	う	会	ス	会	影	1
に	登	ル	は	べ	の	レ	の	響	の
よ	場	タ	い	き	内	1	活	が	名
っ	と	1	っ	もの	部	の	動	濃	前
る	彼	(る	のを	に	コ	は	厚	が
明	が	P	モ	を	生	日	順	ぞ	見
確	説	l	ラ	伝	じ	誌	調	あ	ら
な	く	i		え	つ	ロ	に	っ	れ
か	っ	p							

ば、ならぬ。つまり、恩恵の手段として、
 眞の信仰をもつまご、静かに、
 示唆し、次のように言つた、
 仰をもつて、いる者は一人もいない。こ
 弟たちのある人が、兄弟たちのうちで眞の信
 の会の婦人たちと会つた。ここぞ、我々の兄
 会への侵入を次のように伝える。我々
 、「夕方、私は、フエター・レインズ、我々
 は、この「静止主義」のフエター・レインの
 たちをとることになる。――一月四日の日誌

た	の	信	仰	主		は	け	け	い
だ	手	仰	は	義	彼	な	る	れ	わ
静	段	を	は	と	の	い	手	ば	ち
か	レ	神	真	と	こ	。 (4)	段	な	る
に	一	か	の	は	の		に	ら	聖
じ	例	ら	の	、	記		は	な	餐
つ	え	与	義	、	述		な	い	に
と	ば	え	と	懐	か		う	。	あ
待	聖	ら	す	疑	ら		な	(2)	づ
つ	餐	れ	る	や	明		い	様	か
そ	一	る	信	恐	ら		。	々	る
い	を	ま	仰	怖	か		キ	な	こ
れ	講	ま	レ	レ	の		リ	儀	と
は	ず	ど	ど	を	よ		ス	式	を
よ	る	は	は	含	う		ト	は	差
い	こ	、	な	む	に		以	、	し
と	と	何	く	、	、		外	恩	ひ
い	な	ら	、	弱	、		に	恵	か
う	く	、	真	い	静		手	を	え
見	、	恩	の	信	止		段	受	な

〇年、七月一六日、ついに会はウエスレールを
 導に従うといふ様相を呈する。ことに(6)四
 直面レ、メンバの半数以上がモルターの指
 対立する。二つの見解をめぐつて分裂の危機に
 からずある。フエター・レインの会は、この
 めた「恩恵の手段」の活用は不可欠とされた
 こゝ人間が神の恩恵に与るためには、神が定
 スレールの立場と真向から対立する。彼にと
 義レは、恩恵の手段の重要性を強調するウエ
 解を指し、いる。(5)モルターの「静止主

に	に	必	離		に	派	は	ニ	排
よ	だ	ず	脱	以	離	の	れ	三	除
れ	け	し	過	上	脱	友	る	日	す
は	帰	も	程	が	す	配	建	に	る
、	す	、	の	メ	る	す	物	、	こ
フ	こ	モ	概	ソ	の	る	ど	フ	と
エ	と	ル	要	デ	ど	フ	独	ア	を
タ	は	タ	ど	イ	あ	エ	自	ウ	決
し	ど	し	あ	ズ	る	タ	の	ン	定
。	き	の	る	ム	。	し	集	ダ	す
レ	な	登	が	の		。	会	リ	る
イ	い	場	、	モ			を	ー	。
ン	。	と	そ	ラ			も	(こ
に	シ	彼	の	ヴ			ち	Houn	れ
お	。	の	離	イ			、	de	に
け	ト	、	脱	ア			モ	ry)	対
る	し	静	の	派			ラ	と	し
両	ル	止	理	か			ヴ	と	る
者	ソ	主	由	ら			イ	呼	彼
の	ン	義	は	の			ア		も

に	互	イ	イ	ウ	エ	((2)	ぞ	対
よ	的	ア	ア	エ	ス	Mi	同	い	立
つ	な	派	派	ス	レ	ko	派	た	は
ろ	不	と	の	レ	ー	la	の	と	潜
一	信	の	懐	ー	の	us	指	い	在
拳	感	間	疑	の	不	L	導	う	的
に	が	に	(7)	嫌	信	ud	者	、	に
噴	、	潜	恐	悪	、	wi	ぞ	(1)	既
出	モ	在	ら	、	(3)	g	あ	モ	に
し	ル	的	く	(4)	同	von	る	ラ	以
、	タ	に	、	彼	派	Z	ツ	ヴ	下
会	ー	存	ウ	の	の	in	ィ	ィ	の
の	の	在	エ	権	秘	z	ン	ア	四
分	説	レ	ス	カ	密	e	ツ	派	つ
裂	く	た	レ	欲	主	ン	エ	の	の
に	、	こ	ー	へ	義	ド	ン	影	原
到	静	う	と	の	に	ル	ド	響	因
つ	止	し	モ	モ	対	フ	ル	の	を
た	主	た	ラ	ラ	す	伯	フ	増	学
と	義	相	ヴ	ヴ	る	ウ	伯	大	ん

みることに、
せよ、
らかに、
に、
開する上、
モラヴィア派の支配秩序からの離脱は不可避
であつたと言へるのである。

さて、次に、ホイットフィールド派との対
立の経緯を見よ。モラヴィア派との緊
張とパラレルに進行するこの対立は、ウエス

一七三八年に彼がジヨージアに行くまでウエ
 時代、ホイトファイールドは、オックスフォード
 イールドとの関係を簡単に整理し、みよ。う。
 ことにする。まず、ウエスレイト
 形成との関りの中で、両者の対立を考へ、み
 ものぞあるが、ここぞはメソヂイズムの組織
 説をめぐる両者の神学上の対立を端緒とする
 相違の顕在化によつて始まる。それ、予定
 レイトホイトファイールドとの神学的立場の

七	い	ば	第	を	予	フ	フ	ア	ス
日	な	ま	に	極	定	ク	れ	メ	レ
付	い	ど	に	カ	説	く	ク	リ	ー
の	い	ニ	深	回	に	る	、	カ	と
書	ホ	人	刻	避	関	。レ	ウ	ど	の
簡	イ	の	に	し	す	か	エ	彼	関
が	ツ	間	な	よ	る	レ	ス	が	係
ハ	ト	で	ッ	う	意	三	レ	カ	は
ッ	フ	の	ト	と	見	九	ー	ル	良
ト	イ	公	フ	努	の	年	と	ヴ	好
ン	ー	的	イ	め	対	の	の	イ	ど
に	ル	な	ー	る	立	初	神	ニ	あ
対	ド	論	の	。8)	が	頭	学	ス	ッ
し	は	争	、	両	公	ま	上	ム	た
マ	、	は	四	者	然	で	の	に	。
、	四	行	〇	の	化	、	相	心	と
ウ	〇	な	年	対	す	二	違	醉	こ
エ	年	わ	の	立	る	人	が	す	ろ
ス	六	れ	な	は	こ	は	際	る	が
レ	月	マ	か	次	と	は	立	に	、

日付の五日誌は、二人の会谈とその訣別を
 定的にばる。ウエスレ一の四年の三月二八
 することを決意する。ここに両者の対立は決
 ルドは、この著作に對する反批判論文を出版
 教が出版されるにおよんで、ホイットフィールド
 に予定説を徹底的に批判したウエスレ一の説
 ないよう希望し、いる。(9) けれど、九月まで
 書簡で、説教の中が「選び」に「ついで」反對し
 またウエスレ一に對して、六月二十五日付の
 一と議論することとを避けたいと書いたおり、

レ	る		心	然	た	る	よ		次
も	彼	こ	し	と	く	あ	れ	ト	の
大	ら	う	た	私	な	り	ば	彼	よ
き	だ	レ	と	と	い	、	、	（	う
な	け	に	い	弟	ば	そ	彼	ホ	に
問	の	ニ	う	と	か	れ	と	イ	伝
題	対	人	の	に	り	故	私	ツ	え
と	立	の	ぞ	反	ぞ	、	は	ト	ら
は	ぞ	対	あ	対	な	私	ニ	フ	い
言	あ	立	る	す	く	と	つ	イ	る
え	る	ば	ル。 ¹⁰	る	、	の	の	丨	。
な	な	神		説	ど	協	異	ル	
い	ら	学		教	こ	カ	な	ド	
。し	ば	上		を	へ	や	つ	―	
か	、	の		す	行	交	た	肇	
レ	そ	相		る	つ	わ	福	者	
両	れ	違		こ	る	り	音	注	
者	は	に		と	も	を	を	）	
が	必	関		を	、	も	説	に	
	ず	す		決	公	ち	い		

容に對する鋭い批判を會んぞおり、それか
 び
 る。この私の信は、ウエスレ
 ーの説教の内
 リーのメンバ
 ーに配布され
 たり、たこ
 とを伝え
 数印刷され、運
 動の拠点であ
 る。フアウ
 ン
 ツトファイ
 ールドのウ
 エスレ
 ーに宛
 た私信が
 多
 彼の「日誌」は、四
 一年二月一日に、
 ホイ
 た回心者の群
 れの内部に派
 紋を広げ
 る。
 にならる。特に
 されは、ウ
 エスレ
 ーを中心
 と
 對立は運動の
 内部に大きな
 影響を與
 えること
 共に信仰復興
 運動の指導者
 である以上、
 その

る	なり、	ホイット	である。	説教者	その中心	の中心	的策動	よる	ア
こ	ウエ	トフ	彼は、	者	心人	心は、	と	る	ウン
れ	スレ	ファイ	、	が	物	、	み	メ	ン
に	ル	イル	少	あ	は	キ	る	ン	ダ
対	ド	ド	な	る	、	ン	こ	バ	リ
レ	の	の見	く	ジ	、	グ	と	ー	ー
マ	見	解	と	・	メ	ス	が	の	が
ウ	解	に	も	セ	ソ	ウ	ズ	動	配
エ	傾	傾	四	ニ	テ	ツ	ギ	揺	布
ス	倒	倒	〇	ツ	イ	ド	る	を	さ
レ	す	す	年	ク	ズ	の	。	意	れ
ー	る	る	の	(ム	組	こ	団	た
は	よ	よ	末	John	の	織	の	レ	こ
彼	う	う	ま	(最	に	不	た	と
と	に	に	ぞ	John	初	あ	穩	反	は
話	な	に	に	(の	、	な	ウ	、
あ				Cernick)	信	何	動	エ	者
う					徒	者	き	ス	か
が						か	い	レ	に
						に		ー	

立
 を
 見
 る
 ニ
 と
 に
 な
 る
 の
 ぞ
 あ
 る
 。

り
 の
 ウ
 エ
 ス
 レ
 の
 り
 の
 り
 シ
 ツ
 プ
 は
 一
 心
 の
 確

ト
 フ
 イ
 ル
 ド
 派
 の
 影
 響
 カ
 は
 排
 除
 さ
 れ
 、
 組
 織
 内

仲
 間
 と
 共
 に
 晩
 会
 す
 る
 。
 こ
 れ
 に
 よ
 っ
 て
 、
 ホ
 イ
 ツ

真
 向
 か
 ら
 批
 難
 レ
 、
 三
 月
 六
 日
 、
 彼
 ら
 は
 五
 二
 名
 の

混
 乱
 を
 避
 け
 る
 に
 め
 、
 セ
 ニ
 ツ
 ク
 等
 の
 分
 派
 行
 動
 を

ニ
 月
 ニ
 二
 日
 、
 ウ
 エ
 ス
 レ
 は
 こ
 れ
 以
 上
 の
 組
 織
 的

叛
 は
 も
 は
 や
 決
 定
 的
 な
 段
 階
 を
 む
 か
 え
 る
 。
 (12)
 四
 一
 年

ホ
 イ
 ツ
 ト
 フ
 イ
 ル
 ド
 を
 頼
 ん
 だ
 の
 セ
 ニ
 ツ
 ク
 の
 離

ニ
 人
 は
 「
 選
 ゐ
 れ
 を
 め
 ぐ
 っ
 々
 対
 立
 す
 る
 。
 翌
 年
 、

セニツク事件は、モラウイア派との対立以
 上にメソソテイズムの組織形成にとつて重要な
 意味をもつてゐる。それは、この事件が、ウ
 エスレリのリリダリシツプを制度的に裏付け
 る一つの具体的成果をもたらしただからである。
 その成果とは、メンバーと非メンバーを区別
 するチケツト（会員券）の発行である。彼は、
 コ日誌の中に、この経緯を次のように述べ
 る。ゐる。

ヲ
 ブ
 リ
 ス
 ト
 ル
 ズ
 バ
 ン
 ド
 が
 集
 ま
 っ
 た
 の
 ズ、
 私

改めらるゝこととを約束した者とは入会を許した。
 接し、潔白な者と、過ちを告白し、これを
 彼らに非難ある人々をも加え、直接私か面
 ツトと手交した。その残りの大多数に、ついでに、
 十分に推薦された人々には、次の日から予け
 々に知られ、いないか、推薦され、いない人。
 びきる反対を受けた人々、(2)私の信頼する人
 2 次のような人々に、注意を払った。(1)納得
 決心し、その会員名簿を読みあげた。そのし
 は無秩序に行動する者を連合会に残すまいと

行	ト	ゾ	と	な	を	レ	そ		(13)
便	の	あ	組	ッ	事	ヲ	れ	チ	
が	発	る	織	た	前	認	を	ケ	
チ	行	。	内	。	に	定	与	ッ	
ケ	は	と	秩	々	チ	さ	え	ト	
ツ	、	と	序	れ	エ	れ	ら	の	
ト	ウ	も	の	ほ	ツ	る	れ	発	
の	エ	に	確	、	ク	こ	た	行	
発	ス	、	立	明	レ	と	者	に	
行	レ	組	に	ら	、	と	だ	よ	
の	イ	織	何	か	排	な	け	ッ	
有	の	的	う	に	除	り	が	ヲ	
無	リ	に	第	、	す	、	正	、	
と	一	見	一	メ	る	不	規	ウ	
い	ダ	れ	歩	ン	こ	満	の	エ	
う	一	ば	と	バ	と	分	メ	ス	
現	シ	、	い	一	パ	子	ン	レ	
実	ツ	チ	え	の	可	の	バ	一	
的	プ	ケ	る	純	能	入	一	カ	
一	の	ッ	の	化	と	会	と	ラ	

派とホイットトフライルド派との葛藤の中でウ
 えろのズある。いずれにし、モラヴィア
 う形態へと向かうこと、強く示唆するものとい
 よるメンバリの土から、統制ないし管理とい
 今後の組織形成の方向性とし、組織が彼に
 無がウエスレの意志に依存し、いたことは、
 よいものズある。しかも、チケツトの発行の有
 プは制度的表現と基盤を与えられたとい、
 づいて、これによつて、彼のり、ダイシツ
 制度的媒体をとつた、という重要な意味をも

の	に	化		の	支	こ	ラ	そ	エ
宗	あ	と	さ	逸	え	れ	ル	ニ	ス
教	る	は	る	脱	る	と	ヒ	か	レ
的	必	具	、	化	も	パ	ー	ら	ー
秩	要	体	ま	に	う	ラ	レ	、	の
序	が	的	ず	目	一	レ	ル	彼	初
か	あ	に	、	を	つ	に	に	を	期
ら	る	何	こ	転	の	進	く	頂	的
の	。ウ	を	こ	じ	過	行	ら	点	リ
逸	エ	指	こ	る	程	レ	れ	と	ー
脱	ス	し	づ	み	、	フ	マ	し	ダ
(レ	マ	言	よ	あ	フ	ク	に	ー
イ	ー	い	う	う	は	フ	の	新	シ
テ	自	る	国		わ	そ	ぞ	し	ツ
レ	身	の	教		ち	れ	あ	い	フ
グ	が	か	会		国	を	あ	宗	ハ
ラ	国	を	か		教	前	る	教	確
ス	教	明	ら		会	提	。次	的	立
ト	会	ら	の		か	的	に	ヒ	し
ト		か	逸		ら	に		エ	、
			脱						

(2) われに形式に従い、時にほ形式のほいその場にふさ
 にしはい祈とうを公平に捧げるとつもりである
 ついまたは後述する。(3) は、回心を体験し
 (1) 席の祈り (extemporary prayer) (2) 野外説
 教 (field preaching) (3) 信徒説教者の採
 用 (lay preacher) (4) 会の結成。(1) につ
 る、ウエスレーは三八年四月一日の日記
 で次のように書いてある。これから私は、
 これらの形式に捕われないうち、時によつ
 たりは

14 (14)

日記

た一般信徒が自発的に説教を始め、彼らを、
 ウエスレーが正式に自分のアシスタントとし
 る採用したもので、先のセニツク、T・マツ
 クスフィールド(Thomas Maxfield)等が初
 期の代表的人物である。(4)にフイマは既に言
 及した通りである。これらの逸脱はいずれも、
 ウエスレーのリーダーシップの問題が一応の決
 着を見る四一年まで行なわれまいる。
 さて、四つの逸脱のうち、野外説教の開始
 こそ、メソヂイズムの成長にとつて決定的な

意味をもつてゐる。この野外説教によつて、
 ウエスレーは初め、既存の宗教組織が、
 られば、かゝる大量の人々を運動に動員するこ
 とが、きつからざる。野外説教による多数
 の回心者の存在が、多くの会々の誕生や信徒説
 教者の採用を要請する状況を生みだした。また
 それが結果として、組織的になり、ダートツ
 の問題へとはね返つてくる。そして、それら
 が逸脱の恒常化を招くといふ、いわば逸脱と
 組織形成の循環論的連鎖が成立してくるわけ

である。その意味で、他の逸脱組織問題も、
野外説教による多くの回心者の獲得が必然的
に生ずる。一連の社会学的連鎖とみなすこと
が、きょうし、野外説教が、かかる社会
学的連鎖を作動させるのは、あくまでも、
それが大量の回心者を獲得し、えに、から、
い、メンバの急速な増加が、その作動を、
起こす。このあり、それ故、野外説教の重要性
は、それが成り立つる条件に依存し、る。と、
この条件こそ、既に第一章で指摘した産業

ぞの根底には、かかる逸脱を是とするウエス
 然的は社会学の帰結であるにしろも、さら
 の逸脱は、大量の回心者の存在がもたらさ
 せかして、野外説教を初めとする国教会か
 ば宗教的反抗をもたらしたのぞある。
 もに、彼の日記に散見される人々の熱烈
 説教に耳を傾ける大量の人々を提供する
 リスト教に他ならぬ。これらが、野外の
 体験による神との和解を説くウエスのキ
 革命の進行に伴う人口の流動化であり、宗

の
 キ
 ン
 グ
 ス
 ウ
 ツ
 ド
 ズ
 経
 験
 あ
 る
 。
 彼
 の
 フ
 リ
 ス
 ト
 郊
 外
 の
 自
 明
 性
 を
 乘
 り
 越
 え
 る
 精
 神
 的
 飛
 躍
 こ
 そ
 、
 逸
 脱
 を
 可
 能
 と
 し
 、
 そ
 の
 恒
 常
 化
 を
 是
 認
 す
 る
 根
 本
 的
 根
 拠
 を
 提
 供
 し
 て
 い
 る
 と
 い
 え
 る
 。
 こ
 の
 問
 題
 に
 つ
 い
 て
 は
 、
 第
 四
 章
 で
 詳
 述
 す
 る
 こ
 と
 と
 ば
 る
 が
 、
 こ
 こ
 で
 は
 、
 野
 外
 説
 教
 と
 の
 関
 係
 の
 中
 で
 論
 ず
 る
 こ
 と
 に
 着
 目
 する。
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 は
 、
 野
 外
 説
 教
 を
 フ
 リ
 ス
 ト
 郊
 外

ル行きは、三九年の三月のホイットフィールド等によるブリistol訪問の要請による。当時
 の彼は、フエター・レインの会での混乱も
 あり、また弟チャールズ^ズの反対もあつた。こ
 の要請に答えられたい気持ちでいた。しかし、
 最終的にクジを引くことではブリistol行きを
 決意する。(45) 三月九日、彼はロンドンを出発
 し三一日にブリistolに到着する。そこで、
 ホイツトフィールドの野外説教を体験する。
 しかし、最初、彼はこの説教に当惑を覚える。

日誌には、彼の当惑ぶりを次のように伝え
 ている。『最初、私はこの異様な野外説教の
 仕方になじめなかつた。……私はごく最近ま
 だ、あらゆる点で端正と秩序とを固執しま
 した。魂を救うことだけが教会内ではなされな
 いら、それは罪に等しいとさえ考えたりした。
 彼の当惑は明らかに、国教会の制度的權威を
 重んじる高教会主義を反映している。しかし、
 四月二日、野外説教の採用に踏み切る。そし

先の
 日誌
 の記述
 から明ら
 かなよ
 うに、
 ウ
 と、
 決定的
 な段階
 を画す
 るもの
 と、言
 えるが、
 うに、
 野外説
 教は、
 彼の運
 動の性
 格と、
 拡大
 に、
 教
 対
 し、
 と、
 態
 度
 がある。
 既に
 述
 べ
 た
 よ
 注
 目
 し、
 け
 れ、
 ば、
 ば、
 ら、
 ば、
 い、
 こ
 と、
 は、
 彼
 が、
 野
 外
 説
 に、
 野
 外
 説
 教
 へ、
 と、
 到
 る、
 こ
 う、
 し、
 た、
 過
 程
 の、
 中、
 特
 に、
 に、
 活
 用
 し、
 始
 め、
 る、
 の、
 程、
 がある。
 (47)
 が、
 ば、
 か、
 った、
 とい
 う、
 程、
 の、
 説
 教
 方
 法、
 を、
 積
 極
 的
 に、
 行
 な
 っ
 た、
 も、
 の、
 が、
 わ
 ず、
 か、
 に、
 八、
 つ、
 に、
 す、
 に、
 少
 なく、
 と、
 も、
 五、
 〇、
 〇、
 に、
 お、
 よ、
 ぶ、
 説
 教、
 や、
 講
 釈、
 の、
 う、

除 し た、 (2) 教 会 か ら 排 除 さ れ る ま だ 野 外 で 説	由 と し る 次 の 四 点 を あ げ る。 (1) 教 会 が 彼 を 排	こ の 他 律 性 を 絶 え ず 強 調 す る。 彼 は、 そ の 理	こ の 方 法 を 採 用 し た 理 由 を 述 べ る に 際 し る、	に 選 択 し た 方 法 で は な い よ う に み え る。 実 際	野 外 説 教 は、 決 し る ウ エ ス レ ー 自 ら が 積 極 的	フ と い る 野 外 説 教 を 見 る 当 惑 す る。 そ れ 故、	要 請 で や む な く フ リ ス ト ル に 行 き、 彼 の 行 な	め る 他 律 的 に み え る。 ホ イ ツ ト フ ー ル ド の	エ ス レ ー が こ の 伝 道 方 法 を 採 用 す る 過 程 は 極
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

他律性の表明との間の溝をどのよう
 に考えるる
 大きさと、それに対するウエスレ
 ーのかかる
 組織形成にと
 りの野外説教
 のもつ意味の
 をやむなく決断
 させたところ
 である。
 決断に属さず、
 彼を取り囲む
 状況が彼に
 それ
 意識におい
 る、
 野外説教は
 全く彼の自
 発的な
 き事柄であ
 りた(18)
 このよう
 に、
 ウエスレ
 ーの
 れは突然の
 工夫であ
 り、
 甘んじ
 受けるべ
 からさ
 れを
 し
 た
 わけ
 だ
 は
 ない、
 (4)
 され
 故、
 そ
 教する意図
 はな
 かなか
 だ、
 (3)
 自
 分の選
 択や
 故意

べきぞあるうか。筆者は、ここに、ウエスレ
ーが三八年の回心に際して獲得した心的態度
の帰結を見る。つまり、野外伝道に対する彼
の意識は、回心がもとにうした心的態度――自
己のイニシアティブの放棄とそれに代わる神
のイニシアティブへの信頼――の回復とみなさ
すことができる。かかる意識に立つのは、彼は
自発的な意志を剝奪された人形にすぎず、神
のあやつりの糸のうちで、他律的に神の意志
の実現をはかるとなる。野外説教の採用

会
 の
 宗
 教
 的
 秩
 序
 に
 制
 度
 的
 に
 関
 じ
 込
 め
 ら
 れ
 る
 お

越
 え
 ら
 れ
 る
 一
 の
 神
 の
 意
 志
 は
 国
 教

る
 、
 既
 に
 国
 教
 会
 の
 制
 度
 的
 権
 威
 の
 絶
 对
 性
 は
 乘
 り

在
 す
 る
 。
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 の
 か
 か
 る
 心
 的
 態
 度
 に
 お
 い

テ
 イ
 ブ
 を
 る
 こ
 に
 発
 見
 す
 る
 彼
 の
 宗
 教
 的
 実
 存
 が
 存

当
 化
 へ
 の
 志
 向
 に
 重
 な
 り
 つ
 つ
 も
 、
 神
 の
 イ
 ニ
 シ
 ア

す
 る
 彼
 の
 弁
 証
 の
 背
 後
 に
 は
 、
 無
 意
 識
 的
 な
 自
 己
 正

も
 の
 と
 さ
 れ
 る
 わ
 け
 だ
 ら
 ず
 。
 先
 の
 野
 外
 説
 教
 に
 対

つ
 ま
 り
 状
 況
 の
 背
 後
 に
 存
 在
 す
 る
 神
 の
 意
 志
 に
 よ
 る

も
 、
 決
 し
 る
 彼
 の
 主
 体
 的
 意
 志
 が
 は
 な
 く
 、
 状
 況
 の

ならず、制度的權威を超越し、動く神の意志と
その意志を自らの主観的な納得の中で発見す
る。イエスレいの宗教意識が存在する。かかる
心的態度は、明らかに三八年の彼の回心のう
ちに存在する。国教会の提供する制度的救済
財を厳格に遵守することを通じて、救済を獲
得せんとし、挫折したイエスは、神の直
接的な働きかけの中で自らの心が、不思議に
暖まる。瞬間を体験する。彼と神とのこの直
接的で、体験的な出会いの中にこそ、制度的
權威

与えらる。レかも、神の意志に導かれた。フリス
 令といふかたちで彼の活動に絶対的正当性を
 イブの主観的納得は、同時に、神の絶対的命
 ウエスレに、おけるかかる神のイニシアテ
 野外説教の採用へと彼を導くのである。
 エスレの内的飛躍を見る。そし、それ、
 国教会の制度的權威の自明性を乗り越えるウ
 的態度が用意されるのである。ここに筆者は、
 のイニシアテ、イブを主観的に読みとる彼の心
 威からの逸脱状況に直面し、つづも、そこに神

トル行きとぞこぞの野外説教の成功は、反転
レズ、ウエスレ、自身の存在とぞの使命に對
する絶対的定立と確信を彼の意識の中に生じ
させる。神のイニシアテイブの絶対的肯定と
自己のイニシアテイブの全面的否定が、伝道
の成功という「信憑構造」を地盤とす神の
イニシアテイブの意志に適つた自己という意
識へと転化し、ぞれぞれ自己の存在と使命に對
する絶対的肯定の意識へと反転する。否定を
媒介とし、に絶対的肯定という意識が彼の内面

ウエスレ一の意識の中が明確な輪郭をとりつ
 教区とみはす^{L(19)}といふ発言に示されるように、
 年三月二〇日の書簡における「世界を自己の
 は、組織的側面からはもちろんのこと、三
 従つて、^フグリストル^ルの野外説教とその成功
 の^ゴであるという論理に他ならぬのであ
 とにあらる以上、その存在と使命は絶対的
 なく、同時に自己は神のイニシアティブの
 る以上、あらゆる行為に對して自己に責任は
 に生じらる。それは、神にイニシアティブがあ

つあつた福音伝道という使命意識に決定的な
つ自明性を与えるものとなつたと考えられ
るのである。ウエスレリの国教会からの逸脱
は、神の意志の体験的納得を媒介とした主観
主義の社会学的帰結と見ることで、
ある。

(2)

さる筆者は、これまで、メソヂイザムの新
しい宗教的ヒエラルヒーの形成に際して、
複合的な二過程——ウエスレリの
さる複合的な二過程——ウエスレリの

ダ
 ー
 シ
 ッ
 プ
 の
 確
 立
 と
 国
 教
 会
 か
 ら
 の
 逸
 脱
 化
 一
 年
 ま
 だ
 の
 メ
 ソ
 デ
 イ
 ズ
 ム
 の
 組
 織
 は、
 ロ
 ン
 ド
 ン、
 先
 に
 指
 摘
 レ
 た
 ニ
 フ
 の
 過
 程
 が
 完
 了
 す
 る
 一
 七
 四
 よ
 う
 。
 メ
 ソ
 デ
 イ
 ズ
 ム
 の
 組
 織
 的
 展
 開
 の
 軌
 跡
 を
 追
 つ
 る
 み
 つ
 い
 る
 明
 ら
 か
 に
 レ
 さ
 ら
 に
 一
 七
 四
 一
 年
 以
 降
 の
 対
 応
 す
 る
 宗
 教
 的
 ヒ
 エ
 ラ
 ル
 ヒ
 ー
 の
 具
 体
 的
 様
 相
 に
 程
 の
 内
 に
 形
 成
 さ
 れ
 去
 くる
 組
 織
 的
 形
 態
 と
 ち
 ら
 へ
 に
 に
 つ
 い
 る
 考
 察
 し
 る
 点
 だ
 。
 次
 に、
 か
 か
 る
 歴
 史
 過

ety) が次第に結びつきながら連合会 (United Societies) という形態へとまとめあげられ、ゆく段階にあったと考えられる。諸会は、さらにバンド (Band) と呼ばれる小さな単位をその内部に含んできた。バンドはウエスレィがモラヴィア派の組織から借用したもので、性別を前提としながらも、信仰の浅深に従って信者をグループ化したものである。(20) バンドは、連合会の形成と共に、特別に重要な意味をもち始める。バンドの結成は、信仰に篤い

名簿を読みあげ、彼らと相談の上でメソバに
 際して、彼らバンドの会合で連合会全員の
 のことは既に述べたように、子ケツトの発行
 会支配の最も重要な組織単位ともなつた。こ
 しかもそれは、この時期、ウエスレールの連合
 上の中核を形成するようになつたからである。
 に信仰上の指導を受けける内集団として、信
 性格は、連合会内にあつた特別にウエスレ
 いうかたちをとつており、そのためバンドの
 者が自発的にウエスレールにそれを申しと

の資格審査を行なつたという事実からも窺う
ことができる。

しかし、ウエスレートの伝道活動の拡大とメ
ンバリの増加は、連合会のメンバーの質の低
下をもたらせ、彼らの一層効率的な監督体制
を要請する。従来のウエスレイト兄弟及びバン
ドメンバーにたよつた監督形態では、もはや
増加する新入会員の監督に適切に対応できな
くならざるがである。ウエスレイトは、こ
うした状況を次のように書き述べている。

ー 私はお互に監視しようとなつたが、
 なく、何人かの者が福音に生きるといふこと
 に気がついた。……何人かは信仰に冷淡となり、
 長い間容易に閉じ込められた罪に身を委ねる
 いたのである。我々はこのうした人々が我々
 と共にいることとから生ずる多くの悪い帰結を
 すぐに悟つた。……我々は、改善方法が見出
 だされぬまま、この不都合の中で呻吟し
 た。人々は、ウオツピングからウエストン
 スタートまで、ロンドン町のあらゆる場

所に散在してゐるため、私は、隣人のように、
 各々の行動がどのようなものであるかをたや
 すく見る必要がなかつたのである⁽²¹⁾。
 一七四二年、二月一日のブリストルの
 会合を契機にして、ウエスレーはかかる監督
 体制の不備を改善する糸ぐちをつかむ。この
 会合は、ブリストルのニューールム集会場の
 建設に際して、ウエスレーの作つた借財の返
 済方法を話しあつた。そこで次の
 事柄が決定される⁽²²⁾。(1)会のメンバー全員は可

つた。すはわち、ウエスレいは、責任者から、
 員の宗教生活の監督方式へと転ずるこ
 の返済のためのもので、けなく、結果
 した。これに、単に借財
 任者がメンバの自宅を訪問するこ
 こは、この方法は、単に借財
 のクラス単位の集金方式は、ク
 寄附を各週ごと執事（*Steward*）
 する、(3) クラスのリーダーが、そ
 的のため、会を二〇名ほどのク
 能は限り一週間に一ペニをだす、
 (2) この目

或るメンバーは聖書の教えに相応しくない生
 活をしつゝいたとの報告を聞き、このことに気
 づく。彼は、クラスのリダーを呼んで、毎
 週、訪問するメンバーの行動や態度についで
 も調査すること要望し、これによつて多く
 の逸脱者が摘発されたという。(24) 効果的な集金
 方式が、彼の長らく望んでいた効果的なメン
 バーの監督方式へと転用されたわけである。
 彼は、フリートルにおけるこの方法を、同年、
 三月二十五日にはロンドンでも採用し、以降、

管理する目的の為に再編されることになつた
 は無関係に、純粹にメンバの個々の状態を
 又區別され、いた組織単位がそれらの區別と
 入によつて、従来の性別や未婚、既婚によつ
 階を画すものといえる。このクラス組織の導
 ヌソディズムの組織の発展にとつて新レ段
 一七四二年以降に採用され始めるクラスは、
 ようになるのである。
 デイズムの組織の基本的単位の位置を占める
 クラスはバンドの機能を次第に圧倒し、メソ

からである。クラス組織の採用は、バンドの
 編成基準とは全く別に、純粹に組織效率的觀
 点から全メンバーを一律に主に地域的分布か
 ら分割し、それによつて、ウエスレィを頂点
 とする垂直的な監督体制の組織化を可能にし
 た。しかも、かかる垂直的な監督体制は、ク
 ラスという水平的で相互的な組織單位を基盤
 にすること、垂直的支配関係の中に水平的
 な仲間関係を組みこむことに見事に成功した
 と考えられる。クラス組織の採用は、ウエス

九日にかへるものこと、一七四四年、六月二五日から二
 系化と統一化を要請した。この要請に答へ
 する役職者の職務の明確な規定と教義面での
 る組織手段の採用と共に、かかる組織を運営
 大化は、メンバーの効率的な監督を可能にす
 さる、メンバーの増加と運動の地域的な拡
 の第一歩を示すものといえる。このころある(26)
 が、⁽²⁵⁾を媒介とし、間接的な監督体制への移行
 レ、の直接的な監督体制から、クラス・リ

ばわれた第一回の年会 (conference) である。
 この年会は、ウエスレー兄弟を含む六名の国
 教会牧師と四名の説教者から構成され、いた。
 その議題は次の三つであつた。(1) 何を教え
 るべきか、(2) どのように教えるべきか、(3) 何
 をすべきか、つまり我々の教義、規律、それ
 ら実践をどのように規定するか。(27) この討議題
 目から明らかのように、それは教義的・組織
 的両側面での本格的な制度化を狙つたものと
 みるこゝとができてくる。初日と二日目は、義認
 や

者の職務規定とその認定基準の確定、
 (2) 布教
 最も重要な意味をもつと考
 えられる。
 (1) 説教
 会の諸決定のうち、次の三
 点が組織的に見
 られる。四四年以降毎年開
 催されることとなつた年
 行れたものと考えられる。
 おり、彼が最終的な決定権
 を握つて議事を進
 もうエスレ1が質問に答
 えるかたちをとつた
 問題が討議され、それが
 是れらはいずれ
 は説教者やリ1ダ1の職務
 規定を含む組織的
 聖化といつた教義的問題を、
 三日目と四日目

地区の分割と四半期会 (Quarterly Meeting) の設定。これら二点はいずれも相互に密接に関連しあつてゐるが、これらの諸決定の実施過程の中で、ウエスレィを頂点とした新しい宗教的ヒエラルヒーが徐々にその輪郭を整えてゆくことになるのである。以下、これらの諸点について順次見えてゆく。

メソヂイズムの組織的展開にとつて、信徒説教者の存在は極めて重要な役割を果たすこととなる。彼らは、既に述べたように、第一

回の年会以前から姿を現わして
 いる。タイヤマンによれば、
 最初の説教者と考えられ
 せる。ニツクは、一七三九年
 の六月には、その活動を
 開始せしめ、ウエスレー
 ンによつて最初の説教者
 とせしめられた。マツク
 スは、イギリスでも、四十
 年から四一年の冬には、
 説教者に採用され、この
 ように、国教会の正規の
 牧師ではない人々だが、
 直接ウエスレーンの伝道
 活動の手助けを始め、連
 合会の形成期に際し、
 パラレルに進行せしめ、
 恐らく、

バンドのメンバーのうち、宗教的資質に優れた
経済的にも余裕のある人々がウエスレいの弟子
として彼の周囲に集まり、彼の伝道を直接
に助けるグループを形成していったとみられ
る。組織内の役割分化と宗教的資質の差違が、
こうした階層を徐々に形成させたと考えられ
る。四四年の年会は、既に四〇人以上を数え
ていたこうした説教者たちに対し、初め
彼らの職務と規則を与える。この時の職務規
定は以下の通りである。

keeper) が彼らの職務を忠実に執行し、
 いる。 (House)

ス ク ー ル ・ マ ス タ ー 、
 校長 (House)

求道者を受け入れること。
 (6) 執事、リリーダ、

(5) 違反者を求道者に戻し、
 会とバンドの為の

すべの食い違いを聞きか
 つ決定すること。

こと。(3) 三か月に一度
 会を訪問すること。(4)

週、連合会、バンド、選
 抜会、悔悛者に会う

ない場合、(1) 毎朝と
 晩、講釈すること。(2) 毎

答、人々を養い導き、
 教え治める牧師がい

問、我々のアシスタ
 ントの職務とは何か。

かを調べること。(7) 毎週、バンドとクラス、
 リーダーに会い、また執事とも会見して彼ら
 の会計を監査すること^{L。(29)}
 こうした職務を遂行する説教者層は、
 くとともに、四九年にはアシスタントとヘルパー
 のニつの役職に分化する。この分化がいつ頃
 から始まるにものぞあるかは必ずしも明らか
 ではない。恐らく、それは第一回の年会以前
 から、説教者が増加し、くるプロセスで次第
 に形成されてきたと考えられる。多分、ウエ

に決定されたところを考へることゝが、
 化し、四九年には両者の組織内の位置が正式
 ルパ、との分化は少くとも四五
 の事実から考へるみるも、ア
 う名称を与へることを指摘し、
 ウエスレ一が一五名だけにア
 既に四五年に五〇名を数えた
 た結果、あろうと予想される。ベ
 とうでない若い説教者との間の差が固定化し
 スレ一に最も信頼され、経験も豊かな説教者
 といふ。

四九年の議事録は、四四年のアシスタントの

職務規定とは内容を異にするアシスタントの

職務を、次のように規定している。

問、アシスタントの職務とは何か。

答、(1)その巡回区の他の説教者が適切に振

舞い、何ものにも欠けるところがないことを

調べる。(2)それぞれの地域のクラスを三か月

に一度訪問すること。つまりバンドを編成し、

新しいチケットを發行すること。(3)徹夜集会

(watch-nights) (31) と愛餐式 (love feasts) (32)

る。	信	す	半	れ	供	を	を	な	を
(8)	仰	な	期	こ	給	熱	開	う	行
復	の	わ	会	い	さ	心	き	こ	な
活	勝	ち	か	る	れ	に	、	と	う
祭	利	(i)	ら	か	、	調	そ	。	こ
ご	の	す	ロ	に	そ	査	れ	(5)	と
と	中	べ	ン	注	の	す	ど	四	。
の	で	こ	ド	意	た	る	れ	半	(4)
諸	死	の	ン	を	め	こ	の	期	会
会	ん	顕	へ	私	の	と	会	会	或
の	だ	著	詳	う	金	。	の	(い
正	す	な	細	こ	銭	(6)	精	Quar	は
確	べ	回	な	と	が	す	神	terly	バ
な	る	心	報	。	定	べ	的	y	ン
り	の	に	告	(7)	期	る	、	Meet	ド
ス	人	つ	を	す	的	の	物	ing)	の
ト	々	い	送	べ	に	会	理		改
を	に	る	る	る	分	に	的		廃
集	つ	、	こ	の	配	本	状		を
	い	(ii)	と	四	さ	が	況		行

め、聖霊降臨節の前にロンドンにそれらを送
 ること。(9) 大きな会における既婚の男性、既
 婚の女性、独身の男性、独身の女性に三か月
 に一度会うこと。(10) すべりの会に個室とヘル
 パーのための図書館があるかを調べること。
 (11) その巡回区の諸会を通じて、一年に一度私
 と伝道旅行をするることと^{L。(33)}
 こうした規定は、明らかに従来のアシスタ
 ントと呼ばれた役割の内部に、ウエズレ
 ーと地域的諸会を結ぶ、より重要な役職が生

本
 来
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 の
 補
 助
 的
 役
 割
 ら
 あ
 っ
 た
 説
 教
 者

 と
 な
 る
 (34)
 ア
 シ
 ス
 タ
 ン
 ト
 と
 ヘ
 ル
 パ
 ー
 の
 分
 化
 は

 に
 示
 さ
 れ
 る
 よ
 う
 に
 、
 そ
 の
 ま
 ま
 ヘ
 ル
 パ
 ー
 の
 職
 務

 七
 五
 三
 年
 版
 の
 大
 議
 事
 録
 四
 (Large minutes)

る。
 そ
 レ
 ら
 従
 来
 の
 ア
 シ
 ス
 タ
 ン
 ト
 の
 職
 務
 は
 一

 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 の
 権
 限
 の
 明
 確
 な
 代
 行
 者
 と
 な
 っ
 た
 い

 お
 り
 、
 彼
 ら
 は
 、
 従
 来
 の
 ア
 シ
 ス
 タ
 ン
 ト
 と
 違
 っ
 た

 の
 有
 無
 を
 決
 定
 す
 る
 子
 ケ
 ッ
 ト
 の
 発
 行
 権
 を
 も
 っ
 た

 ン
 ト
 は
 そ
 の
 職
 務
 の
 (2)
 が
 示
 す
 よ
 う
 に
 、
 メ
 ン
 バ
 ー

 じ
 た
 こ
 と
 を
 意
 味
 し
 て
 い
 る。
 こ
 こ
 の
 ア
 シ
 ス
 タ

が、組織の運営にとりまします重要なものと
なつていくことにこれを正確に反映したものと
いえるのである。
説教者層の職務規定の明確化は、同時にそ
の役職への任命の基準の決定の動きと一致し
ていく。既述のように、四四年の段階で、
説教者の職務と規則については一応の決定を
みといたわけがあるが、かかる職務を認定す
る基準は依然として未定である。これは、
本来、信徒説教者の誕生が彼らの主観的な確

信に基づくもの。彼らか
 説教者たりえたのは、神からの
 といふ彼らの懐く主観的意識に由来する。(35)
 し、信徒説教者の誕生はウエス
 かかる意識の容認にあつた。この主観的召
 命意識の保持とウエスレリの認定だけが、こ
 の段階までの説教者の資格の基準であつたわ
 けである。しかし、説教者の職務が重要であ
 る主観的な規定だけでなく、は十分となる。あ
 るれば、ある程、明らか、にその職務に對し、か

程度の客観的基準が存在しなければ、個人が主観的に神の召命を確信し、その権限を勝手に行使するといふことも論理的には可能だからである。四六年の説教者の資格に関する規定は、この問題に答えたものといえる。それは、次のような問から始まる。「問、我々は、聖霊によつて動かされ、かつ神から説教を受けるために召命を受けると考えられている人々を、どのよう^Lに試みるべきであらうか^{。 (36)}」これに対し、三つの基準があげられる。

以上述べたように、四九年まで、説教
 け、い、る、と、信、じ、る、こ、と、を、決、定、し、た、の、で、あ、る。
 我々は、彼が説教を、する、べ、く、神、か、ら、召、命、を、受、
 に、そ、れ、ら、が、十、分、に、備、わ、る、場、合、に、
 能、力、一、賜、物、と、実、績、と、い、う、三、つ、の、条、件、を、基、準、
 績、な、い、し、成、果、つ、ま、り、こ、の、体、験、一、恵、み、と、
 く、教、義、的、知、識、(3) 彼、ら、の、実、際、の、説、教、に、よ、る、実、
 勤、(2) 彼、ら、の、洞、察、力、理、解、力、等、と、そ、れ、に、基、づ、
 彼、ら、の、内、的、宗、教、体、験、と、そ、の、歸、結、と、あ、る、外、的、行、
 そ、れ、を、要、約、的、に、述、べ、れ、ば、次、の、よ、う、に、な、る、(1)

(37)

と	権	不	レ	志	回		的	こ	者
と	限	可	丨	し	心	か	ヒ	こ	層
な	を	能	に	る	者	か	エ	こ	の
つ	代	と	よ	い	の	る	ラ	に	職
た	行	な	る	る	急	ヒ	ル	、	務
わ	す	り	メ	こ	速	エ	ヒ	ウ	と
け	る	、	ン	う	な	ラ	丨	エ	認
ぞ	役	既	バ	レ	増	ル	の	ス	定
あ	者	に	丨	に	加	ヒ	輪	レ	基
る	の	見	の	状	と	丨	廓	丨	準
し	存	た	直	況	布	の	が	を	は
か	在	よ	接	に	教	形	整	頂	明
し	が	う	的	伴	の	成	え	点	確
、	要	に	監	つ	地	は	ら	と	な
こ	請	、	督	る	域	、	れ	し	も
の	さ	彼	は	、	的	明	る	た	の
重	れ	の	ま	ウ	展	ら	の	新	と
力	る	職	す	エ	開	か	ぞ	レ	な
き	こ	務	す	ス	に	に	あ	い	る
は	こ	と	す		対		る	宗	。
								教	

当然にも、組織の行政単位の分割とその単位
 への彼の監督業務の移譲を伴うものぞあった。
 この措置が、先に指摘した第二番目の点ぞあ
 る。布教地区の分割と四半期会の設定、
 ぞある。一七四六年の年会は、イギリス全
 を七つの巡回区（Circuit）と呼ばれる区画
 に分割された。(38) これは、ウエスレーや説教者た
 ちによるイギリス各地への伝道の成果とし
 各地にメソヂイスト会が結成されるようにな
 ったといふ状況を背景に、諸会に對する

監督の効率化を狙ったものとみることができ
る。こうした各正画を、ウエスレールの職務の
一部を代行する説教者にそれぞれ振り分け、
彼らが担当の地域に散在するメソヂイスト会
を巡回し、その宗教的営為を司ることによつ
て、全国的な規模での監督体制の整備に着手
したとみることができ。しかし、四六年の
段階では、それに対応する説教者の職務規定
は十分に整備されず、おらず、巡回区への監督
業務の移譲のための具体的方法に乏しいも不

明確なままであった。かかる措置は四九年の
 年會において講じられる。それが四半期會の
 設定である。既に四九年のアシスタントの職
 務規定に示されるように、この年に各アシス
 タントに対し、巡回区単位での四半期會の
 會合を開くことを義務づけた。この會合は、
 四八年の年會でのメソヂイスト會がより緊密
 に結びつくべきであるとの要請にこたえたも
 のであり、既に同年に、アシスタントの一人
 である J. ベネット (John Bennett) 等によ

ア
シ
ス
タ
ン
ト
の
下
に
巡
回
区
内
の
リ
ー
ダ
ー
や
執
事
が
一
同
に
会
し、
当
該
地
域
の
諸
会
の
動
向
と
メ
ン
バ
ー
の
状
況
が
報
告
・
討
議
さ
れ、
さ
ら
に
巡
回
区
単
位
の
執
事
の
任
命
や
諸
会
か
ら
の
金
銭
の
集
約
も
行
な
わ
れ
た。
巡
回
区
の
設
定
と
こ
の
区
画
を
単
位
と
し
た
四
半
期
会
の
開
催
の
決
定
は、
ウ
エ
ス
レ
ー
の
地
域
的
諸
会
に
対
す
る
直
接
的
な
監
督
形
態
か
ら、
巡
回
区
を
単
位
と
し
た
に
彼
の
間
接
的
な
と
れ
へ
の
実
質
的
な
移
行
を
意
味
し
て
い
る。
地
域
的
に
散

う 縦の組織単位と、それに対処するアシスタ
 区 一四半期会へバンドとい
 四 九年までに、ウエスレーを頂点として巡回
 い るの?がある。こうして、メソヂイズムは、
 規 定は、明らかにこの体制の成立に対応し
 も たらされる。四九年のアシスタントの職務
 集 約され、その情報がさらにウエスレーへと
 や 布教の進行状況は一且巡回区の四半期会に
 に 各巡回区に編入され、そのメソヂイズムの状
 在 するメソヂイズト会は、それぞれ地域ごと

ント↓ヘルパー↓クラス・リダーというヒ
 エラレルヒーの一応の確定を見たといえるので
 ある。
 さ、最後に、新しい宗教的ヒエラルヒー
 の形成の実質的な担い手であつた説教者層の
 成長のもつ意味について、簡単に言及しておこ
 う。それは次の二点に要約される。まず第一
 に、巡回匠の設定と巡回説教者の職務とわりわ
 けアシスタントの職務の明確化は、諸会から
 ウエスレィへと上に垂直的に伸びる監督体系

が一応の輪郭を整え始めたことの意味らしくい
 る。先述したように、メンバの増加と運動
 の地域的拡大は、ウエスレの直接的な監督
 を不可能とする。四二年からのクラス組織の
 導入は、この欠点を矯正すべく、クラス・リ
 ーダートという役職者を通じて、小さな単位で
 メンバの行動のきめ細かい監督を行なう意
 図をもつた。また、この間接的な監督
 形態への移行は極めて不完全なものであつた。

といふのも、彼の年々たりがりの職務規定

に示されるように、それは彼らに組織運営上の実質的な執行権を一切認めず、そのため組織的観点からみれば、クラス・エントという役割に留めるものだが、たからで

ある。つまり、ウエスレール・クラス・エントという関係は、確かに間接的な監督形態への第一歩が、あつたとしても、組織内の権力構造から考えた場合には、何ら権限の移動は行なわれず、仮にこの形態だけであるとする

員資格の實質的な基準がある。チケットの発行
 から、ある。とりわけ、アシスタントは、
 明確な執行権をもつ。諸会の監督にあつた
 監督の一部を移譲され、組織運営上におい
 うに、ウエスレールの代理人として彼の
 監督に、彼らほととの職務規定に示され
 る。この間接的な監督形態の形成を意味
 する。説教者層の成長は、本格的な全国
 的な形態と大差はないわけである。これ
 に対して

権をもち、巡回レベルにおいて、ヘルパ
 ーを含むすべての役職者の監督に責任を負つ
 ているという意味で、ウエスレリの監督権の
 実質的な執行者である。彼らはウエスレリ
 の権威と権限を代行することとで諸会とウエ
 レリを結びつけ、彼を頂点として監督体制の
 実質的な担い手となつたのである。この意味
 において、説教者層の存在は、組織内の権威
 と権力構造の上から、メンバリの増加と諸会
 の地域的散在に対応したウエスレリの監督体

制を現実的に支えるものといえるのである。
 説教者層の形成と成長がもつていまいかの意
 義は、この運動とイギリス国教会との関係の
 中に存在する。説教者の職務が会員、宗教的
 営為の推進と世話である以上、彼らはウエス
 レーの代理人であると共に、国教会牧師の代
 理人でもある。つまり彼らの職務と機能は、
 結果として国教会牧師の重要なありあう側
 面を多分に占める。彼らにサクラメント
 を執行することを禁止されまいか、と申し
 ます。

明らかなに職務上はメンバーにとつて牧師の役
割を遂行していた。こうした機能上の重複は、
次のような彼らとメンバーとの意識によつて、
国教会に對する離反傾向を導く。すなわち説
教者は、厳格な規則のもとに運営され、いる
メソヂイスト会のエリートに他ならず、彼ら
エリートにとつて、日常の生活態度において
必ずしも完全とは言えない国教会牧師は決し
て尊敬すべき対象ではなく、むしろ忌避すべ
きものと映る。つまり、神からの召命を直接

も、
 国教会牧師と本来的に緊張関係に立つ。
 のこ
 と、
 彼らとメンバ
 ーの心的態度の上から
 教者たちはその役割と機能の面はもちろ
 ん
 は感情をいだける対象であつた。従つて、説
 教者には、国教会牧師に比べるかに親密
 バ
 ーにとつても、自分たちカ身内ともいえる
 の指導のも
 とに、宗教生活
 を営む一般のメン
 する傾向性を絶えず持つていた。同様に、彼ら
 教会牧師の体現する客観主義的立場と対立す
 受けと
 いるとの彼らの主観主義的立場は、国

メンバーの増加と運動の地域的拡大は、当然にも、巡回説教者というメソディズム自前の聖職者層の必要性を促すと共に、組織内における彼らの発言権と影響力を次第に強めることになる。そして、かかる傾向は、これ以降、国教会との緊張関係を決定的なものとし、組織内にも大きな波紋を投げることになるのである。

〔註〕

(1) Journal, Vol. 1, p. 458.

(2) Ibid.

(3) Clifford Tolson, Moravian and

Methodist (London, 1957), p. 116.

(4) Journal, Vol. 2, p. 313.

(5) Ibid., p. 370.

(6) Ibid., p. 327. 十 五 三 九 年 九

二 の 分 裂 騒 動 の 渦 中 ぞ ある 三 九 年 の

一 二 月 末 ぞ に は . ウ エ ス レ ー ン 年 の

タリ・レインの一部のシンバトと
自研会合をもち彼のメソヂイスト会
を出版させたとみえる。Simon,

op. cit., pp. 328-329.

(7) Towison, op. cit., p. 117.

(8) Journal, Vol. 2, p. 184, n-1.

(9) Tyerman, op. cit., Vol. 1,

pp. 314-315.

(10) Journal, Vol. 2, p. 439.

(11) Ibid., p. 421.

(12) Tyerman, op. cit., Vol. 1,

p. 344.

(13) Journal, Vol. 2, p. 429.

(14) Journal, Vol. 1, p. 449.

(15) Journal, Vol. 2, p. 158.

(16) Ibid., p. 167.

(17) Tyerman, op. cit., Vol. 1,

p. 234.

(18) Works, Vol. 8, pp. 112 - 113.

(19) Letters, Vol. 1, p. 286.

(20) Tolson, op. cit., p. 185. エ

ルマソンのエヴクシヨンに残る

ウエスレの自筆のバンド・リスト

によれば、当時のバンドは次のよう

な特徴をもつていたという。(1)バン

ドの定数は一般的に四名か五名であ

った。(2)性別に組織された。(3)

婦人の占める割合が大きかった。(4)

追放、死亡が多数存在した。

Ibid.

p. 190.

(21) Works, Vol. 8, p. 252.

(22) Journal, Vol. 2, p. 528.

(23) 執事の職務は、ウエスレ
ーによつ

て次のように規定された。(1) 会
の世

俗的 (Temporary) 事柄を世話
するこ

と。(2) 会費と献金を受けと
ること。

(3) 時に応じて、必要不可欠
なもの一

金銭) を使うこと。(4) 貧者
に對して

援助を送ること。(5) 一切
の収支を正

確に行なうこと。(6) 会
の如何なる規

則ども、それが厳密に遵守されたい
ない場合、牧師に報告すること。(七)
説教者の教義或いは生活の中に誤り
を感じた場合、彼に愛をもつて伝え
ること。
Works, Vol. 8, p. 262.

(24)
Id. id., pp. 252-253.

(25)
クラス・リーダーの職務規定は以
下の通りである。(1) クラスのそ
れぞ

れのメンバ
ーの魂が如
何に榮え
るかを調
べるため
に、少
なくとも
一

週間に一回、彼らを訪問し、必要なら、
 場合、忠告、非難、慰め、或いは激励
 を行なうこと。また貧者の援助に對
 し、彼らが喜んで与えられたものを受
 けとること。(2) 牧師と会の執事に次
 の事柄のために会うこと。病気の者
 或いは常軌を逸れ、非難されるべき、
 ではない者を、牧師に伝え、また、前
 週にいくつかのラズで受けとつた
 ものを執事に對し、支払うこと。

Ibid. p. 253.

(26) なお、ウエスレイは一七四四年に

組織を四つのセクションに区別する。

その四つとは(1)連合会、(2)バンド、

(3)選抜会、(4)悔悛者 (Penitents)

である。この四つの区別は、メソヂ

イスト全員を信仰の浅深によつて等

級づけたものがあり、先のクラス組

織との関連を考慮すれば、純粹に行政

上の組織単位があるクラスの内面に

バンドや選抜会のメンバーが含まれ
 る。これら四つの
 等級別の集まりのうち、(1)と(2)に
 いは既に言及した通り、(1)が通常
 のメンバーであり(2)がその中から選
 抜された人々である。(3)の選抜会は
 さらにその中から選ばれたメンバー
 であり、また(4)の悔悛者は信仰を
 喪失した会員を意味する。これは

はなく、バンドからの脱落者をさした

ものがあつた。
Minutes, Vol. 1,

pp. 22-23. 但し、この四つの区分の

うち、(3)と(4)は次第に行なわれなく

なり、一七八〇年以降は一部を除い

て消滅する。Frank Baker, "The

People called Methodists - 3. poli-

ty", in Rupert Davies and Gor-

don Rupp eds., A History of the

Methodist Church in Great Brit-

ain (London, 1965), Vol. 1, p. 225.

(27) Minutes, Vol. 1, p. 1.

(28) Tyerman, op. cit., Vol. 1,

p. 275.

(29) Minutes, Vol. 1, pp. 23-24.

(30) Baker, op. cit., p. 231.

(31) 徹夜集会とは、キツクスウツドの

メンバ―が夜中に自発的に祈とう会

を開き、それをウエスレ―が追認し

たもの。彼によると、満月に最も近

い金曜日の夜、八時から午前零時過

「まご」彼の主催による集会が開か

れたという。それが他の地域に徐々

に浸透していく。たもの。 WORKS,

Vol. 8, pp. 255-256.

(32) 愛餐式とは、ウエスレーが「ヴ

ィア派の集会から借用したもので、

パンと飲物を共に食べることを通じ

る、メンバ相互の交流がはかられ

た。その式次第は以下のようであ

た。(1) 讚美歌、(2) 祈とう、(3) 祝とう

(歌) (4) 執事によるパンの分配、

(5) 貧者のための献金、 (6) 愛餐用の力

ツ (7) 主宰 (8) 体験談と讃美歌、 (9) 自発的祈りと讃美歌、 (10) 牧師によ

る開会の辞、 (11) 讃美歌、 (12) 祝とう。

Frank Baker, Methodism and the

Love-Feast (London, 1957), p. 15.

(33) Minutes, Vol. 11, p. 44.

(34) Ibid., p. 492.

||

(35) Letters, Vol. 3, p. 150-151.

(36) Minutes, Vol. 1, p. 30.

(37) Ibid., pp. 30-31. なお、ウエス

レ、この基準の具体的運用方法と

レ、ヘルペスの前での説教、彼の

説教による回心者の調査、教義の知

識に対する試験等々の五項目を指示

してある。

(38) セツの巡回区の内訳は以下の通り

である。(1) ロンドン、(2) グリステル

(39) Baker, op. cit. p. 239.

Ibid. p. 33.

当時の勢力圏を窺うこととがズキ、る。

接の諸州を合んズ、いる。ここから、

内、(3) (6) (7) を除いたに他の巡回区は隣

(7) ウエ 1 ルズ、このセフの巡回区の

1 クシ 1、(6) ニエ 1 キヤツ スル、

(3) コンウオ 1 ル、(4) イウガム、(5) ヨ

第三節 過渡期（一七五〇—一七六三）

メソディズムは、一七四九年までのウエス
 レーを頂点とする新しいヒエラルヒイの骨格
 を整えた。しかし、このヒエラルヒイの自立
 化の進展は、ウエスレーに次の二つの難問を
 つきつけることになるのである。(1) 国教会か
 らの分離をめぐる対立、(2) 彼のリダシッ
 プに対する一部説教者の挑戦。かかる問題は、
 先に述べた形成期における組織的達成の深化
 を意味している。国教会からの逸脱は、分離

要求へとエスカレートし、ウェスレーのリーダーシップに対する対外的挑戦は、対内的な挑戦へと変化する。メソヂイズムは、組織的自立へと向う過渡的段階へと突入することになったのである。筆者は、この二つの問題を中心にしてこの段階を取り扱うが、これらの問題の持つ意味を本章の視点との関わりの中で因式的に示せば次のようになる。①の問題は、組織の制度化傾向を背景として、客観主義的立場を代弁する国教会派と、主観主義的

立場を代弁する説教者との対立であり、これ
 に対してウエスレーは、前者に接近する立場
 に立ちつつも、彼自身の独自の主観主義的立
 場を堅持する。この問題は、彼のかかる立場
 が、一部の説教者によってより尖鋭化され、
 それが彼の権威に対して挑戦を試みたものと
 みなすことができる。そして、ウエスレーは
 この二つの立場の双方に挾撃されつつも、そ
 れらに対する闘争の中で彼が作りあげつつあ
 った新しい宗教的ヒエラルヒーの防衛と整備

に努めるのである。こ
うした視点を念頭に置
きながら、まず国教会
からの分離問題から見
てみよう。

(1)

一七四九年のアシス
タニトの職務規定によ
って、組織的にラエス
レリの監督権の實質的
な執行者となった説教
者層は、五二年の年会
において、年間一ニポ
ンドの経済的援助を受
けることとなり、
確実にその組織的地
位を確立し、
彼らに
も
か
か
わ
ら
ず、
彼
ら
の
地

位はあくまでも国教会牧師に從属する二次的
 なものであつて、牧師が存在しない場合に限
 つて、その職務を遂行しえた。なかでも彼ら
 の職務は説教に對してのみ許容されており、
 サクラメント執行に對しては厳しく禁止され
 ていたのである。かかる規定が、ラエスレ
 の“国教会内のメソヂイズム”と、いう理念の
 具體的表現であつたことは言うまでもない。
 確かに、説教者によるサクラメントの禁止規
 定は、メソヂイズムが、国教会牧師であるラ

エスレー兄弟と運動の理解者である少数の牧師の監督の目的及び範囲に留まっていた間は、何ら問題とならなかつた。しかし、運動の急速な地域的拡大は、この規定を著しく不都合なものとした。本来、ウエスレーによる直接的監督の不能という状況に対応して、彼の職務を代行する説教者は、この規定によつて十分にその機能を果たせず、彼の主張する「恩恵の手段」としての聖餐式への積極的参加とは全く裏腹の状況があらわされた。運動の成長

は主に国教会組織の脆弱な地域と一致してお
 り、加えて国教会牧師の敵意は、メソヂイ
 トに対する聖餐の拒否という形をしばしばと
 ったからである。したがってメンバーは、や
 むなく非国教徒の礼拝堂でそのれを受けるか
 或いは全く聖餐を受けることができないとい
 う状況に陥る場合が多く存在した。明らか
 に説教者のサクラメント執行禁止は、メソヂイ
 スト会の宗教的実践に障害となり始めたわけ
 である。しかも、自己の地位を徐々に確実な

ものとしていった説教者層にとっても、こうした禁止規定は必ずしも納得のいくものではなかつた。自らの職務こそ神からの直接的な召命に基づくものであるとの彼らの主観主義的確信にとつて、一般の国教会牧師は不信の対象に他ならず、彼らだけがサクラムントを執行することかできるといふ規定に不満を覚えるようになったことは十分に予想されるのである。

こうした状況を背景にして、一七五一年の

第八回年会では、初めて国教会からの分離を
 求める声があがる。(2) として、五四年から五五年
 にかけて、フイに、C. ペロネット (Charl-
 es Peronnet) 、T. ラオルニエ (Thomas
 Malsh) 、J. カウンレイ (Joseph Cowley)
 という三名の説教者が、この禁止規定を無視
 して、サクラメントを執行する。(3) ここに、ラ
 スレーの死後もくすぶり続けることとなるメ
 ソディズムと国教会との分離問題が、明確な
 かたちをとって顕在化してきたわけである。

ここでは、まず、この事件以降の分離問題の
推移を簡単に整理してみる。
三人の説教者によるサクラメント執行問題
は、直ちに五五年の年会で討議され、合法
的 (lawful) であるかどうかは別にして、メ
ソヂイストが国教会から分離することは適切
(expedient) ではないという決議を採
する。(4) これは、言うまでもなく、
“国教会内
のメソヂイスト” という従来の原則の堅持を
意味するわけであるが、分離問題は依然とし

ておさまらず、五六年以降の年会においても、

この問題は討論される。そして五八年には、

分離問題に決着をつけるべく、ウエスレィは、

イギリス国教会からの分離に反対する諸理

由 (Reasons against a Separation from

Church of England) 以下 諸理由 曰と略す)

という題名をもつ著作を発表する。しかし、

この問題はその後も鎮火せず、逆に、六〇年

には、再び、P. ゲリニウッド (Paul Grier-

senwood) J. マリン (John Murlin)

ト・ミッチェル (Thomas Mitchell) という
三人の説教者がサクラメントを執行するとい
う事件がおきる。こうして、国教会とメソデ
イズムとの分離問題は、實質的に何の解決も
みないまま次の時期へと持ち越されることに
なるのである。

さて、国教会からの分離の主張は、既に述
べたように、主に説教者層に担われている。

彼らは、組織内の地位の確立とともに、次第
に自己の職務に自信を聚め、機能的に言えば

彼らの競合者である国教会牧師に對して、おのずから否定的な立場に立つようになつてきた。しかも、自らこそ、その心情と生活において神からの内的召命を受けているとする彼らの意識にとつて、制度的な按手だけで特別の宗教的權威を行使することのできる国教会牧師は、不信の対象に他ならなかつた。こうした感情が、国教会からの分離を要求する声となつて表出してきたわけである。五五年九月二四日付のラエスレールの書簡は、同年五月

に開催された年会において、恐らく彼らが提
 出したと思われる分離理由を次の四点に簡潔
 にまとめている。(1) 典礼に
 ついて。人間が作
 った典礼に同意を要求することは馬鹿げてい
 て罪深まい。また、祈禱書には聖書に反する事
 柄が存在する。(2) 教会法について。そん
 らは、カトリック的、反キリスト的であ
 って、また、
 たく馬鹿げている。特に破門はその最たるも
 のである。(3) 牧師についで。福音に従
 って生
 活せず、そのを説くこともしない牧師が多
 く

存 在 する 神 が 牧 師 と し て 召 命 し た と は 考 え
 ら ぬ だ け に こ う し た 人 々 の 牧 師 的 職 務 に 出 席 す
 る こ と は 必 要 な こ と で あ る う か (4) こ う し た
 牧 師 の 説 く 教 義 は 福 音 全 体 を 包 括 し 返 す
 程 度 だ け に 止 ま っ て い る (5) こ う し た 主 張 は い ず れ も 彼
 ら の 主 観 主 義 的 立 場 を 端 的 に 表 明 し て お り
 国 教 会 の 制 度 的 権 威 が こ と ごと く 批 判 の 対 象
 と な っ て い る (6) 彼 ら の う ち に 存 在 す る 国 教 会
 か ら の 分 離 意 識 が 極 め て 尖 鋭 な も の で あ っ た
 こ と が 窺 える (7) 五 五 年 の 年 会 に お い て 国 教

会からの不分離の確認が、最終的には便宜的
に不適切であるという消極的な根拠に基づい
て行なわれた背景には、恐らく、原理的にみ
て妥協の余地のない反国教会意識に基づく彼
らの強力な自己主張が存在したとみてまらか
いないであろう。従って、五五年の不分離宣
言は分離派と反分離派の妥協の上になり立っ
ており、説教者層の分離意識は、この宣言と
は無関係に持続し続ける。例えは、その翌年、
サクララメント執行禁止の禁を破ったペロネッ

トは、国教会を徹底的に風刺した『主教冠』

(The Mitre) と題された著作を出版する。

この中で彼は、国教会を有象無象のもの何ぞ

もを含んだ洞窟であるとして皮肉り、さらにその

を「教会と国家を分けあはせた餓鬼ども (Sir

Parwin) の父親は——コンスタンティヌス

大帝、その母親は——牧師の高慢とこきお

ろす。また、国教会牧師が説教者たちに懐く

侮蔑意識を坂のよう^に描写する。

「彼らから聖餐を受けらるって！」

ああ、全く真狂いじみた夢想だ！
 執事も司祭でもない奴から！
 彼らの手の先からそれを受けるくらいなら、
 いっそ、好意や友人から縁を切った方がま
 しだ！
 信徒、けがらわしい畜生！
 彼らの反国教会意識は、国教会の儀礼や教
 理に対する知的な反対といっただ次元ではなく、
 もはや階級的憎悪といっても良い程に尖鋭で
 ある。けがらわしい畜生と貶まされた彼ら

(6)

の意識は、国教会全体への憎悪へと反転する
 のである。ペロネットのこの書物は、ウエス
 レーによって発禁処分を受けけるが、その後も
 他の説教者の間を讀まれていたといわれ、い
 る^〇（ク）もちろん、ペロネットの尖鋭な意識は、
 この時期のすべての説教者の気持ちを代弁し
 ているわけではなにか、少なくとも、それには
 分離問題の根柢さを語って余りあるといえる
 のである。

分離論の担い手が説教者層であるとすれば、

反分離論の主力はラエスレールと彼の弟である
チャールズであったところから、分離問題の
顕在化は、この両者の間に特に分離の根
拠をめぐってかなりの懸隔が存在していたこ
とを露呈し始める。チャールズ・ラエスレール
は、一連の分離論争に際して、客観主義の立
場から一貫して反分離の立場を強硬に主張す
る。彼は、国教会からの分離の声が初めてあ
った。た五一年の年会の翌年、早くもその影響
力を行使して、兄のジョンを始めとする有力

簡の中、我々ほすべての詭教者の心を知
 鋭く認識しており、五五年二月四日付けの書
 決して双方の妥協によつて解決しないことを
 してゐる。(8) チャヤールズは、既にこの問題が
 注) とその仲間を墮落させた、と痛烈に批判
 まいまい、高慢が、彼(ペロネット) 筆者
 激怒し、ある書簡の中で、それを「高慢、い
 等のサクラメント執行を聞くに及んで、彼は
 表に尽力する。それから二年後、ペロネット
 な説教者六名の署名が入った反分離声明の発

り、彼らに国教会か非国教徒かの選択を迫らなければならぬ⁽⁹⁾と述べ、この問題が国教会か非国教徒かの二者択一によつてしか解決しないことを表明している。しかかも、彼の鋭敏な感性は、兄ジョンと自分との間に既に存在し始めている懸隔を鋭く感じとっている。彼は、別の書簡で、国教会からの分離を画策している。ジョンの取り巻きによつて、兄が分離を余儀なくされているのではないかとその心情を吐露しているが、⁽¹⁰⁾そこには、この事件

信の人々の集まりである教会の外に救いは存
 に、つまりキリストの神秘的な体であり、罵
 ロザラム (Rocherham) の会であつて、教会の外
 を述べている。例えは、リーズの南部にある
 く先々で、客観主義的立場に基づく反分離論
 鎮静化を狙ったものともみえる。事実彼は行
 の影響力を行使して分離派の影響力の拡大の
 六年、彼は北部伝道に株立つが、それは、彼
 と不安が色濃く投影されているのである。五
 に対する兄の曖昧な態度に対する彼の苛立ち

在しな⁽¹¹⁾いと語り、自らの容観主義的立場を
 鮮明に表明する。しかし、こうした彼の努力
 とは裏腹に、チャールズはメリデイズムが現
 策に分離へと動きつつあると感じとっており、
 兄ジョンがそれに対して有効な手段を講じて
 いないことに、ますますあせりと不安を感じ
 る。五六年八月二一日付の次のような書簡は、
 彼のこうした心情を生き生きと伝えてい^る。
 彼に彼（ジョン）――筆者注――が依然とし
 て動揺し、国教会と彼らの間を調整して
 いる

時を経るごとにますます現更味を帯びるよう
 うののではないかと、いう予ヤイルズの不安は、
 メソディズムが、国教会から分離してしま
 まうでし^よう^レ (12) 彼を分離の禍へと押し流してし
 流れ、ついに彼を分離の禍へと押し流してし
 は恐れています。潮流は彼に向って一層強く
 し彼は二度とこの機会にめぐりあえないと私
 ならば、まだ今でも彼の手に負えます。しか
 せん、仮に、悪を防ぐべく彼が力を發揮する
 のであれば、私はどうしたらよいかわかりま

に存つてくる。五年の不分離の声明文、五
五年の年会での不分離の決定、さらに五年
のジョンによる「諸理由」の出版といつた一
連の分離阻止のための努力にもかかわらず、
分離の空気は急速に各地に飛び火し、有
力な説教者たちの心を支配し始める。アイル
ランドでは、一部のメソヂイストが国教会の聖餐
に与ることを拒否するといふ事件がおこり、
さらにロンドンでも分離問題で両派の間
に深刻な対立がおこる。北部地域とアイル
ランド

への伝道に出発したウエスレーにマックス
 フイールドはロニドンの状況を次のように
 書き送っている。『国教会から離れるとい
 う問題が、両派の多くの人々の心に悪い影響を
 与えています。私は年会でそれが充分に解決
 されるよう期待しております。差し支えない
 限り、私はどちらの側にも立たないよう努力
 しております。』
 (13) こうした状況の中で、六〇年に
 入って、三人の説教者がノリッジで再びサク
 ラメントを執行する。この報に接して、チャー

ルズは、もはや事態が抜き差しならない危機
的局面に達したことを痛感する。これ以上説
教者たちの行動を放置しておくことは、結果
として彼らの行動に正統性を与え、彼らが分
離の動きへと一挙になだれ込むことになる。
こうした危機感をもって、彼はジョンに事態
の正確な認識と彼らの行動に対処するための
緊急な処置を要求する。ジョンに宛てたその
書簡の中で、彼は兄に「我々はルビコンにヤ
ッて来ました。疲るおつもりですか、それと

も羨らないおつもりですかしと書き、もはや
 曖昧な態度が訝されないままに事態は深刻で
 あることを告げる。そして、説教者たるの行
 動に対して厳格な処置をすることを見に促す
 べく、説教者の動向を次のように述べている。
 「残りの者（サクラメント執行の拳にでて
 いない説教者——筆者注）も間もなく彼らへ
 ノリッジでサクラメントを執行した三人の説
 教者——筆者注）に従うと私は信じておりま
 す。なむならば、（い）彼らには、何の処罰も
 なく

信 感
 さ ら に は
 ペ ロ ネ ッ ト が
 主 教 冠 凸 の
 こ こ に は
 チ ャ ー ルズ の
 説 教 者 全 体
 へ の 不
 腐 敗 し て
 ま っ て い る
 と 強 く 確 信
 し て い ま す。
 私 は 我 々 の
 ほ と ん ど す べ
 て の 説 教 者
 が 既 に
 上 の よ う な
 理 由 か ら で
 す 。
 全 体 と し て
 く て た ま
 ら な い 気 持
 ち を 示 し て
 い る か ら
 以
 い る か ら
 (3) な ぜ
 な ら 彼
 ら は 分 離
 し た
 ニ ト を 執 行
 す る 権 利
 を も っ て
 い る と 想 像
 し て
 ら 彼 々 の 大 多
 数 は 説 教 者
 と し て
 サ ク ラ メ
 ン ト を 行 な
 え る と 信 じ
 て い る か
 ら (2) な
 ぜ な

(14)

中で見事に表現した国教会牧師の彼らに對す
 る侮蔑意識に通じたる感情が率直に表明されて
 いる。しかし、彼のかかる要望にもかかわら
 ず、ジョンは不分離の立場に留まりながらも、
 分離派の説教者に對して断固たる処置をとる
 ことはなかつた。チャイルズの焦燥感は一徒に
 空転し、こうして彼は怒りと落胆の中で、
 策に運動のフロントから後退してゆくのであ
 る。

さて、第チャイルズが、説教者のサクラメ

こト執行に象徴される分離問題の渦中で怒りと焦燥感をのらせているのは対照的に兄ジョン・ウエスレーはこうした問題に對して際立って樂觀的態度に終始してゐるよう
にみえる。彼は五五年六月二八日付のチャ
ールズ宛の書簡の中で、サクラメント執行の
当事者の一人であるウォールシュに言及して、
こう述べている。トマス・ウォールシュは
私に望みうる最高の満足をしかも一人の
誠実な人間がなしうる最高の満足を与えてく

に、説教者たちの動向を含めた分離問題にフ
 教者への寛容な態度は、チャールズとは反対
 と、まさに好対照をなしている。彼の示す説
 が彼らの行動を高慢故の墮落とみなしたこと
 うした手故しとも言える絶賛は、チャールズ
 います^レ(15)らエスレ^レの^レオ^レル^レシ^レユ^レに^レ対^レす^レる^レこ
 を持った説教者が六名いてくれたらと望んで
 て私は、イングリランド全体に彼と同様な精神
 彼を愛し、称賛しかつ敬意を払います。そし
 れました。(私はそれを公にしたい)。私は

分 離 問 題 に つ い て 、 同 じ 不 分 離 の 立 場 に 立 ち	そ も そ も 、 チ ャ ー ル ズ と ウ エ ス し ー で は	い ま す ^{L^o} (16)	に し っ か り と ま た 道 理 に か な っ て 結 び つ い て	如 に い て も 、 諸 会 は か つ て な い 程 に 、 国 教 会	を こ う 書 い て い る 。 私 が イ ニ ゲ ラ ン ド の 何	と と も に 、 極 め て 楽 観 的 に 国 教 会 と の 関 わ り	離 し よ う と す る 意 志 を 持 っ て い な い と 述 べ る	彼 は 、 同 じ 書 簡 の 中 で 、 説 教 者 た ろ の 詮 も 分	い て の 彼 の 楽 観 的 な 見 通 し と 結 び つ い て い る。
--	--	---	--	--	---	--	--	--	---

フツモ、この時点で相当の懸隔が存在する。
 二人の間、この隔たりは、一七五五年九月二
 四日のS・ウォーカー (Samuel Walker) 宛
 の書簡に端的にあらわれている。この書簡の
 中でウエスリーは、既述したように、分離派
 の主張を簡潔に要約しているわけであるが、
 それに続いて次のような注目すべき発言を行
 なっている。私は、こうした議論（分離派
 の主張）——筆者注——に、満足はいくよ
 うに答
 えることができないことをすすんで認めら
 ず

もりです。従って、国教会に留まりつづける
 ことは道理に適った（一ツツ）ことである
 こと。私の結論——それを今でも放棄する
 こと。は、困ったこと。にどうして
 も、極めて不確かな基礎の上に成り立っ
 て、いる。で、す。L^o (17) 彼はここ
 で、自己の分離の主張
 の根拠を、それが道理に適ったもの
 である。その主張が心情的な理
 由によるものである。決して理論的に分離
 派の非を反駁することからなされたもの
 ではない。

離派の勢力の増大ばかりでなく、
 ウェイスレー
 いうかたちをとったことの背後には、
 単に分
 離決議が、
 便宜的に分離が不適切である
 筆に先立って行なわれた五五年の年
 会での不
 たことを示したものと
 いえる。この書簡の執
 を認めるとい
 う極めて中途半端なものであ
 り、分離派の主張の中に肯定す
 べき要素の存在
 離は道理に
 適っているとしながら、
 実際
 言は、彼の立場が
 心情的に国教会からの不
 分
 いことを率直に認
 めている。つまり、この発

自身のこうした内的な動揺があったとみて良
いように思う。

国教会からの分離の理由を便宜的に、
まり原理ではなく外的状況から説明するとい
う論法を、五五年以降も彼は採用し続ける。
五八年に出版された『諸理由』は、まさにこ
の観点から、反対の理由を十二項目にわた
って明らかにしている。⁽¹⁸⁾ まず彼は、五五年の年
会の決定同様、国教会からの分離が道理に適
ったものかどうかという問題を保留した後、

人々を合志何百ものメンバーがメソディズム
 々から遠ざける、(5)すぐれた原教団を保持
 に、(4)神を恐れない、多くの人々を全く我
 益を受け、(3)ウエスレの説教によつて利
 を提供する、(2)敵に対する格好の攻撃材料
 言と矛盾する、(1)従来
 からウエスレが様々の機会に述べた宣
 挙すれば以下の通りである、(1)従来
 次々とあげてゆく、その十二項を要約的に列
 それが全く不適切である、と述べ、その理由を

る	い	い	い	え	も	会	た	を	か
こ	(11)	て	結	を	及	の	め	ひ	ら
と	身	多	果	い	ば	設	に	き	離
が	近	く	を	だ	な	立	使	お	れ
で	に	存	も	く	い	は	う	こ	る
さ	も	在	た	こ	智	現	べ	す	(6)
る	、	し	ら	と	恵	在	き	(7)	組
(12)	現	た	す	は	が	の	時	論	織
分	在	か	、	、	必	メ	間	争	内
離	で	、	(10)	牧	要	ン	が	の	に
す	さ	い	分	師	で	バ	決	激	決
る	え	ず	離	へ	あ	ー	め	化	定
こ	、	れ	の	の	る	の	い	に	的
と	そ	も	試	軽	(9)	能	る	よ	な
は	の	成	み	蔑	こ	カ	(8)	っ	争
、	奥	功	は	と	う	を	新	て	い
神	例	し	過	い	し	は	し	、	と
が	を	て	去	っ	た	と	い	神	分
与	み	い	に	た	考	て	教	の	裂
		な	お	悪					

この点について十分に熟知していったはずである
 かないわけである。もちろんウエスレームも、
 根本的にくい止めることには当然にも結び付
 互いから指摘したとしても、分離派の活動を
 えていまい。状況的に分離することの誤まり
 であり、そいらは何ら問題の根本的解決を与
 も良い類のものに終始していることは明らか
 理由が、ほとんどすべて戦略的理由と
 に反する。以上の十二項目である。これら
 えた国教会の復興と
 いうメソヂイズムの目的

る。にもかかわらず、この文章が上述の観点からだけ書かれたことは、彼のこの問題についてこの迷いと動揺を反映している。彼が青年期までに教育されてきた高教会主義と自らを神からの特別の召命を受けた者とする心的態度は、彼を二律背反的立場に追いこみ、その結果、消極的にしか国教会からの不分離の理由を發表しえなかった。なのである。その点、は、さりど密観主義的立場に立つ第４章にズに兄の動揺と逡巡はみられない。この文章

の最後に付け加えられているチャイルズのその
 いは、兄の列举した不分離の理由に心から同
 意する旨を表明しつつ、私にとつて分離す
 ることは、適切でも、道理に適つてもいぢない
 と明言して、兄の立場と一線を画してゐるの
 である。
 さて、チャイルズとの間の分離に関するも
 う一つの懸隔は、ライオンカークの同じ書簡に
 みられる。そこでライオンカークは、自分のこれ
 までの国教会からの四つの逸脱点を指摘した

後、次のような注目すべき発言をする。
 「そして、仮に我々がこちらの側の逸脱の
 側——筆者注——に付しかけられ、もし別の選
 取が評されないとするならば、これらの諸点
 (四つの逸脱点——筆者注——のどれか一つで
 も放棄するよりも、むしろ、[○]「ぼら、国教会
 から分離することの方が我々に負わされた義
 務である」と判断いたします。[○]それ故、分離を
 とめるには、信徒説教者を放棄しななければな
 らないとするならば、事態は明らかです。[○]」

相対的、
 或いは条件的
 存不分離論
 こそ、
 チャ
 分離の立場
 なのである。
 ウエスレ
 ーのかか
 かる
 教会との分
 離も辞さない
 といふのが、
 彼の不
 こいまでの
 逸脱行動を
 放棄する位
 なら、
 ば、
 国
 前提にした
 上でのい
 わば相対
 的なとい
 である。
 い。
 といは、
 従来の枠
 内での彼の
 逸脱行動を
 は、
 チャ
 ー
 ルズ
 のような
 絶対的
 不分離
 ではな
 この文章
 から明らか
 のように、
 彼の不
 分離
 いうこと
 です。
 (20)
 まり、
 我々は分
 離を止め
 ることが
 できない
 とい

ールズ及びビメソデイズムの理解者である少数
 の国教会牧師たちの主張する分離論との決
 定的な対立点といえる。彼らにとつて、分離
 論の元凶は説教者の存在そのものにある。こ
 の問題の解決は説教者層の解体以外にありえ
 ないと言われた。例えは、その一人であるT・
 アダム(Thomas Adam)は、分離問題が顕在
 化した五五年に、ウエスレーに宛てた書簡の
 中で次のように述べている。
 っ
 ぞい故、全体として私は、特に按手され

具申するものであります^レ (21)
 かさ、あなたかが何卒真剣に熟考されんことを
 より良くキリストの利益に奉仕しないかどうか
 復帰するが、それを一層広げることよりも、
 復し、国教会とのより一層の親密な統一へと
 デイストすべてが、彼らが行なつた違反を修
 ないかどうかを深く熟考され、そして、
 ら、分離が既に十分に広範囲に行なわれてい
 先々で自分たちだけで会を作るといふ事実か
 ていない者が説教を行ない、かつ彼らが行く

アダムは、ウエスレイの従来から行なつてきた逸脱行動自体が国教会からの分離である。と主張し、彼にメソヂイスト会全体の解散と国教会への復帰を考えるよう求める。アダムが、ウエスレイの逸脱行動自体が国教会からの分離であるとの主張に終始するのに対して、ウエスレイは、一歩進んで、説教者層を解体するため、具体案をウエスレイに提案する。その提案は、簡単にいえば、(1)彼らの中で相忘しいと思われぬ者、を国教会の牧師とする、

(2) 残りの者を説教権のない「監督官」(スーパー)

PECTION) として諸会に派遣する、というものの

である。(22) またチャールズも、新しい説教者の

採用中止を兄に提案する。(23) ここにあげた三人

の主張は、ニュアンスの相違こそあれ、いす

れも分離問題の根本を説教者層の存在に求め

ていることで共通しており、その主張の前提

には国教会の制度的権威を絶対視する客観主

義的立場が存在している。彼らにとつて、信

徒でありながら牧師とほぼ同様の職務を果た

す役職者は、本来国教会秩序からの逸脱者であり、かかる役職の設定自体が牧師職への越権行為に結びつく元凶と考えられたのである。チャールズ等のこうした絶対的分離論は、当然にも、ウェアスレいの従来の逸脱行動の前提を前提とした条件的不分離論と決定的に對立する。彼らからすれば、分離問題の元凶である説教者層の解体を拒否するウエスレいの立場は、實質的には国教会からの分離を支持する欺瞞的存ものと映る。両者の間に妥協の

余地はなく、議論は平行線をたどる。
 不分離論内部に存在するウエスレーとヤ
 ーズ等のニフの立場のうち、論理的にみ
 ば、明らかにウエスレーの議論は矛盾と破綻
 に満ちている。サクラメント執行権を除いて
 機能的には国教会牧師とほぼ重なりあう職務
 を遂行する説教者の存在が、分離問題の根本
 に存在するニとは明らかであり、それを無視
 して不分離を主張するウエスレーの立場は確
 かに詭弁を弄しているようにみえる。しかし、

て	ふ	つ	的	に	だ	矛	い	ち	問
い	あ	ま	帰	言	ぬ	盾	る	ど	題
る	ろ	り	結	え	っ	を	か	ち	は
福	う	逸	を	る	た	犯	こ	ら	こ
音	と	脱	高	こ	か	し	と	が	の
の	な	行	く	と	と	て	は	論	不
伝	か	動	評	ほ	い	ま	な	理	分
道	ろ	の	価	、	う	で	く	的	離
と	う	の	し	彼	こ	従	、	に	を
そ	と	継	こ	が	と	来	何	正	め
れ	、	続	い	自	で	の	故	し	ぐ
に	彼	が	た	己	あ	逸	、	い	る
基	が	国	と	の	ろ	脱	ウ	主	二
っ	目	教	い	逸	う	行	エ	張	つ
い	的	会	う	脱	。ま	動	ス	を	の
た	と	か	点	行	ず、	の	レ	行	立
生	し	ら	で	動	、	継	一	な	場
活	て	の	あ	の	端	続	か	っ	の
の	揚	分	る	現	的	に	か	て	う
実	げ	離	。	実		こ	か		
							る		

現に現奥的に役立っているところと考えられたか
 らに他ならぬ。実際に有効に機能し多大な
 成果を収めたと考えられる手段（説教者の採
 用等）を放棄することはいかえて神の意志
 にとむくことを意味する。ここには明らか
 に神の意志は、求して国教会の制度的秩序の
 内側だけで働くわけではないとする。ラエスレ
 ーのあの客観主義に對する内的乗り越えが存
 在する。とともに、彼のかかる思考に、目的
 の実現のために形式的な規則よりも最も有効

な手段の採用を優先するといふ合理的な現実
的、かつ実践的な精神を読みとることか
る。かかる精神は、説教者の採用が、依
がむの言うように厳密に考えてみれば国
教会からの分離を意味しようとも、現
實の上で福音の伝道に有効に働いてい
るならば、それを中止する理由など存
在しないといふ判断をもたらすわけ
である。ライオーカーの提案する説
教者層の解体案を拒否するウエス
リーの論法も、まさにこの精神と態度
に貫かれてい

否定的評価と対照的存彼らへの好意的寛容
 ず等の絶対的不分離の論者による説教者への
 子^レである^レ彼のこうした愛情が、チャール
 手塩にかけて育てた弟子であり、福音の息
 ぶある^レ彼らは、ウエスレーにヒッ^ッて自分が
 の第一は、説教者たちに対する彼の深い愛情
 理的理由が存在していたと考える^レまず、そ
 スレ^レが従来の逸脱行動の継続にこだわる心
 主義的存精神と態度に加えて、さらに、ウエ
 し^レかし、筆者は、彼のかかる実践的で現実

な評価の心理的基盤を形成している。チャー
 ルズにとって説教者は、分離の野心をもつて
 兄にそれを吹き込ませ、陰険な策動家と映る。彼
 の評価基準は、すべて国教会の至上性にある。
 チャールズは一七六〇年四月一日付の書簡
 で、次のように自己の価値観を表明している。
 「この世での私の主要な関心事は、イギリ
 ス国教会の繁栄にあり、次に、メソヂイスト
 たちの繁栄、第三番目に説教者たちのそれだ
 あります。もしこうしたものの利害が競合す

るようになつた場合、私は、メソヂイストの
 利益のために説教者を、イギリス国教会の全
 組織の利益のためにメソヂイストを放棄しま
 す。^{レ(24)}
 この文章から明らかのように、チャールズ
 の価値観は、国教会、メソヂイスト、説教者
 の序列からなつており、最下位に属する説教
 者は、国教会の活動に障害となるならば、い
 つども切り捨てて良いものとして、いゝ千
 ャールズが終始国教会の制度的權威を絶対視

する高教会主義的まなざしで彼らを眺めてい
 たのに対し、兄ジョンは愛情あふれる態度で
 彼らに接し、彼らの才能の開花に努力を傾け
 た。例え、説教者の一人であるC・ホッ
 ー (Christopher Hopper) に宛てた叔のよう
 な書簡は、ウエスレいの彼ら説教者に対する
 態度がどのようなものかであつたかを生き生き
 と伝えていゝ。

「私は、お前の何かあけつておろさうぞ」
 ばらん、な気質を愛しています。しかし、同じ

氣質が、もしおまえが絶えず神に目を向けて

い、ないのなら、時折、おまえを不都合に直

面させることになるでしょう。……おまえは、

この世で一つの仕事、つまり魂の救済という

仕事にたずさわって、います。これに全身全霊

を打ち込みなさい。おまえがかつてしたこと

がない程、説教者とアシスタントの仕事に励

みなさい ¹⁰(25)

これは、単に職務に専念することをお勧めた

手紙とは言い難い。ここには、父親が息子に

注意を与えるような深い愛情が流れている。
ホッパの性格の長所をほめ、その欠点と
ならぬよう注意を与える。説教者一人一人
への細やかな配慮と愛情がそこに脈打って
る。この書簡の書かれた五五年は、まさに分
離問題の稿中であり、チャイルズが説教者た
ちへの不信と憎悪をつのらせていた時期にあ
たる。こうした時期に、チャイルズとは正反
対に、一説教者に心から忠告を与え、一層の
職務遂行への努力を促しているラエスレールの

心情にとつて、説教者層の解体案はとても受
 け入れることのできるものではなかつたとい
 えるのである。
 しかし、説教者たちへの愛情だけが、逸脱
 行動へのこたわりの心理的基盤を形成したわ
 けではない。今一つの心理的基盤は、対他関
 係の背後に存在する彼自身の存在の根拠に直
 接的に関わつてゐる心理的メカニズムである。
 すなわち、逸脱行動の総体は、ラエスレリの
 アイデンティティの根拠そのものを意味した

のである。彼は自己の逸脱行動を弁証する際に、常にそれらの行動へと到った自分の受動性を強調する。教会が彼の活動に對して扉を鎖したため、やむなく野外での説教を余儀なくされたのであり、牧師の敵意と人々の自発性が信徒説教者の採用に彼を踏み切らせた。逸脱行動は彼の選択ではなく、周囲の状況が彼を逸脱へと導いたとさいる。受動的に受け入れざるをえなかった行動の中で、彼は伝道活動の成功を体験する。説教をするラエスシ

動とを、神の意志とみなすと、
 いた外的状況とをそのなかでもとりわけ逸脱行
 に受け入れ、自己さしてこの使命の自覚へと導
 にかかると意識の形成は、同時に自己が受動的
 に与えた使命であるといふ心的態度である。
 既に指摘したように、福音の伝道こそ神が彼
 ニテ、イテ、イニ新しい拠点を与えらる。つま
 の成功は、ウエスレの危機に瀕したアイト
 へと生山変化する。(26) 彼自身の回心とかかる伝道
 への眼前で、人々は「ライオナル」から「羊」

バラレルに進行する。しかもこうした心的態
度は、さらなる伝道の成功によつて、彼の内
面に確実に定着してゆく。こうして福音の伝
道と、いう彼の使命意識の確立は、逸脱行動を
神の意志にかなつた時別な手段とする意識に
結び付く。それは、明らかに、神の意志に對
する主観主義的自己納得に基づく、チャール
ズ等の容観主義的立場の乗り越えに他ならな
いのである。こうした心理的過程は、同時に、
国教会からの分離への恐怖に對する心理的免

責を与える。逸脱行動が神の意志であるなら
 ば、こうした行動が国教会からの分離ではな
 いのかという良心の所責にさしなまれること
 はありえない。逸脱行動が彼の意志と無関係
 に神が行エスレーに与えた福音伝道的手段で
 ある以上、彼にかかると行動の責任を問ふこと
 は不当なことになるのである。ここに、国教会か
 らの分離を主張しつつ、分離の根本的原因
 となっている説教者の存在を容認するとい
 うエスレーの奇妙な条件的不分離論の最大の

心理的基盤がある。国教会からの分離の恐怖
は心理的に免責され、彼の立場の矛盾は最終
的に自覚されたい。チャールズ等に比べてそ
れがどんなに不誠実にみられようとも、ウエ
スレィは自信をもって条件的分離論をくり
返す。そこには、従来の逸脱行動が、神の意
志である伝道活動遂行のための神の摂理であ
るとの意識が存在する。逆にその手段の放棄
は、自己の活動全体の否定、つまり自己のア
イデンティティの根拠の否定を意味し、神の

意志への反逆へと結び付く。このように、
 脱行動はウエスレートのアイデンティティと深
 く結び付き、その放棄は実質的に彼の存在の
 意味を無化させることと同義となるのである。
 比喩的にいえば、ウエスレートの逸脱行動への
 こだわりを支える説教者への愛情は、彼の自
 己愛に他ならないのである。彼が人格形成期
 において血肉化した高教会主義は、チャー
 ズと同様、メソディズムの国教会からの分離
 に反対させるが、その不分離の立場は、かか

こ う し た 分 離 問 題 の 動 向 は 直 接 的 に は ら	エ ス レ ー の 不 分 離 の 意 志 と の 懸 隔 を 探 め る。	離 への 欲 求 は 加 速 良 的 に 強 ま り、 ま す ま す ら	問 題 は 根 本 的 に 解 決 さ れ え ず、 説 教 者 層 の 分	逸 脱 行 動 の 持 続 に こ だ わ り 続 け る 以 上、 分 離	そ の 対 策 に 苦 慮 す る こ と に 存 る。 彼 が 従 来 の	度 合 を 増 す。 と し て ラ エ ス レ ー は、 ま す ま す	分 離 問 題 は、 こ の 時 期 以 降、 さ ら に 深 刻 の	化 さ れ る こ と は な か っ た の で あ る。	る 逸 脱 への 心 理 的 固 着 に よ っ て、 決 し て 徹 底
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

影響力の増大を意味する。ウエスレリの奇妙な
 全体のリーダーシップの低下と説教者層の影
 響力の低下は、そのまま組織内の国教会派
 影響力は急速に減退してゆく。チャイルズの
 1ニッポの掌握は困難となり、運動内の彼の
 に限定する。ここに、兄との共同になり、ダ
 し、その活動の範囲をブリストル、ロンドン
 彼は五七年以降、もはや巡回伝道の旅を停止
 ルズの運動のフロントからの離脱を帰結する。

不分離論は、皮肉にも結果としてチャールズ
 等の国教会派の脱走と分離派の説教者層の台
 頭をもたらしけたわけである。もちろんなら
 ず、イギリス国教会不分離論を堅持し続ける
 し、チャールズが予言したように、分離の潮
 流はますます激しくなり、その潮流は確実に
 ウェズレーを分離の渦の中へと巻きこんでゆ
 くのである。

(エ)

さて、次に、国教会からの分離問題と同時

的に進行する今一つの問題、すなわち一部説
 教者によるラエスレリのダミツポに對
 する挑戦に目を転じてみよう。この問題は、
 国教会からの分離問題が必然的に要請するラ
 エスレリのリダミツポの強化過程の内部
 から起つてくる。本来、分離問題は組織を二
 極的に分解させる可能性を孕んでおり、時
 説教者層の自立化に伴う彼らの発言力の増
 加はこの可能性を著しく強めた。説教者層に對
 するラエスレリのリダミツポの掌握の成

す る 彼 の 闘 争 を 惹 起 す る 。 主 観 主 義 的 自 己 納	ス レ ー の リ ー ダ ー ニ ッ プ へ の 挑 戦 と そ の に 対	に 主 観 主 義 的 尖 鋭 化 を 生 み だ し 。 そ の が ラ イ	確 に い え ば 。 説 教 者 層 の 自 立 化 が 彼 ら の 内 部	除 と い う 性 格 を 強 く も っ て 進 行 す る 。 よ り 正	う 主 観 主 義 的 立 場 の 尖 鋭 化 に 対 す る 統 制 と 排	ー ダ ー ニ ッ プ の 掌 握 と 強 化 は 。 説 教 者 層 の 担	味 を も つ よ う に な っ て く る 。 そ の 際 。 こ の リ	ヒ ー の 確 立 と 組 織 の 統 合 に と っ て 決 定 的 な 意	否 か 。 彼 を 頂 点 と す る 新 し い 宗 教 的 ヒ エ ラ ル
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

得によつて、国教會的立場を相對化しえたう
 エスレいは、皮肉にも同じ主觀主義的立場の
 尖銳化によつて、自らのリイダリズムに對
 する挑戰を受けけることになつたのである。
 かし、新たなヒエラルヒーの確立にとつて、
 説教者層の主觀主義的立場をその内部に位置
 づけることは不可欠であり、その意味におい
 て、かかる闘争はその確立過程にとつて不可
 避的に到來するものといえるのである。
 一七五一年、説教者ド・ウイット（J.

James Wheatley) の追放事件が起こる。ウィ
 ートレーは、四二年以降説教者として活動し
 ていた人物であるが、モラガイア派との交流
 の中で彼らの影響を受け、次第にウェアスレ
 等に敵対的な行動をとるようになる。チャ
 ルズの『日誌』には、早くも四九年六月から七
 月にかけてウィートレーの「頑なな態度
 について言及し、彼の勝手気ままさは、最
 後に彼をいっただいどこに導くのだらうか」と
 述べている。(27)

は、ガラッドフォードのライトシの行
 なった。嫌疑すべき行為を報告する手紙を
 受けとる。こい^{こい}が彼の追放の発端と^となる。今
 ヤールズの日誌^ルによれば、それ以降の事
 件の顛末は以下のとおりである。同年六月一
 二日、チャールズはガラッドフォードに赴き
 事件を調査する。そして七人の女性から彼に
 対する嫌疑を聴取する。一九日、兄ジョンと
 ライトシの取り扱ひについて協議し、二
 五日、彼をベアーフイールドに連れて行く。そ

こでの取り調べで、ライイトリーの有罪は決
定的となる。そのため、ジヨニとチャイルズは、
二人の名前で彼に説教の停止を命令する書面
を發表する。⁽²⁸⁾しかし、ライイトリーはその要求
を拒否し、あくまでも説教の継続を主張する。
そしてさらに、他の説教者も自分と同様に行
為をしているとの中傷を行なう。六月二八日、
中傷された説教者と対面させること、彼の
「故意のうそ」が暴露される。彼は依然とし
て、ウエズレーに反抗を続け、ここに彼の追

故は決定的となるのである。(29)

ウイットレリ追放の経緯は以上のようなも

のであるが、彼の追放の理由は、言うまでも

なく彼の「嫌悪すべき行為」にだけあったもの

ではない。彼の行為は単に追放の直接的き

かけにすぎず、その背後には彼を追放に到ら

しめるより本質的な原因が存在していた。五

一年一二月二日の付のウエスレリの書簡は、

ウイットレリ追放の真の原因がどこにあった

のかを明らかにしてくいゝる。この書簡の内容

から判断するならば、その原因は次の二点に
あつたと考えられる。第一の原因は、ライ
トレィがモラヴィア派に接近したことによつ
てもたらされた。説教の新しい様式である。
ラエスレィの言う「説教の新しい様式」とは、
説教に際して「約束」を多く説き、「命令」
にほとんど言及しないといふ説教の方法を指
して「いま」つまり主観的な信仰だけを説いて、
律法を破棄する傾向をもつ説教様式といえる。
かかる様式は、徐々に説教者の間に影響力を

的様式^レと対立する。
 ちの調和と、^レいう「
 真の聖書的かつメソ、
 福音と律法
 端な主観主義の出現を意味した。[。]
 福音と律法
 以外の一切の外的業を拒否ないし軽視する極
 めち神との主観的交わりだけを強調し、それ
 が、^レア派的アニチノミアニズムの再来、すな
 影響力の増大は、^レラエスレエ^レが訣別したモラ
 た^レののである。[。]^{（3）}^レ「
 説教の新しい様式^レと、
 教者が彼のよう^レに考え話すようになるに到^ッ
 ち、
 アイルランドの「ほとんどもすべ^レマの説

S)	reachers)	説教者	説き	納得	れる	党派的	ら	惹き	徐々
と	律法的	を軽蔑	福音	から	ら	争い	い	起こ	々に
呼	的卑劣	して	を説	ら	い	いの	し	こ	整備
んだ	葉	「律法的	くか	「あ	ト	種を	の	し	され
(31)	(legal	」	かの	たか	レ	ま	影	始	つ
そ	wratche-	」	のよ	かも	一	さ	響	め	つ
し		律法的	うに	彼ら	派	つ	カ	て	つ
て		説教者	に	だけ	は	つ	の	い	あ
、		(legal	レ	け	主	あ	増	た	っ
さ		」	振	が	観	っ	大	た	た
さら		」	舞	キ	主	た	か	教	義
に		」	い	リ	義	点	、	者	面
彼		」	、	ス	的	か	説	間	で
ら		」	他	ト	自	あ	教	に	の
は		」	の	を	己	IT	者	は	混
ら		」				ら	間	に	乱
エ		」					に	は	を

スレいの説教方法まで批難し始めたのである。
 説教者内の主観主義的自己主張は、誕生した
 ばかりの新しい宗教的ヒエラルヒーを危機に
 晒すことになりかねない。このように、ワイ
 トレいの存在のこれ以上のは、教義的
 にも組織的にも一層の混乱を招くだけであり、
 彼の追放は組織全体の分裂回避にとつて不可
 避であった。こうした状況の中で、ワイト
 レいの追放は必然的であつたのである。

織にとつて一つの重要な帰結をもたらした。
 なぜなら、この事件をきっかけにして、ウエ
 スレーは、本格的に説教者の言動のチェック
 と彼らの統制にのりだしたからである。チヤ
 ールズは『日誌』でこう書いている。『そ
 う、イトトシ「事件——筆者注」は、私の兄
 と私に、我々と関係を結ぶすべての説教者の
 生活と道徳的行動に対して厳しい調査を行な
 うことを決心させたのである。』⁽³²⁾ チヤールズは
 この非公式の調査の任に就き、三人の説教者

の神学的立場に疑義が発見されている。また、
 この年の終わりには、ラエスレリとチャール
 ズの署名入りで説教者の採用等に関する六項
 目の覚え書きが発表される。この文書は、説
 教者層の調査という決定の延長線にある。こ
 とは言うまでもないが、同時にそれは、彼ら
 の監督に際して、国教会牧師・ペロネット
 (Vicent Permet) を相談役として、ラエ
 スレリとチャールズの二人による共同のリ
 ダーシップを確認している点でも興味深い。

例え、ば、その、第三、項目、は、説、教、者、の、採、用、に、つ、い、て、
 第四、項目、は、彼、ら、の、再、採、用、に、つ、い、て、い、ず、れ、も、
 共、同、の、合、意、を、確、認、し、て、お、り、第、五、項、目、は、両、者、
 の、意、見、の、相、違、に、つ、い、て、ヘ、ロ、ネ、ッ、ト、に、委、ね、る、こ、
 と、が、決、定、さ、れ、て、い、る、^{（お）}か、か、る、合、意、事、項、は、
 イ、ト、レ、イ、の、追、故、事、件、が、メ、ソ、デ、イ、ズ、ム、の、リ、
 ダ、ミ、ッ、プ、に、与、え、た、影、響、を、吻、語、っ、て、い、る、^{（お）}つ、
 ま、り、彼、の、追、故、問、題、は、常、に、説、教、者、た、ら、の、言、動、
 の、調、査、ば、か、り、で、な、く、彼、ら、の、採、用、権、を、握、っ、て、
 い、る、ウ、エ、ス、レ、イ、自、身、の、リ、ダ、ミ、ッ、プ、に、一、定、

の制約を課すという帰結をもたらしたと考へ
 られる。チャールズ、さらにペロネツトとい
 う国教会派との共同決定の確認は、ともすれ
 ば説教者側の利害に立ちやすいうエスレ
 足枷をはめることを狙ったものと解せら
 である。もちろんなこの共同的リダ
 は、既述したように分離問題の進展の中
 体してゆく。しかし、五一年の時点での
 決定がラエスレリのりダニツポに對して

国教会派の制約を改めて確認したことは、逆

に、そのリीडァーミツプ内
に存在する説教者の
の動向がメソヂイズム
の今後の方向性を決定
的に左右するとの認識を
端的に表現したものの
とみなしうるのである。
さて、ウエスレーは、五
一年のライイトレ
ー追放以降、説教者層の
団結と彼らが職務に
一層専念すること、強く
要望する。例えは、
彼は一七五二年一月二
九日の日付で、ウエス
レー兄弟を含む一三名の
説教者の署名を付して
た文書を発表する。こ
れは六項目から成って

何人の説教者が朝四時に起き、その職務を忠
 られる規律の緩みを厳しく糾弾する。一
 際して、ウエスレーは、説教者たちの間に
 ことがでざる。また、五五年の年会の終了に
 傷を收拾することを目的としたものと考えら
 教者内部に浸透してきた彼らの相互不信と中
 の混乱を反映しており、この事件によつて説
 らの決定は、恐らく前年のウィットレー問題
 的の中傷の禁止を確認したものである。⁽³⁴⁾こ
 おり、その内容は、すべての説教者間の相互

い	し	イ	る	が	初	の	Ing	古	奥
る	て	ス	。	次	期	こ	g	い	に
五	ら	ト	こ	第	に	う	d	す	遂
三	エ	た	う	に	み	し	o	ば	行
年	ス	ち	し	弱	ら	た	c	ら	し
の	レ	の	た	ま	れ	鋭	t	し	て
年	ー	間	傾	っ	た	い	r	い	い
会	は	に	向	て	た	言	e	る	の
会	年	も	は	き	宗	禁	を	か	か
は	会	広	当	て	教	は	説	。	。
メ	規	が	然	い	的	、	い	一	。
ソ	律	っ	に	る	情	既	る	体	。
デ	の	て	も	こ	熱	に	と	ど	。
イ	徹	お	一	と	と	説	い	の	。
ス	底	り	般	を	示	教	う	説	。
ト	を	こ	の	示	唆	者	の	教	。
た	促	れ	メ	唆	し	層	間	者	が
ち	して	に	ソ	し	て	の	に	が	
	て	対	デ	い	い	彼			

が近年信仰をもたない者と結婚してゐること
 を問題としており、今後これをこなすた者
 は、会から追放されるべきであるとの方針
 を決定する⁽³⁶⁾ また五年の年会では、子供
 に対してキリトを与えるべきか⁽³⁷⁾との問い
 に対して、信仰に目覚めていない者に対する
 キリトの発行を否定してゐる⁽³⁷⁾ ことらの一
 連の措置は、言うまでもなく、組織内に現わ
 れ始めた世俗化傾向を食い止めること狙つ
 たものであるとともにも、メソヂイズムが今後

も一貫して覚醒した者の聖化共同体であり続
けることを改めて確認したという点で、注目
に価するのである。^o
説教者層に対する統制と会内秩序の徹底化
は、しかしながら、ラエスレリのリイダシ
ツプに対する一部の説教者の離叛を招いた。^o
彼らのすべてがラエスレリの指導に常に従っ
ているわけではなく、彼らは自己の影響力と
地位の確立を背景としながら、彼のりイダシ
シツプに反抗を試みたのである。^o 五年のラ

イートレー追放、五三年から五四年にかけて
 のJ・エドワーズ (John Edwards) を始めと
 する五人の説教者たちの独立は、いずれも、
 ウェスレリーのリीडァーシップからの離脱ない
 しそれに対する反抗とみるこゝとがでさるるし
 かし、この時期におけるこうした行動を示す
 最大の事件は、ウェスレイが最も愛した説教
 者の一人であり、彼によつて最初の説教者で
 あるとの名誉を与えられたマックワースフィールド
 への反抗と追放をおいて他にない。ウエスレ

1 自身が「日誌」の中で、この事件の経緯に
 ついて要約を試みているので、ここは主に
 それに基づきなから、簡単にこの事件の推移
 を追ってみよう。⁽³⁹⁾
 一七六〇年頃、ウエスレィは、彼の不在の
 間、マックスフィールドにロンドンの選抜会
 の世話を委託する。と、こころが、間もなくこの
 メンバールの何人かが様々な幻覚を体験し、そ
 れらは神からのものであり、自分たちは他の
 メンバールとは違った特別な恩寵の持ち主であ

くと主張し始め。マックス・フイルドは、
 こうした言動に積極的
 支持と激励を与える。
 しかし、ロンドンの他の説教者が彼らの主張
 を非難したため、彼らはマックス・フイルド
 以外の説教者の指導に従うことを拒否し、ロ
 ンドンのメソヂイスト会は大きな混乱に陥る。
 六一年の年会は、マックス・フイルドの分派
 的言動に関し、彼を召喚する。この時、ラエ
 ス・シーは彼を弁護する立場に立つ。彼はマ
 ックス・フイルドの回心に希望を捨ててお
 らず、

彼の対して断固たる処置を講ずることとを躊躇
 する^o ₍₄₀₎ しかし、彼のこうした希望的観測と再
 三にわたる忠告にもかかわらず、マツワスフ
 イールドは分派的行動を継続し、六三年には
 事態は全く憂慮すべきものとなつた^o ₍₄₀₎ 会員の
 中には会の子ケツトを破棄して、マツワスフ
 イールドが自分たちの指導者であると言言す
 る者も現われ、彼を中心とした分派活動は決
 定的となる^o もはや、ラエスレイト彼の関
 係の改善は望むべくもなく、同年四月二日

マツクス・フライールドはウエスレーと完全に決
 裂するに到るのである。マツクス・フライールド
 の分派行動は、ロンドンのメソヂイスト会に
 深刻な打撃を与え、六二年二月から一年間の
 内に、一〇六名のメンバーが彼のために脱会
 した。(42)
 マツクス・フライールド事件が、主観主義的立
 場の尖鋭化に基づくウエスレーのリーダース
 ップ^oに対する公然たる挑戦であったことは明
 らかである。その主観主義的主張は、ウエス

第四章で詳述するよう、
 相対的なるを以てあ
 解の主観主義的過激化である。彼の完全論は、
 論は、明らかにウエスレの完全に関する理
 瞬間に墮落しえないとされる。かかる完全
 的完全者は、誘惑されず、心が争められた
 ることができると主張する。しかもこの絶対
 に強調し、人間が天使のよう完全にな
 クスフィールド等は、信仰と内的体験を過度
 らの理解の内に端的に表現されてゐる。マッ
 シーの説く「キリスト者の完全」に関する彼

リ、完全からの脱落は常に予想されてゐるか
 らである。さらに注目すべきは、彼らの主張
 は熱狂主義的、千年王国主義をもその内部に
 含んでいたといふことである。マックス・フ
 ールドの信奉者の一人であつたジヨージ・ベ
 ルの言動は、このことを端的にあらわしてい
 る。信仰による癒しを実践して、いた彼は、一
 七六三年二月二八日に世界が終末の日をむか
 へることを予言する。彼の予言は一部のメソ
 ディストたちをとらえ、彼らは予言の当日

ロンドンの壊滅を眺めるべく、ベルと
 展望のきく山に登って、それを待た[。]また他
 の人々も、「世の終わりが来ないにしても、
 ロンドンには地震に呑みこまれるだ^らうと信
 じ、不安な夜をすごしたとい^う。彼ら⁽⁴⁴⁾のこ^う
 した行動は、明らかに、ベルの予言を中心に
 して、彼のもとに人々が動員されたこと^を示し
 ており、ベルを中核とした新たな千年王國主
 義的運動が、一時的にせよ形成されていた
 ことを示唆しているのである。このように、

活動がラエスレ自身思想の性格と全く無
 いたことに示されるように、⁽⁴⁵⁾ それ
 分派活動がロンドンの中核メンバ
 が最も有力な説教者の一人であり、
 うーアの極めて重要な意味をもつて
 マックスフィールド等の思想と行動は、
 化する可能性を孕むものであったの
 思想と感情を基盤にした新しい運動へ
 言動に示されるように、人々の熱狂主
 マックスフィールドの分派活動は、ベル

縁なところからでなく、むしろ彼の思想の内
 部から生みだされたという意味をもつもので
 あるからである。彼らの主張は、ウエスレ
 ーが国教会からの逸脱を是としえた主観主義的
 な自己納得と原理的に同質なものであり、そ
 の立場の徹底化に他ならぬのである。例え
 ば、このことは、ベルに対するウエスレ
 ーの行
 動に対して始めから否定的ではな
 い。ベルの
 行
 動に
 対して
 説教を
 自ら見
 聞した
 後、彼の
 言葉の
 一

フフも、決定的な判断を下すことに躊躇して
 さいたことを予想させる。彼の言動を批難し
 ベルの行動がどこかで重なりあう部分をもつ
 彼のベルに対する愛情とも(46)に彼の思想と
 初から厳しい態度で臨めなかつた背景には
 しかれ、ラエスレールがベルの言動に對して当
 ベルの予言については始めから否定的である。
 た判断は、時間の経過とともに否定的となり、
 は率直に認められている(46)。もちろん、彼のこ
 部が神からのものであること、を、ラエスレール

いるようにみえるのは、ウエスレールの思想の内部に存在する主観主義的立場が彼の判断を鈍らせていたためと思われるのである。こうした意味において、マックス・フイルド事件は単なる一説教者による分派活動ではなく、メソダイズムの組織内に本来的に孕まれている不安定要因の顕在化を最も典型的に示していると言えるのである。

ウエスレールは、かかる危機的状況を辛くも乗り切ることに成功した。彼の強かなり一々

「ミツブと組織的存整序の充実は、マックス・フーエルド等の主観主義的尖鋭化の影響を最小限に食い止め、メソテイズムのヒエラルヒーの空中分解を阻止しえた。しかし彼の前途には、国教会との分離問題を始めとする多数の難問が依然として横たわっており、これらの解決のため、彼はその全精力を傾注しなければならなかったのである。」

[語]

(1) Ibid., p. 234.

(2) Journal, Vol. 3, p. 516, n-1.

(3) Tyerman, Vol. 2, p. 201.

(4) Journal, Vol. 4, p. 115.

(5) Works, Vol. 13, pp. 194-195.

(6) Tyerman, Vol. 2, pp. 242-243.

(7) Ibid., p. 254.

(8) Ibid., p. 201.

(9) Ibid., p. 203.

(10) Ibid., p. 202.

(11) The Journal of the Rev. Charles
es Wesley, M.A., (Michigan, re p.
1980), Vol. 2, p. 116. (N H
Wesley's Journal)

(12) Tyerman, CP. CIT., p. 248.

(13) Ibid., p. 381.

(14) Ibid.

(15) Tyerman, Vol. 2, p. 206.

(16) Ibid.

(17) Works, Vol. 13, p. 195.

(18) Ibid., pp. 225-227.

(19) Ibid., p. 232.

(20) Ibid., p. 196.

(21) Tyerman, op. cit., p. 210.

(22) Ibid., p. 246.

(23) Ibid., p. 247.

(24) Ibid., p. 388.

(25) Letters, Vol. 3, p. 148.

(26) Journal, Vol. 2, p. 202.

(27) Charles's Journal, Vol. 2, p. 62.

(28) Letters, Vol. 3, p. 69.

(29) Charles's Journal, Vol. 2, p. 84.

(30) Letters, Vol. 3, p. 83.

(31) Ibid.

(32) Charles's Journal, Vol. 2, p. 84.

(33) Tyerman, op. cit., Vol. 2,

p. 129.

(34) Ibid., p. 137.

(35) Minutes, Vol. 1, p. 711.

(36) Ibid., p. 718.

(37) Ibid., p. 713.

(38) Journal, Vol. 4, p. 95, n-1.

(39) Journal, Vol. 5, pp. 10-13.

(40) Letters, Journal, Vol. 5, p. 3

(41) Journal, Vol. 4, pp. 534-538.

(42) Journal, Vol. 5, p. 40.

(43) Journal, Vol. 4, p. 536.

(44) Journal, Vol. 5, p. 9.

(45) Ibid., p. 40, n-1.

(46) Journal, Vol. 4, p. 540.

(47) Journal, Vol. 5, p. 3.

第四節

自立期

(一七三六—一七九二)

この時期は、マックウスフィールド事件後からウエスレーが死ぬ一七九一年までを対象とするものであるが、この時期にこそメソヂイズムは、組織的制度化と国教会からの分離化の一層の進展を背景として、その宗教的權威と制度の双方における国教会からの実質的分離を達成する。すなわち、ウエスレーを頂点とする新しい宗教的ヒエラルヒーの形成とそれに伴う国教会からの自立化というプロセス

は、この時期において一つの到達点に達する
わけである^もも、^らさん、国教会からの分離問
題の最終的解決は、後述するようになら
す、九一年以降もこの問題は組織的緊張の主
要な原因となる^も。しかし、^らイスレールは、こ
の時期までに彼の死後のメソディズムが国教
会の内部に吸収されな^いため、^の制度的手続き
を完了してあり、しかも、^の国教会の宗教的ヒ
エラルヒーの有効性を根本的に否定する決定

的逸脱を行なっている。従って、メソディズ
 ムは、この時期において、組織的にみて国教
 会からの自立、分離のための準備を實質的に
 整えており、この意味において、筆者はこの
 時期を国教会からの自立期として捉えること
 にする。

さて、筆者は、ここで上述の過程を、次の
 ニつの側面から明らかにする。第一は、メソ
 ディズムの自立を背後から促進したと考
 えら
 れる組織の制度化の進展と地域的レヴェルで

の分離への現実的動きである。これは、組織的自立の分離の背景を形づくるものといえる。第二は、自立の具体的内実である。これは、現実的には、イエスレによる死後の組織存続の為の準備を主題とした二つの大きな出来事から成っている。すなわち、組織的には(1)国教会から区別される自立した組織体制の制度的確定であり、宗教的權威から(2)国教会の宗教的ヒエラルヒーを無視したイエスレによる独自權威の行使である。これら

ニつの行為の達成を経て、メソディズムは、
 国教会からの自立の準備を實質的に完了する
 ののである。ここに於いて、ウエズリーの独自
 な權威を軸とする国教會的・客觀主義的立場
 と説教者によつて担われた主觀主義的立場の
 複合的葛藤の中で形成されてきた新しい宗教
 的ヒエラルヒーは、極めて不十分なから、もそ
 の本格的・制度的自立に向けての基礎づけを
 与えられるのである。

まず、この時期を前後として、全国的規模
での一連の財政的措置が講ぜられる。一七六
一年の「一般基金」(General Fund)と六三
年の「説教者基金」(Preacher's Fund)の
設置がそれである。前者は一年ごとに行な
われる献金活動であり、伝道活動の一層の推
進と運動の拡大に伴って増加してきた財政的
負担の軽減を狙ったものといえる。当時のメ
ソヂスト諸会は、メソヂストの増加を背景に
して説教所の建設を急ピッチで行なう必要に迫

られていた。しかし説教所建設は、当然にも
 諸会、巡回区の財政を逼迫させ、借財を著し
 く大きいものとする。ハリファックスでは、
 ニ○○ポンド、リーズで三○○ポンド以上、
 マンチエスターで四○○ポンド等と借財は急
 速に膨み、総計で四○○ポンドに近い額に
 達したのである。(1) 一般基金は、こうした財政
 悪化を改善するため、組織全体で改めて献
 金活動を行ない、それを中央に集約して基金
 を設け、諸会の財政状況に応じて資金を再分

に		給	第	活	争	と	い	ら	配
も	「	と	一	用	わ	送	説	に	す
か	一	い	線	さ	い	り	教	そ	る
か	般	う	を	い	て	出	者	れ	ニ
わ	基	性	退	た	い	す	(は	と
ら	金	格	い	⁽²⁾ た	た	た	地	主	を
ず	」	を	た	後	多	め	方	に	主
、	に	も	説	者	く	の	説	経	目
諸	よ	つ	教	の	の	許	教	済	的
会	る	も	者	「	訴	訟	者	的	と
の	財	の	た	説	事	件)	理	す
財	政	で	ち	教	の	の	を	由	る
政	的	あ	に	者	費	用	説	か	も
逼	負	る	対	基	と	と	教	ら	の
迫	担	⁽³⁾	す	金	し	の	者	あ	で
は	の		る	」	て	間	不	っ	た
容	軽		年	は	も	で	在	た	こ
易	減		金	主			地		
に	措		の	に			域		
好	置		支				へ		

転しなかつた。六五年の年会は、その最大の
 原因である説教所の建設を、絶対的必要と
 を除いて許可しないように求めており、⁽⁴⁾翌年
 の年会では、組織全体の借財が三〇〇〇ポ
 ンドに減少するまで、建物の建築を認めないこ
 とを決定している。⁽⁵⁾しかし、説教所の建築は
 かりでなく、既婚の説教者の増加も、諸会の
 財政を悪化させる大きな原因であつた。既に
 述べたように、五二年の年会で、説教者は年
 に一ニポンドの生活費の支給を認められ、こ

らに彼らの妻は、夫が巡回旅行に出かけてい
る間、一〇ポンドを支給されることか決定さ
れた。⁽⁶⁾しかし、既婚の説教者の増加は、諸会
の会計から捻出されたと思われ、こうした費
用の支出を大きなものとし、会の財政を一層
圧迫したのである。⁽⁷⁾そのため、これを軽減す
るべく、一般基金^Lからの借り入れ、さら
に、一年には、説教者基金^Lからの転用も行
なわれた。そして、いに二年の年会では、
「
独身の説教者がいない場合を除いて、既婚

の説教者をこれ以上認めなくてはならないこと
を決定している。(8)

ハ二年の年会の決定は、説教者
妻を組織

を扶養することがいかに財政的な
をもちた

らすものであったかを端的に物語
ている。

しかし、このことは、説教者と
その妻の生活

が贅沢なものであったことを意味
しない。年

一ニポンドの生活費だけで生計を
立てることに

はむずかしく、彼らの生活水準は
極めて低か

った。並に、彼らの貧困が伝道生
活の進展を

困窮する場合も存在した。なせなら、
 は、彼らがその家族を養う任に耐えられな
 ために、悪意をもったままなごしで彼らを見
 からである。(9) かかる経済的困窮から、説教
 者の中には、家族を維持するため、その職
 務の合間をぬって、従来からの生業を継続す
 るものもいた。ベーカーによれば、一七五五
 年の説教者リストの中には、こうした半巡
 回者ル (HALF-TIMER) が一ニ名含まれて
 おり、ある説教者は、半年間説教者と
 して奉

仕し、⁽¹⁰⁾ 残りの半年は床屋を管業していたとい
う。しかし六八年の年会では、この説教者の
副業（生業）が問題となる。その年の議事録
は、説教者が他の職業に就くことを禁ずる根
拠を、それ自体が悪である、およびそれがも
たらす帰結が悪であるという二つの点に分け
て論じているが、結論的には、彼らの職務が
神にのみ奉仕しなければならぬものである、
他の職業を兼ねることはその職務に相応しく
ないというかたちで、禁止の理由が語られて

いる。(11) そして七〇年の年会で説教者の副業の禁止が正式に決定される。七〇年の議事録は、次のように述べている。

「丸薬、滴薬 (ドロップス) 鎮痛剤、或いは

何らかの薬剤の売買、製造、行商する高売を

断念しない説教者は、すべて巡回説教者と

みなされない。そして、次の年会で衣料、

金物、丸薬、滴薬、鎮痛剤、或いは何らかの

薬剤を高売している説教者すべてに対して

彼らがそれを放棄したか否かが尋ねられる。(12)

この決定の背景には、メンバーの圧力があった。衣料、金物を副業として営んでいた。ある説教者は、人々の次のような強い反対にあつた。(1) 説教者が商売を営むことは、彼らが訪れる場所のメソヂイストたちの商売を妨害するから。(2) いかたなる種類の商売であつても、それに従事することは、神の言葉を説く牧師と矛盾するようには思へるから。こうした反対にあつて、この有能な説教者は、家族を養うために、説教者の地位から引退することゝ余

儀なくされたのである。(B)
七の年のこの決定は、次の二点において重
要な意味をもつものと言えらる。まず第一に、
この決定によつて、説教者は福音活動だけに
従事する純粹の聖職者となつたといふ点であ
る。本来彼らは正式な牧師の資格をもたない
信徒であり、たまたまウエズレ一等の説教に
よつて回心し、彼の運動を手助けするようにな
つた人々であつた。生業の合間に福音伝道
を行なう、言わばアマチュアの牧師が彼らの

来アマチユアの聖職者が自らのアマチユア姓
 に留まることを余儀なくされたのである。本
 場合、先の説教者のように、彼は地方説教者
 も、経済的に副業に従事しななければなら
 巡回説教者としての資格を持っていたとし
 成されてゐる純粋な聖職者集団となり、仮
 動だけに携わることをのぞかす。彼らから
 い者との区別を明確化する。彼らは、福音
 性を完全に否定し、専従の聖職者として
 姿であった。七〇年の決定はこのアマチユア

か	で	ば	く	に		わ	そ	ア	を
、	あ	、	関	、	も	し	れ	ロ	否
説	っ	怪	わ	人	う	て	は	聖	定
教	て	し	っ	々	一	い	、	職	し
者	欲	げ	て	の	つ	る	彼	者	た
に	し	な	い	説	の	と	ら	へ	こ
副	く	藁	る	教	点	考	の	の	と
業	な	を	こ	者	は	え	地	成	は
を	い	売	と	を	、	ら	位	長	、
禁	と	っ	で	見	か	い	の	を	明
止	い	て	あ	る	か	る	決	示	ら
さ	う	歩	る	ま	か	の	定	し	か
せ	人	く	。	な	る	で	的	て	に
た	々	人	よ	ご	自	あ	自	い	、
蓄	の	は	り	し	立	る	立	る	素
在	意	彼	簡	の	化	。	を	。	人
的	識	ら	単	変	の		端	っ	聖
な	の	の	に	化	ア		的	ま	職
圧	変	牧	言	か	ロ		に	り	者
カ	化	師	え	深	セ		表	、	の

であつたといふことである。例えは、六八年
 の年会での議論の最後で、ウエスレーは次の
 ように述べている。『どんな説教者でも、そ
 ろ（摘蕪——筆者注）を呼び売りすること
 は適切ではない。それは見てくれば、それが悪い。そ
 れは、彼の召命の威厳に必ずしも相応しくな
 い。』^{（註）}このウエスレーの見解は、先に紹介した
 人々の副業の従事への反対意見と全く同質な
 ものと言えらる。恐らく、彼のこうした禁止理
 由は、人々の潜在的意見を代表したものとみ

る。ことがで
商品を「呼
び売り」す
る人間は牧
師に相応
しくないと
いう意識は
明らか副業
禁止の
背後にある
。実際、七
〇年の規定
で、船舶へ
の投資が副
業として禁
止されてい
ない^(ウ)こと
は、それら
が商品の行
商と違っ
て、実際に
人々の目
に触れない
ためとも考
えられ、一
見、これの
悪さとして
副業禁止の
決定が密接
に関連して
いたことを
示唆してい
る。しかも、
説教者たち
が積極的に
自らの副業
を禁止する
経済的理
由

は見あたらない。年一ニポンドの支給は変化
 しておらず、むしろ副業の禁止は、先の説教
 者のように、家庭を維持することができなく
 なるという具合に、彼らの生活を圧迫する結
 果をもたらした。確かに、メンバリの増加と
 運動の拡大は、説教者の職務が一層有効に働
 くことを要請し、彼らがいれば二股をかけて
 その職務を行なうことを困難にした。しかし、
 こうした条件とともに、擧者は、説教者の地
 位の自立化を導いた要因として、彼らを見る

人々のまなざしの変化を考えた。運動の初期において、説教者も一般のメンバーも、様々な生業を営む同じ庶民であった。人々にあって、説教者は自分たちと同様な階級に属する仲間であり、彼我の区別など存在しなかつた。しかし、時の経過とともに説教者の聖職者としての職務が明確化し、彼らの眼前でかかる職務の反復は、彼らの意識の中に牧師としての説教者のイメージを次第に定着させた。人々の彼らを見るまなざしは変化してく

確 実 に そ の 地 歩 を 築 い て いた と 言 え る の で あ
 く、 そ れ を 支 え る 人 々 の 意 識 の 中 に お い て も、
 教 者 の 自 立 は、 単 に 職 務 の 上 か ら ば か り で な
 え ら れ る の で あ る。 と す る な ら ば、 ま さ に 説
 決 定 を 背 後 か ら 導 く 一 つ の 要 因 と な っ た と 考
 説 教 者 の 副 業 を 批 難 す る 声 と な り、 七 の 年 の
 け 離 れ て い る。 か か る 意 識 の 着 実 な 成 長 が、
 者 は、 も は や 彼 ら の 懐 く 牧 師 の イ メ ー ジ と か
 る ま う こ と を 要 求 さ れ る。 行 商 し て 歩 く 説 教
 る。 そ れ に 対 応 し て、 説 教 者 は 牧 師 ら し く ぶ

る。この意味において、七〇年の説教者に対する副業の禁止規定は、人々のまなざしの変化の制度的表現と解することのできる。このことができるのである。さて、次に、一七五〇年代から次第に深刻な問題となってきた国教会との関係に目を転じてみよう。六〇年の説教者によるサクラメント執行以来、現象的には国教会からの不分離という原則は遵守されており、分離への圧力は一時的にはあれ鎮静化されていった。

かし、かかる原則は、ウエスレ
 次第に足枷になりつつあった。
 加は、必然的に、サクラメント
 正式な牧師資格をもつ者の協力を
 のとしたからである。国教会牧師
 とんど期待できず、頻繁な伝道旅
 ウエスレ自身もロンドンに席を暖
 なかった。加えて、按手礼を受け
 クスフィールドの離脱はこの状況
 刻なものとした。サクラメント執
 行の必要性

教	本	う	説	ン	の	レ	さ	イ	と
は	国	も	教	に	主	ン	た	レ	説
・	に	の	者	滯	教	マ	わ	ン	教
ジ	照	ので	の	在	の	を	け	マ	者
・	会	であ	教	中	の	を	で	が	の
ジ	し	った	の	で	協	脱	あ	、	の
ョ	た	た	名	あ	力	す	る	一	サ
・	後	。	に	っ	が	る	あ	層	ワ
ン	、	ウ	按	た	得	た	る	切	ラ
ズ	そ	エ	手	ガ	ら	め	。	実	メ
(れ	ス	礼	リ	れ	に	六	に	ン
J	を	レ	を	シ	な	一	三	ウ	ト
o	主	ー	与	ヤ	い	計	年	エ	禁
n	教	は	え	正	以	を	、	ス	止
J	に	主	て	教	上	案	彼	レ	の
o	依	教	も	の	、	ず	は	ー	遵
n	頼	の	ら	主	当	る	こ	に	守
)	し	身	お	教	時	。	う	迫	と
等	。	分	う	か	ロ	国	し	っ	い
数	主	を	と	ら	ン	教	た	て	う
名			い	、	ド	会	デ	て	デ

の説教者に按手札をほどこす。こいによつて、
 一応、ウエスレーはデイレンマを脱するかに
 みえた。少存くともロンドンについては、ジ
 ョーインズが彼の留守番となつて彼の代役を果
 たすかにかみえた。しかし、この計画は挫折す
 る。チャールズがウエスレーのこの行為に對
 して激怒し、その結果、ジョーニズはメソデ
 ィズムを離脱してしまふからである。こ
 うし
 て、先日のレインマ解決の応急的手段は失敗
 し、ウエスレーはいよいよ窮地に陥る。

注	々	る	お	礼	年	重	国	マ	運
意	を	者	り	拝	会	に	教	は	動
深	を	は	、 (17)	に	で	守	会	は	の
く	国	メ	さ	出	は	る	か	深	振
回	教	ソ	ら	席	ア	こ	ら	刻	大
避	会	デ	に	す	シ	と	の	な	に
し	か	イ	六	る	ス	を	不	も	比
な	ら	ス	九	こ	タ	徹	分	の	例
さ	分	ト	年	と	ン	底	離	と	し
い	離	を	の	を	ト	し	の	な	て
、 (18)	さ	去	年	妨	に	よ	原	る	、
と	せ	る	会	げ	対	う	則	。し	一
指	る	者	で	な	し	と	を	か	層
示	い	で	は	い	て	す	、	し	こ
し	か	あ	、	よ	、	る	ニ	、	の
て	な	る	、	う	、	。六	れ	な	デ
い	る	。、	、	指	、	六	以	お	イ
る	傾	、	、	令	、	年	降	彼	レ
の	向	、	、	し	、	の	も	は	ニ
で	を	人	教	て	国	厳	巖	、	
	も		会		教				
	も		を		会				
	も		去		の				

(Alexander McNab) は、ウエスレリのこの

ある。とりわけ七九年にバスでもらあがった
一つの事件は、ウエスレリのかかる国教会尊
重の態度を遺憾なく示している。彼は、当時、
妻の病気療養のためにバスに来ていた或る国
教会牧師に、バスのメソヂイスト礼拝所で日
曜日ごとに説教してくれよう依頼する。
国教会からの不分離を念願とするウエスレリ
にとつて、この依頼は当然であつた。しかし、
バスのアシスタントであつたA・マツクナブ

決定に異議を唱える。マツクアブによれば、当該地域のメソヂイスト礼拝所の運営に関する権限はアシスタントである自分に属しており、ウェアスレートの決定は自分をバスに任命した年會を無視しているというのである。これに対してウェアスレートは、「私が任命した時と場所とで説教すべきである」と主張し、マツクアブを規則違反の幟で追放処分とする。そのため、バスの會は分裂し、混乱はグリストルの會まで飛び火する。

(20)

マックナブの追放という厳しい処置は、確
 かに一面において、国教会の尊重と
 いう原則の再確認を意味している。
 の再確認を意味している。しかし、彼のこの
 措置は単に国教会の尊重と
 いう原則の表明と
 いう意味を持つだけでは勿論ない。
 タイヤマ
 ンは、この措置の背後に、説教者への憎悪と
 不信感をつのらせていたチャールズの影響カ
 を認め、⁽²¹⁾ マックナブの追放という厳し
 い方針の決定に、
 どの程度チャールズの影響
 かが介在していたかは定かではな
 いが、
 エ

スレ一のこの決定は、国教会尊重という原則
以上に、彼自身の權威と権力の至上性を確認
するといふ意味を持つてゐる。このことは、
マツクナブの主張に對するウエスレ一の反駁
から明らかである。マツクナブの反駁論は、
年会の決定という權威を楯にして、ウエスレ
一の權威の至上性に疑問を差しよさむもの
と
言える。ウエスレ一はマツクナブのこの言動
に激しく反発する。彼によれば、マツクナブ
は彼の作成した規則の主旨と年会の權威につ

者注)と共に働く限り、彼はその仕事について
 かなる説教者であら、私(ウエスレ)ー | 筆
 とを目的としたものではない。それ故、
 創設したものであって、彼を支配するに
 か説教者たちからアドバイスを受けられるために
 反に他ならない。また、年会も、ウエスレ
 ており、彼の指揮権の無視は明らか規則違
 件(規則)で彼とともに働くことを認められ
 教者は、彼の指揮下で活動を行なうといふ条
 いて全く誤った見解を抱いていると言う。説

反駁	マ	ひ	上	っ	す	に	揺	の	て
は、	ッ	あ	性	て	る	依	る	言	私
さら	ク	る	への	貫	。 彼	拠	が	動	に
に	ナ	。 。	の挑	徹	の権	し	す	は、	指
次の	ブ		戦は	さ	威と	て、	も	ま	揮
相反	の		何人	い	権力	ウ	の	さに	さ
する	主張		とい	ければ	は、	エ	言	に	れる
ニ	と		い	ば	年	ス	え	っ	べき
つ	ら		え	な	会	レ	る	メ	。
の	エ		ども	ら	の決	ー	の	リ	で
こ	ス		も許	ず、	定に	は	あ	デ	あり
と	レ		さい	彼の	ま	マ	る	イ	、
を	ー		ない	の意	さ	ッ	。 (22)	ズ	マ
意	の		いの	志の		ク	か	ム	ッ
	こ			の至		ナ	か	の	ク
	う					ブ	か	根	ナ
	し					を	る	本	ブ
	た					処	論	を	
						罰	理		

味してゐる。第一に、ウエスレィによる至上
 権の確認は、組織全体が、もはやウエスレィ
 個人の恣意的な意志によつて自由に動かなく
 なつてきていることを意味してゐる。マツク
 ナブが年会の決定を楯にウエスレィの意志に
 異議を唱えたことは、明らかにこのことを示
 してゐる。年会の決定が、年会の創設者であ
 るウエスレィ自身、の言動を拘束し始めてゐる。
 自由な意志の主体であるとの彼の宣言は、逆
 に、その自由を制約する力の存在を意味して

いるわけである。第二は、第一の意味とは裏腹に、彼の至上権の確認は、メソデイズムの宗教的ヒエラルヒーが決して十分に制度化されず、依然として彼の権威に全面的に依存するものであつたことを意味してゐる。つまり、この事件は、年会の決定とアシスタントの権限という制度的事柄が、ウエスレリーの個人的判断で簡単に変更されたことを示してあり、ウエスレリーの存在が逆にヒエラルヒーの制度化を阻害し、そのためそれは完全な制度的自己

立を獲得していなかっただことを物語っている
 といえるのである。
 メソディズムの組織の制度化傾向は、ウエ
 スレートの意志とは逆に、この運動の国教会か
 らの離脱化の進行をもたらし、
 実際、バス
 の会において、マックナブの追放によって組
 織が分裂状態となり、さらにそれがブリスト
 ルの会まで拡大したことは、もはやメンバー
 の間にも国教会の牧師よりもメソジストの
 説教者に愛着を覚えるという感情が優勢とな

っ
て
来
て
い
る
こ
と
を
示
し
て
い
る
。っ
ま
り、
説
教
者、
一
般
メ
ン
バ
ー
双
方
の
意
識
の
中
で、
国
教
会
か
ら
区
別
さ
れ
た
自
立
的
な
組
織
と
し
て
の
メ
ソ
デ
ィ
ズ
ム
が
次
第
に
自
明
性
を
獲
得
し
始
め
て
さ
た
の
で
あ
る。
か
か
る
自
明
性
の
背
景
に
は、
言
う
ま
で
も
な
く、
現
奥
の
メ
ソ
デ
ィ
ズ
ム
の
宗
教
的
管
為
が
国
教
会
の
そ
れ
と
競
合
し
た
形
で
行
な
わ
れ
る
よ
う
に
な
っ
て
さ
た
と
い
う
状
況
が
存
在
す
る。
例
え
ば、
一
七
ハ
一
年
の
年
会
で、
リ
ズ
の
あ
る
メ
ソ
デ
ィ
ス
ト
は
こ
う
報
告
し
て
い
る。
こ
い
く
つ
か
の

会合は国教会の礼拝時間に行なわれ、
 …最も大きな会の多くはほとんど国教会に行
 っ、ておらず、
 …を、して会のいくつかは、
 …に子供を通わせ、
 …におりませぬ⁽²³⁾、
 …の理念とメソヂイストの實際の宗教活動と
 の落差は、
 …地域的にヴァリエーションがある
 とはいえ、
 …次第に大きくなつて、
 …いるわけであ
 る。
 …加えて、
 …国教会からの分離を促進する難
 問が、
 …ハ一年にウエスレームに寄せられ
 る。
 …その難問とは、
 …彼が出席するニとを絶え

ず勧めてゐる国教会の牧師がカルヴァニズム
 を説教し、さらにウエズリーの説く「完全」
 の教義を批難してゐる場合、メソヂイストは
 どのような態度をとるべきかといふものであ
 った。ヨークシャーのメソヂイストから提出
 されたこの難問に対して彼は八二年の一月
 九日付の書簡で次のように答えてゐる。
 「第一に、そこで活動してゐる（いわけゆる）
 メソヂイストが、可能な限り頻繁に国教会の
 禮拜に出席することには極めて適切である。し

国教会牧師のメソヂイズムとの競合的態度
 かし、第二に、仮に牧師が予定説を説教し始
 めたり、或いはキリスト者の完全を攻撃した
 り、嘲つたりし始めたならば、彼らは静かに
 黙つて教会から退出すべきである。……いか
 なる時であれ、もしそうした牧師が、わごと
 故意に絶対的予定説を立証しようとしたり、
 聖書的な完全に論駁を加えようと努めたなら
 ば、私はその会衆のすべて、このメソヂイズト
 ちに静かに立ち去ることを忠告します。
(24)

は、メソヂイストたちが国教会の原教的曾為
と分離した形で活動を行なわざるをえない密
観的状況を絶えず再生産しており、同時に、
カルヴァニズムとの論争は、ここでもウエス
レートを悩ますことになつたのである。一七八
六年、ウエスレールは、国教会礼拝時間におけ
るメソヂイズムの礼拝式の開催を許可する条
件を明示し、分離動向の現実的追認を行なう。
その条件とは以下の四項目である。(1) 牧師が
名うての悪人である場合、(2) 彼がアリス主

を認めるといふ判断を示しているわけである⁽²⁵⁾
 いて、彼はメソヂイストたちの独自の礼拝式
 牧師との関係を意味しており、この問題につ
 実質的にはカルヴァイニズムを信奉する国教会
 的対応とみることに、(2)にたいしては、
 は国教会の宗教施設の不足に対する彼の現実
 く教会が存在しない場合、(3)と(4)
 が存在しない場合、(4)ニ、三マイル以内に全
 (3)その町にメンバーの半数を収容できる教会
 義ないし同様に有害な教義を説教する場合、

させて、次に、ウエスレーによる彼の死後の
 組織存続にむけての布石の問題に目を転じて
 みよう。組織的観点からすれば、彼の死後の
 この問題に対するウエスレーの対応こそ、分
 離し自立を實質的に決定するものとみなすこ
 とがでざるわけであり、この対応の中で、彼
 は自立の準備を完了するわけである。ウエス
 レーは、一七六九年八月四日の日付で、説教
 者全体に宛て一つの声明文を發表する。⁽²⁶⁾こ
 の
 声明文は、彼亡き後の組織の将来の問題につ

いて極めて具体的に存提案を含むものであった。
 冒頭、彼は六四年に行なった国教会内の福音
 派牧師に対する団結の呼びかけの挫折に言及
 する。(27) 次いで、彼の死後の組織の存続問題
 を提起する。ここでウエスレーは、彼の死後の
 組織の存続を既に前提にしている。また、そ
 の時、組織が分裂の危機に直面することも予
 感している。この認識に立って、彼は説教者
 たちが如何にして団結して組織の分裂を回避
 し、組織を存続させるかという問題を提出す

るわけである。その際、彼は自分の死後の組織運営の具体的なイメージを明らかにする。そのイメージを要約的に言えば、説教者間の互選による集団指導体制である。つまり、説教者が選挙によって数名の委員会を作り、この委員会がウェアスレの仕事を引き継ぐというものである。もちろん、声明文の中でのかかるとる運営形態は、あくまでも示唆の段階となっていない。しかし、ウェアスレがこの時期自分の死後の組織運営を説教者による集団指導体制

制という形態でイメージしていたことは注目
 してよいように思う。とりわけ、彼が組織運
 営において国教会牧師のリーダーシップを明
 確に打ち出していない点は、その後の国教会
 との関係を考える上で示唆に富むものと言え
 る。しかし、この声明文は、彼の死後の組織
 運営形態を具体的に提示することを目的とし
 したものではない。むしろ、彼の死
 後に備えて説教者間の団結を訴え、その団結
 に際しての原則を明らかにすることを用意図し

一 七 七 三 年、 ウ エ ス レ ー は、 こ の 時 期 の 彼	に し よ う と し た ゆ け で あ る。	後 に 備 え る こ と、 声 明 文 は こ の こ と を 明 ら か	を 中 心 に し て 説 教 者 が 団 結 し ウ エ ス レ ー の 死	律 を 遵 守 か つ 実 施 す る こ と。 こ の 三 つ の 原 則	約 し た も の に 規 定 さ れ た 全 メ ソ デ ィ ス ト 規	説 教 す る こ と、 (3) 議 事 録 (一 年 会 の 諸 決 定 を 要	こ と、 (2) 今 ま で の メ ソ デ ィ ス ト の 教 義 だ け を	則 が 提 出 さ れ る。 (1) 己 を 全 面 的 に 神 に 捧 げ る	た も の と い え る。 す な わ ら 以 下 の 三 つ の 原
---	---	--	--	--	---	--	---	---	---

の最高の盟友であった国教会牧師、J・フレ
 ッチャー（John Fletcher）に宛て一通の書
 簡を送る。その中で、彼は次のような興味深
 い発言を行なう。説教者集団はまとまって
 いません。彼らのうちのどの部分であれ、そ
 の他の人々に服従しないのでしよう。従って、
 誰か一人がすべてを統轄するか、さもなければ
 ば、事業が実のところ終わりを告げるかのい
 ずれかでありませう。^{（28）}引用箇所
 の文脈は、
 ウェスレー死後の組織統治方法について言及

して、いるところであるが、ここ、ここで、説教者の
団結が必ずしもうまくいって、いないとの指摘
は注目に価する。つまり六九年の声明文とは
趣きを異にして、説教者による集団指導体制
に対しては、きりと危惧の念を表明している。
つまり、彼亡き後、メソディズムの運営体制
は、ウエスリーの絶対的權威と権限をそとく
り継承する一人の後継者によって行なわれる
以外にありえないことを、この書簡は明らか
にして、いるのである。その後継者として、彼

はフレックチャイを考へる。フレックチャイに
 する後継者受諾の要請こそ、この書簡の主目
 であつたわけである。しかしフレックチャイは
 ウェスレイの要請を丁重に断わらる。彼の最後
 の望みは脆くも崩れる。説教者たらによる集
 団指導体制以外に彼の選抜はなくなる。少
 くとも、六九年の三原則の確認を通じて説教
 者間の団結を固めることが、ウェアスレイの取
 るべき唯一の方法であつた。同年、年会議事
 録は、四七名の説教者の署名入りでこの三原

則を再び掲載し、翌年、七十二名、翌々年、八
 の名を数える。説教者の署名をもつて同様の措
 置を行なつてゐる。(29) 六九年の集団指導体制か
 ら七三年のフレックシビリティーへの後継者依頼へと
 ウェスレイの気持ちには揺れ動く。しかし、頼
 みのフレックシビリティーは彼の希望に副えないと言
 う。メソヂイズムは、確実に集団指導体制へ
 と動き始めるのである。

一七六九年の声明文は、ウェスレイ亡き後
 のメソヂイズムの存続について彼の明白な

書作成に際して従うべきモデルを明示するも
 範例は、すべてのメソディストの礼拝所が証
 を有する証書が作成される。六三年の証書の
 び施設の運営、使用等に関して法的に拘束力
 所の開設にあたって、その不動産の所有権及
 書の模範例 (model deed) を提示する。礼拝
 拜所の所有権及びその使用目的等に関する証
 決せられていた。六三年の年会議事録は、礼
 彼の死後の組織の存続は六三年の時点で既に
 意志表示であった。しかし、制度的にみれば、

のであった。こうした決定の背景には、従来、
地域的に設立されるようになった説教所の証
書に大きな問題点があったからである。特に
ガリストル、ニューキツスルの礼拝所のため
に四六年に作成された証書と、これとほぼ同
様の内容をもつ五年のマンチエスターの礼
拝所の証書は、その条項に重大な欠点を含ん
でいた。E・B・パーキンズによれば、
らの証書の欠点は次の二点にあった。
第一に、
それは、ラエスレールの死後、当該施設への説

組織的にもメソデイズムが統一された集団として
 った。かかる証書は、明らかに教義的にも
 ついて極めて曖昧な語句しか使われていないか
 らは当該施設で説教される教義の内容規定に
 人にも移動することとを定めていた。第二に、そ
 の二者の死後、その任命権は当該施設の管財
 教会牧師)に移譲することとを規定しつつ、こ
 Harworth] のウィスレいの協力者であった国
 う (William Grimshaw) (ヨークシャー地域
 教者任命権を第チャールズ・W・グリムシヨ

なつてゆくに際して重大な障害となる可能性を有していた。前者の欠点は、ウエスリーの死後、メモリズムが中央集権的な組織形態を維持する上で致命的な欠点となる。当該礼拝所の管財人が組織中央で任命された説教者を拒否して、自分たちで勝手に説教者の任命を行なうならば、地域的諸会の連合体であるメモリズムは地域的に分解してしまふからである。先の証書の条項は論理的にみてこの可能性を導くのである。後者の欠点も、メモ

六三年の証書モデルは、従来の証書に含ま
 れない。体制の維持のアーキレス腱となりうるものである。
 不可欠であり、先の証書は明らかにこうした
 不可避の体制にとつて、礼拝所の中央的統制は
 教者（をウエスレト）或いは年會が独占的に實
 行する。要するに、教義、規律、聖職者（説
 教者）にとつて、この欠点は重大な障害と存するわけ
 はない。この結果をもたらす。教義的純化の達成
 にとつて、この欠点は重大な障害と存するわけ
 はない。この結果をもたらす。教義的純化の達成

れていたかかかる欠点の克服を意図したものと
言えるのである。それは、次の三つの規定を
ほゞきりと含むことを要求している。(1) 説教
者の任命権を年会に確保すること、つまり、
ラエスレール、チャールズ、ゲリムシヨウの死
後、管財人は年会で任命された説教者が当該
施設で説教すること認めなければならぬとい
う規定の挿入。(2) 教義の明確化。当該施
設に任命された説教者は、ラエスレールの新
約聖書註解⁴及び四巻の説教集に含まれる教

定への従属を明示している。先に述べたよう
 財人及び当該地域の会衆に対して、年会の決
 意味をもつている。まずこれは、礼拝所の管
 である。この三規定のうち、特に(1)は重要な
 にも統一をもつた集団となることが可能なの
 ば、法律上メソヂイズムは組織的にも教義的
 証書が、このモデルに従って作成されるなら
 点である。メソヂイズムの礼拝所のすべこの
 ソヂイストに限定するといふ規定。以上の三
 義を説教しなけいばならない。(3) 管財人をメ

後、	と	明	確	ぶ	す	織	て	に	に
年	関	ら	保	あ	る	形	地	説	ウ
会	わ	か	し	る	説	態	域	教	エ
が	っ	に	た	。先	教	に	的	者	ス
説	て	、	も	の(1)	者	と	に	を	レ
教	い	ウ	の	い	を	っ	散	任	い
者	る	エ	と	は、	受	て、	在	命	11
の	。	ス	い	こ	け	、	す	、	年
任	そ	レ	え	の	入	礼	る	務	会
命	れ	1	る	組	い	拝	諸	動	が
権	は、	死	。	織	る	所	会	こ	一
を	、	後	。次	体	こ	11	を	せ、	年
握	ウ	の	に、	制	と	諸	監	そ	ご
る	エ	組	そ	の	は	会	督	れ	と
こ	ス	織	の	生	不	が	す	を	に
と	レ	の	規	命	可	年	る	媒	各
を	1	存	定	線	欠	会	と	介	巡
明	等	続	は、	を	だ	の	い	と	回
示	の	問	、		か	任	う	し	区
	死	題			ら	命	組		

することとて、ラエスレィの後継者が既に年会
 であることをはつきりと規定している。この
 意味から、制度的観点からすれば、六三年の
 証書モデルの記載は、年會を頂点とする組織
 体制の出發をなすものと言えるのである。
 しかし、六三年の証書モデルの記載によつ
 て、一挙に先の組織体制が実現されたわけ
 は勿論ない。六三年のそれは、あくまでも
 その体制の出發に過ぎない。むしろ、各地域
 の礼拝所が、この証書モデルに基づいて運営

さいる過程は、しばしば深刻な組織的葛藤を
 ともないながら、漸次的に進行する。そのモ
 デルの主旨は直ちに徹底されず、そのため、
 六三年以降も、このモデルと異なった証書が
 作成されることすらあった。(31) それで、その実
 施には、古い証書等を根拠にして、六三年の
 証書モデルの採用に異を唱える一部の管財人
 の激しい抵抗をともなったのである。八二年
 に起こったバスタール礼拝所問題 (BASTARL
 Chapel Case) とハセ年のデューズバリー礼

拜所問題 (Dewsbary Chapel Case) は、管財
 人の激しい抵抗の事例を提供している。こ
 こでは前者の事件について簡単に言及して
 みることにする。

一七五一年、バースタル礼拝所が建築さ
 れる。その証書は、先の四六年のグリ
 ストルズのものと同様に、ウエス
 レイ、チャイルズ、グリム、ニ
 ヨウの死後、この礼拝所の説教者
 の任命権がこの建物の管財人の手に
 移譲されることを規定していた。ハ
 ニ年、メンバの増

加にともなつて、
これ献金が行なわれる。
ニド不足していることが明らかとなり、
の次期管財人がこれを立て替えることになる。
その際、従来の証書を基礎にしつつ、さら
この新しい礼拝所をある種の担保とするかた
ちで新たな証書が作成される。タイマンは、
その条項を細かく紹介して、
論にまつて重要なことは、その条項が、
人の金銭的利害を背景にして、
彼らの発言権

を積極的に認められているという点である。五
 年の証書の説教者の任命権に関する規定は変
 更されておらず、さらに、禮拜所の執事の任
 命権を管財人及びクラス・リーダーが握るこ
 とが明記されていた⁽³²⁾。つまり、その証書の内
 容は、六三年の証書モデルの意図に全く逆行
 するものであったのである。管財人たちは、
 この証書にもとづいて、証書モデルの条項を
 受け入れている。二とを頑なに拒否する。八
 二年の
 年会議事録は、この問題についての見解を次

のよう
に記
載し
てい
る。

「問ニニ、
バース
タル
の礼
拜所
に關
して

何が
なさ
れる
か。

答、
もし
管財
人が
依然
とし
てメ
ソデ
ィス
ト

・フロ
ラン
に從
つて
それ
を必
理す
るニ
とを
拒否

する
なら
ば、
1、
この
問題
の簡
潔な
状況
へ報

告し
を
作成
させ
る。
2、
敷地
を購
入し、
現在

のも
のの
るる
限り
近く
に別
の礼
拜所
を建
築

する
ため
に、
イン
グレ
ランド
中に
献金
をつ
のら

せ
る
レ⁽³³⁾

このように、ウエスレーもこの問題につ
 いて断固たる姿勢で臨むことを公にする。バ
 ースタルの証書を放置しておくことは、メリ
 デイズムの組織形態の根本を破壊すること
 につながるからである。ハニ年一月二十九日付
 の J・ベンソン (Joseph Benson) 宛の書簡
 の中で、彼はバースタルの証書に反対する理
 由を述べるが、その主要な論点は次の二点に
 要約される。(34) その証書は、(1) 管財人が好みの
 説教者をとくに固定し、説教者がロイターシ

ジョンを組んで諸会を巡回するといふメリテイ
ズムの組織体制を否定する。(2) さいは、管財
人の権力が、国王自身へのそれよりも巨大に
なるという帰結を導く。要するに、巡回制を
維持するためには年会への権限の集中は不可
欠であり、バースタルの証書が示唆する地域
的分権化への道は拒否されなければならぬい
と、いう六三年の証書モデルの作成と同様の問
題意識に貫かれています。わけである。らエスレ
ーのこうした断固たる決意にもかかわらず、

彼は、この問題に、彼の死後メリデイズムが
 刑の維持にかけ、彼の執念を反映している。
 い決意は、そのまま、彼亡き後の現行組織体
 礼拝所の証書変更を要求するラエスレリの強
 バースタル礼拝所さらにはデユーズベリ
 二年余りの歳月を必要としたのである。(35)
 一応の妥協が成立するためには、それから
 心とした和解工作も不調に終わり、両者の間
 なかった。ト・コーク (Thomas Coke) を中
 管財人の抵抗は続き、事態の收拾は容易では

巡回体制を維持しうるか否かの分岐点をみる。
 管財人によつて、ウエスレーの握る「説教者
 の配置権」が剝奪され、そのために「仮に巡
 回制が中断するならば、メソヂイズムは「
 直ちに無に帰す」からである。(36) 自
 分の生存中
 にこうした証書の規定を変更すること
 は至上
 命令であつた。また、ウエスレ
 ーを措いて他
 に、この証書に「適切」に反対し、
 その「影
 響」カレを行使する人間は存在しな
 い。(37) それ故、
 彼は、両礼拝所の放棄という極め
 て強硬な措

置を
取る
こと
にな
った
ので
ある。
証書
モデル
に基
づい
て礼
拝所
を管
理す
ると
いう
方針
を實
施す
る過
程の
中で
、取
案に
、こ
のモ
デル
が含
む重
大な
欠陥
が自
覺さ
れる
よう
にな
って
くる。
その
欠陥
とは
、ウ
エス
レ
ーの
死後
、礼
拝所
に対
する
説教
者の
任命
権を
彼か
ら移
譲さ
れる
こと
と
なる
年會
の性
格が
、こ
の証
書モ
デル
では
全く
曖昧
なま
ま
であ
った
とい
うこ
とで
ある。
實際
、証
書モ
デル
に從
って
運

年会は法律で認知されてい
 ない集まりであるから、
 ラエスレリの氏の死後
 は、自分たちが適当であ
 ると考える説教者を任命
 する、
 とい
 う意見が聞かれたとい
 う。また説教者たちも、
 年会の地位が曖昧なまま
 放置されれば、ラエスレ
 リの死後、メソヂイズム
 は分裂するとい
 う危惧を表明する者が増
 えてきた。ハニ年の年
 会において、証書モデル
 に記載されてい
 るメソヂイズトたちと
 呼ばれた人々の年会

(The Conference of the People called

Methodists) という言葉の内容規定の欠如が

問題とされる。こうした議論を受けて、コ

クは、この問題を当時の著名な法律家に相談

する。コルクによれば、その結果、彼は年会

の地位の法的規定は必要であり、これがな

さいなければ、ワエスレールの死後メソヂム

の統一を確保することにはむずかしいとい

忠告を受け、そのために年会の法的地位を確

定する証書をワエスレールが作成すること勸

められる。ハ三年の年会の席上、彼はこのこ

とを報告し、参加者は、
「できる限り速かに
ウエスレーが、その偉い法律家の忠告に一致
する証書を作成、実施する
ようにとの希望
を表明する。⁽³⁹⁾ 年会終了後、
ウエスレーは、コ
ウにその証書のための草案を作る権限を与え、
彼は先の法律家の協力を得て草案を作成し、
ウエスレーに提出する。
ウエスレーは、これに
基づいて証書の作成にとりかかる。
彼は一九
二名の全説教者中、
一〇〇名だけを選
択し、
彼らを年会の構成員と認定する。⁽⁴⁰⁾
そしてこの

一〇〇名（リール・ハンドレッド）
〔The

Legal Hundred〕以下ハンドレッドと

略す）によつて構成される年会の運営方法や

権限を一六項目にわたつて規定する証書を作

り上げるのである。ハ四年二月二日、この

証書は署名され、[□]メソヂイストたちと呼ば

れる人々の年会对するジョイント・ウェアスレ

師の宣言と任命[□]（The Revd. John Wesley's

s Declaration and Appointment of the Con-

ference of the People called Methodists）

として裏書きされ、五月九日に登録される。
通常、^コ宣言証書^カ (The Deed of Declaration
TI ON) と呼ばれるこの証書によつて、年会の
法的地位と権限が正式に認められ、ここに年
会は、ウエスレ一の死後、礼拝所への説教者
の任命権を握る合法的主体であることか名実
ともに確定した。^カ (4)

^コ宣言証書^カが、メソヂイズムの組織的展
開にとつて持つ意味は明らかである。それは、
説教者の任命権をウエスレ一等の死後年会に

上からみて、国教会からのメソヂイズムの実
さして、八四年の「宣言証書」が組織形態の
わけである。
面での国教会からの自立は実質的に完了した
体制を制度的に確立したのである。組織的側
会の制度的秩序と全く異なつた自立的な組織
いる。これによつて、メソヂイズムは、国教
制度的前提として確保されたことを意味して
完全なるものとし、彼ら後後の巡回制の存続が
移譲することとを定めた六三年の証書モデルを

質的自立を意味するとするならば、同年ウエ
 スレいは、宗教的權威の上でも、国教会から
 離脱する決定的な一步を踏み出す。八四年九
 月一日、二日の西日にわたって、彼はアメリ
 カのメソヂイストのために、国教会牧師の資
 格をもつ説教者、コーク等三名に對して、監
 督 (superintendent) と長老 (elder) のた
 めの按手礼をほどこす⁽⁴²⁾ にかかると、明ら
 かに国教会の宗教的權威と職階秩序の無視と
 そこのからの決定的逸脱を意味した。しかし、

的決断ではなく、アメリカリカという特殊な状況
 異にしていきます⁽⁴³⁾。按手礼の行使は、彼の主体
 インゲランドと北アメリカとでは全く事情を
 礼——筆者注——を拒否してきました。しかし、
 しなないことを決心してきたため、それ（按手
 ている国教会の既存の秩序を可能な限り侵犯
 自己の行為を説明してこう言う。私が属し
 行なうことを余儀なくさせたとき、彼は
 いない。彼を取り囲む状況が、かかる行為を
 こころでもウエスレイは、その山を逸脱とは考

の要請する「必要経路」の産物であるといふのである。^o

ワエスレーのかかる論理の当否はともかくとして、彼を相手礼行使へと余儀なくさせたアメリカの状況とは何を指しているのであるうか。^o 当時、アメリカにいたメソヂイストは、極めて困難な状況に置かれていた。アメリカは、独立戦争によって国教会は壊滅的な打撃を受けており、彼らが国教会牧師からサクラメントを受けけるのは不可能な状況であったからである。

らエスレーがアメリカ・メソヂイストの苦境
 不分離という方針は決定的に破綻しており、
 施すという動きも生じてくる。国教会からの
 礼を行ない、メンバーたちにサクラムメントを
 の説教者たちの間では、自分たち独自で按手
 のぶある。こうした中、南部のメソヂイスト
 ないという事態に、彼らは追い込まれていた
 せた。聖餐はおろか荒礼すら満足に受けられ
 の急速な増加は、こうした状況を一層悪化さ
 ある。加えて、一の年間で七倍近いメンバー

を打開する。何らかの手段をとる。ことが強く要
 請される。八四年の彼を取り囲む。アメリカの
 状況とはこうしたものであった。国教会から
 の分離とサクラメントの必要性という従来
 のジレンマを、アメリカカの状態はより鋭く彼
 に突きつけたわけである。⁽⁴⁴⁾
 ウェスレーが国教会の宗教的權威と秩序を
 尊重する以上、どうあっても彼はかかるジレ
 ニマから免れえない。確かに彼は主観主義
 的自己納得によつて、国教会の制度的權威か

ン
 バ
 ー
 の
 急
 速
 な
 増
 加
 、
 国
 教
 会
 側
 の
 非
 協
 力
 と
 無
 ン
 ト
 執
 行
 権
 の
 不
 可
 欠
 な
 前
 提
 で
 あ
 る
 。
 レ
 カ
 シ
 、
 メ
 に
 と
 っ
 て
 主
 教
 に
 よ
 る
 聖
 職
 按
 手
 は
 、
 サ
 ク
 ラ
 メ
 ン
 観
 主
 義
 的
 立
 場
 を
 堅
 持
 し
 よ
 う
 と
 し
 た
 。
 こ
 の
 立
 場
 ラ
 メ
 ン
 ト
 の
 有
 効
 性
 に
 つ
 い
 て
 、
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 は
 密
 か
 っ
 た
 。
 特
 に
 そ
 の
 ヒ
 エ
 ラ
 ル
 ヒ
 ー
 を
 支
 え
 る
 サ
 ク
 エ
 ラ
 ル
 ヒ
 ー
 の
 全
 面
 的
 拒
 否
 に
 ま
 で
 徹
 底
 化
 さ
 れ
 な
 う
 原
 則
 に
 示
 さ
 れ
 る
 よ
 う
 に
 、
 国
 教
 会
 の
 宗
 教
 的
 と
 的
 態
 度
 は
 、
 “
 国
 教
 会
 内
 の
 メ
 ソ
 デ
 ィ
 ズ
 ム
 ”
 と
 い
 ら
 の
 逸
 脱
 を
 行
 な
 っ
 た
 。
 し
 か
 し
 、
 か
 か
 る
 彼
 の
 心

関心は、アメリカの状況に典型的に示されるように、サクラメント自身が受けられないという結果を招き、彼のかかる立場を完全に破綻させたのである。

こうしたジレニマの構造の文脈の中で、四年のウエスレーによる授手礼が行なわれる。その目的は、監督の授手を受けたコイクと長老の授手を受けたR・ワットコート (Rich-

ard Whatecoat) とT・グエイズイ (T. Vair-

sey) によって、アメリカ・メソヂイストの

指導的説教者である F. アズバリー (F. T. S. J.)

CIS Asbury) と教名の説教者に監督及び長老

の按手を施し彼らによつてアメリカのメソ

ヂイストたちがサクラメントを受けられるよ

うにすることであつた。ここに説教者のサ

クラメント執行が、ラエスレ自身の權威に

よつて認められ、彼自身か新しい權威の定立

者となる。彼の主観主義的立場は、新しい容

観的權威へと転ずるわけである。彼の按手礼

の行使の意味するところには明らかであらう。

それは、とりあえず、先のジレニマから脱出
するための決定的な措置に他ならない。彼の
按手によって、論理的には、国教会の宗教的
権威とは無関係に、説教者がサクラメントを
執行しうる道が開かれる。しかし同時にこの
ことは、先のジレニマを生じさせていた国教
会の宗教的権威と職階秩序からの離脱を当然
にも意味していた。ウエスリー自身の行為に
よって、国教会内のメソヂイズムという理念
は、実質的に裏切られる。チャールズが言うよ

国に對しても、
 二〇名以上の説教者
 を按手す
 ラニド、
 海外宣教地、
 として
 イニゲ
 ラニド本
 社
 実施を
 皮切りに、
 ウエス
 レーは、
 スコット
 のであつたのである。
 アメリカのため
 の按手
 イズム独自の
 宗教的權威の
 誕生を意味する
 も
 るとともに、
 ウエスレーを
 頂点とした
 メソヂ
 るといえる。
 それは、
 国教会からの
 離脱であ
 の弁明にも
 かかわらず、
 決定的な
 段階を画す
 において、
 人四年の
 ウエスレーの
 行為は、
 彼
 うに、
 「按手は
 分離」
 なのである。
 (45) この意味

る。アメリカへの握手は、そのための第一歩
 であつたわけである。ここに、宗教的権威に
 おいても、メソヂイヅムの国教会からの離脱
 は決定的となつたのである。
 一七八四年の「宣言証書」とアメリカへの
 握手礼によつて、メソヂイヅムの自立化の過
 程は一つの到達点に達し、新しい段階が訪れ
 る。国教会からの自立化の段階が實質的に終
 了し、ラエスレール以後の時代が始まる。
 国教会との関係は依然として複雑

であり、メソヂイズムがラエスレィなれで歩
 み出すためには、まだ少し間がある。しかし、
 筆者は、八四年の「宣言証書」⁴と按手礼によ
 って、メソヂイズムの制度的自立の基礎は定
 まったと考へる。ラエスレィを頂点とする新
 しい宗教的ヒエラルヒーの形成とそれに伴う
 国教会からの自立化と、いうプロセスは、ここ
 に一つの達成を迎へる。
 しかし、かかる達成は、その宗教的ヒエラ
 ルヒーにおいて決定的な弱点を有していた。

それは、制度的に、彼の説教者任命権を継承
するにとつた年会の宗教的權威の曖昧さ
の内に存在する。確かに⁹宣言證書¹⁰によつ
て、年会は、ウイスリーの死後、彼の作りに
げてきた独自の宗教的ヒエラルヒーの頂点に
立つべきことを定められた。しかし、¹¹宣言
證書¹²は彼の宗教的權威の年会への継承を明
示しておらず、ただ證書モデルに基ついて建
設された礼拝所に対する説教者の任命権の年
会への帰属を法的に規定したにすぎない。つ

史集権体制の存続を制度的に確定しただけに
 い。要するに、それは、年會を頂点とする中
 教者の宗教的權威に關して何ら言及していな
 によつて構成されることを規定しつつも、説
 宣言証書は、年會が一〇の名の説教者だけ
 曖昧なまま放置されたのである。しかも、日
 エラルヒ一内における年會のもつ意味は全く
 ら繼承しておらず、それ故、新しい宗教的ヒ
 事象に關する權威と權限を何らラエスレ一か
 まり、年會はサクラメント執行權等の宗教的

留まり、それに対応する宗教的ヒエラルヒーの制度化に関する手続き続きを全く欠落させていないわけである。そのため、そのヒエラルヒーは、客観的、制度的権威として十分に自立しえなかつたのである。もちろん、一部の説教者に対する彼の扱手は、その権威の本格的な制度的転化という性格をもつていた。特にイングリッシュ本国に対する彼の扱手は、それによる新レ

明らかには、按手の意図を何ら公的に言及せず、この世を去る。年會を頂点とする宗教的ヒエラルヒーは、その存続を支える宗教的權威上の制度的基礎づけを曖昧にしたままとり残され、このこととなるのである。従って、説教者層が、ウェアスレートの死後、年會を頂点とした宗教的ヒエラルヒーにより、組織運営を試みる場合、彼の權威の制度化による宗教的ヒエラルヒーの確定が不可欠な課題となってきた。

しかし、かかる課題の遂行は、そのヒエラル
ヒの曖昧さの内に畚存さぬていた一般メン
バーの主観主義的立場の激しい抵抗をひき起
こすこととなるのである。ハ四年の口宣言証
書⁴と按手札によつて一つの達成をむかえた
プロセスは、まさにこれらのうちに含まれる
曖昧さ故に、新しい宗教的ヒエラルヒーの確
定を主題とした新たななプロセスの出発点とな
るのである。

〔註〕

(1) Baker, OP. CIT., p. 252.

(2) (Minutes), Vol. 1, pp. 43-44.

(3) 「説教者基金」は以下の三つの

規定から成っている。(1)すべての

巡回説教者は、毎年年会で一〇三

ニゲ献金する。(2)これが、説教者の

大多数によつて支持された三人の執

事の手に残られる。(3)毎年、必要

なものか、まず年老いた説教者ない

し病弱の説教者と（家族があれは）
その家族に、それから死亡した説教
者の未亡人と子供たちに対して、そ
こから与えられる。
Ibid., p. 45.

(4) Ibid., p. 49.

(5) Ibid., p. 56.

(6) 七四年には一ニポンドに引きあが

られる。
(Minutes), Vol. 1,

p. 115.

(7) Letters, Vol. 5, p. 155. なお、

説教者の妻については、六九年から組織全体で援助することになる。

(Minutes), Vol. 1, pp. 86-87.

(8) (Minutes), Vol. 1, p. 152.

(9) Ibid., p. 86.

(10) Baker, op. cit., p. 236.

(11) (Minutes), Vol. 1, pp. 77-79.

(12) Ibid., p. 90.

(13) Tyerman, op. cit., Vol. 3, pp. 71

-72, n-2.

(4) (Minutes), Vol. 1, p. 79.

(15) Ibid., p. 90.

(16) Tyerman, op. cit., Vol. 2,
pp. 486-487.

(17) (Minutes), Vol. 1, p. 57.

(18) Ibid., p. 82.

(19) Journal, Vol. 6, p. 263.

(20) Ibid.

(21) Tyerman, op. cit., Vol. 3,

p. 310.

(22) Letters, Vol. 6, p. 376.

(23) Tyerman, op. cit., Vol. 3,

pp. 363-364.

(24) Letters, Vol. 7, p. 98.

(25) (Minutes), Vol. 1, p. 191. な

お、 ウェスレーは、 ニウレタ条件以

外の場合もメソヂイストの礼拝式を

行なうことを認め、その例として、

コークによつて行なわれたタブリン

における月三回の国教会礼拝時間内

の日曜礼拝式の開催の容認があげら

46. Letters, Vol. 8, p. 126.

(26) Works, Vol. 3, pp. 242-243.

(27) Cf. Journal, Vol. 5, pp. 60-66.

(28) Tyerman, op. cit., Vol. 3,

p. 148.

(29) (Minutes), Vol. 1, pp. 110-

122,

(30) E. Benson Perkins, Methodist

Preaching Houses and the Law,

the story of the Model Deal (Lohn-
den, 1952), pp. 34-37.

(31) Journal, Vol. 5, pp. 162-163.

(32) Tyerman, op. cit., Vol. 3,

pp. 373-380. Works, Vol. 13,

pp. 274-278.

(33) (Minutes), Vol. 1, p. 158.

(34) Letters, Vol. 7, p. 150.

(35) Tyerman, op. cit., Vol. 3,

pp. 381-382.

(36) Warks, Vol. 13, p. 280.

(37) Letters, Vol. 7, p. 150.

(38) Perkins, op. cit., p. 44.

(39) Jonathan Crowther, A True and

Complete Portraiture of Method-

ism; Or the History of the Wes-

leyan Methodists; Including

their Rise, Progress, and Pres-

ent State (London, 1811), p. 42.

(40) ハンドブック 2 選定 41

四年以下の説教者であり、そのうち
 五年目七名であり、残りの一六名は
 目五名、七年目四名、六年目二名、
 九年まで三六名、九年目五名、八年
 年と二七年まで一六名、一〇年と一
 説教者歴三十年以上の者五名、二〇
 エイムズ、ワレイトン)を筆頭に、
 牧師(ウェアスレイ兄弟、コイク、ジ
 ようなものであった。五名の国教会
 た一口の名の説教者歴の内訳は次の

二名は一七八六年に、もう一人は八九年になつて正式に説教者として採用された。なお、選定に漏れた説教者のうち、ほぼ三分の一前後が一〇年以上のキャリアをもつ者であり、そのうち四名は三〇年以上にも及ぶ説教者歴を有する人々であった。

John S. Simon, John Wesley The

Last Phase (London, 1934), p. 150

(以下 Phase と略す)

(41) 宣言証書の全文について

Journal, Vol. 8, pp. 335-341 に記載
している。

(42) John C. Bowmer, The Sacrament

of the Lord's Supper in Early

Methodism (London, 1951), pp. 148-
149.

(43) Letters, Vol. 7, p. 238.

(44) Simon, Phaese, pp. 199-200.

(45) Tyerman, op. cit., Vol. 3,

P. 214.

正誤表

P. 34 (L4)	17 → 18	P. 33 (L1)	会
P. 93 (L2)	「6年間ハレド主教」を「主教」の次に挿入		
P. 125 (L5)	18 → 15	P. 167 (L17)	マズ → マズに
P. 215 (L9)	付ク → 付	P. 276 (L1)	抱 → 懷
P. 281 (L11)	(2)	P. 301 (L19)	T → Thomas
P. 326 (L5)	善慈 → 慈善	P. 433 (L5)	マ → に
P. 441 (L3)	認承 → 認証	P. 506 (L1)	ウズ → ウズル
P. 561 (L1)	一、マ → 一、マ	P. 601 (L10)	侵 → 浸
P. 610 (L20)	落マ → 落トマ	P. 672 (L2)	根 → 根
P. 685 (L11)	換 → 喚	P. 826 (L3)	↓
P. 832 (L7)	↓	P. 840 (L7)	結 → 沢